





たいと思います。

○上村委員長 大蔵委員会は、予算関連法案その他、重要法案を審議する委員会になっておりますので、その運営につきましては慎重の上にも慎重な運営をいたしてまいりたいと思っております。

○松浦(利)委員 慎重の上にも慎重というお言葉は、強行採決はやらぬのだ、審議を十分尽くすのだというふうには私は理解をいたします。ですからこれ以上委員長に本問題についての答弁を求めようとは思いません。われわれもまじめに、率直に十分審議を尽くす決意です。ぜひ運営については、いまお話をありましたように慎重に配慮していただきたいというふうに思います。

そこで、大臣、今度は大変お疲れでございました。しかし、大臣にちよっとお尋ねをしておきたいのですが、実は本委員会は、大臣が首脳会議に御出席になる前に本特例法案の趣旨説明をいただいた後は日程が入りまして、大臣が仮にお帰りのなつた場合は十八日に本委員会で審議をするという与野党間の一致した約束があったわけでありまして、私は質問の第一陣者として待機させられたわけでありまして、残念ながら参議院の方に終始行っておりましたが、本委員会の申し合わせは大蔵がほごになつたという経緯があるわけでありまして、大臣としてなせそういう行動をとられたのか、本委員会が与野党一致して決めたことに対してなせ政府は従えなかつたのか、守り得なかつたのか、その点をひとつこの際はつきりお答えをいただきたいというふうに思います。

○大平内務大臣 政府の一員といたしまして、国会の審議は第一義的に大切なことと私は心得ております。したがって、国会の御審議に支障のないようにはすべしと私の段取りをつけておるわけでございます。衆議院と参議院の御審議が同日に行われる場合におきまして、どちらに出席して御審議に出席すべきか、これは国会の方の御判断にまかせておるわけでございます。私が勝手に参議院を選んだということではございません。

○松浦(利)委員 このことが中心ではありません

から余りくどく質疑をしようと思いませんが、少なくとも大臣が発言なさる前に本委員会の与野党間で一致して十八日は本委員会を開く、大臣が帰つてこられた場合には大臣の御出席を求めるといふことの申し合わせがあったということだけは御記憶でございませう。その点はどうぞでございますか。

○大平内務大臣 そういふ経緯は私も承知いたしております。

○松浦(利)委員 本委員会が従来の慣行を破つて強行採決が行われたり、従来の慣行を破つて与野党間で一致して決めた日程までも一方的に破られるという事は、逆に言うと、本委員会というものがだんだん従来のパターンから変わった方向に運営されてしまうことになりかねないと思つております。

この際、委員長としても、昨日の経緯は理事会でいろいろ議論なされた末やむを得ないということとで開きになったものであります。二度とこうしたことが行われぬように、政府に対して厳しく注意を勧告しておいたいただきたいと思つております。よろしうでしょうか。

○上村委員長 昨日の経緯につきましては、理事会でいろいろと討議をしたわけでございます。先ほど申し上げましたように、当委員会はきわめて重要な案件の審議が多くございまして、各理事の方々とその点を十分考えながら今後やつていこうという事になっておりますので、よろしく御了承を賜りたいと思つております。

○松浦(利)委員 政府が今後そういうこともちゃんと守つていただけたらということも前提にしてこれから質問に入ります。

大臣、実際には御本人は余り行きたくなかつたというふうなことも流れておるのですが、今度の首脳会議に結果的に御出席になりました。しかし、国会の重要な情勢にかんがみて直ちに折り返し帰つてこられたわけでありまして、大臣は今度の首脳会議にどういふ役割りを持って行かれたのか。本当の使命を持っておられるれば、大蔵大臣という立場上、私は最後までおられたと思うのです。国会が重要だということからは初めからわかつておつたわけでありまして、ですから途中でUターンして帰つてこられた。大臣としては一体どういふ役割りだつたのか、重要閣僚の一人として御感想があると思つております。そのことをひとつ冒頭にお聞かせをいただきたいと思つております。

それから二番目の問題は、きのうの新聞あたりをいろいろとご覧になっておられます。今度の米仏の通貨秘密協定の問題であります。場合によっては、これが非常に重要な政策の転換をしなければならぬポイントにもなりかねないという非常に重要な意味を持つておると思つております。下手なところで円が円高で決まりまふと大変なことになると思つて、こうした重要な問題で大蔵大臣が出席なさつておられない。逆に言うと、代理だけ出席なさつておられる中、秘密裏に行かれておる。しかも日本はつんばさじきに置かれておる。一体大蔵大臣は何を以て行かれたのだらうかという疑問が国民の中に相当広く出たおると私は思つております。ですから、こうした米仏の通貨秘密協定の問題についても、大臣は現地におられなかつたのですけれども、帰つてこられた代理その他の人たちからお聞きになつておられるのでありませうから、受けとめ方として、わが国に与える影響がどうか、そういう影響等についてもこの際担当大臣としてお聞かせをいただきたいと思つております。

○大平内務大臣 今度の会議は、フランスの大統領がフランス以外の五カ国の首脳にあつて正式の招請をされたのでございまして、それには外務大臣と大蔵大臣も御同席願ひたいという招請状でございまして、これに應じまして六カ国は、首脳のほかにはこの両大臣が一人残らず出席をいたしておりました。これは国際儀礼上の問題として当然のことと思つておるし、また、招集者がこの会議に期待をいたしたことに對して招集を受けた者がこれに對して十分こたえる態勢として私は当然だと思つてございまして、したがつて、三木総理がみ

ずから御出席になるばかりでなく、宮澤君と私に同行を命じたことも当然のことと思つております。しかし、私は同時に、松浦さん御案内のように両院に非常に重要な法案を提出し、御審議をいただいておられます責任大臣でございまして、国会は、先ほども申しましたように、国会の御審議はわれわれにとつて第一義的な問題でございまして、したがつて、国会の御判断で、いかに重要な国際会議でございまして、行つちやいけないうことになりなりましたならば、やめるつもりであつたわけでございます。したがつて、三木総理には、あなたにわれわれを帯同したいといふことはよくわかる、けれども、これは国会の御判断を求めてもらいたいといふことを私はつけ加えて申し上げておつたはずでございまして、したがつて、内閣は国会の方といろいろ御協議をいたしたいやうでございまして、国会の御審議の都合で途中でトンボ返りでお帰りのいただくかもしれないといふ了解の上で羽田を立てていったわけでございます。途中、果たせるかな、内閣を通じて国会の方の御審議があるということでもございましたので、フランス初め各国の首脳に了解を得まして帰つてまいつたのが私の立場でございまして。

それから第二の御質問でございまして、今度の通貨問題に対するランブイエ会議の関係でございまして、通貨問題というのには、松浦さんも御案内のとおり二つありまして、一つは、現在の変動相場制のもとにおける為替相場の変動幅をできるだけ少ないようにしよう、つまり安定化を図つていこうという問題があるわけでございます。それからもう一つは、現行のIMFの協定の改正問題があるわけでございます。

で、前者につきましては、今日全面的なフロート制になり、ここ最近の経験では、ずいぶん相場の変動が激しくて、世界の経済活動が阻害をされておる面がないとは言えない、したがつて、各国の努力によりましてこれをできるだけ安定させよう、じゃないかといふことで、六カ国の首脳の見解は一致したわけでございます。しかし、これは何も

一つの標準のレートを考えて、それに近づけるべく努力しようというようなことではなくて、通貨当局が必要なきに介入いたしまして、できるだけ変動の幅を少なくしようという紳士的な約束をいたしたということでございます。そのことがランブイエ宣言にもうたわれておりますことは御案内のとおりでございます。

それから第二の、IMFの協定改正問題というのは、もともと前々からあった問題でございます。IMF協定は、金ドルをベースにして、固定相場制を軸につくられてある協定でございます。いま、変動相場制というのは緊急避難の場合しか認められていないことでございますが、現実にはもうIMFの協定から実態は離れてしまつておるといふのが今日の姿でございますので、この場合、IMFの協定上変動相場制も認めるべきじゃないかという主張をアメリカは従来しておつたわけでございます。

で、その問題が前から尾を引いておつたわけでございますが、今度米仏両国の間で、以前のような対立とか距離というようなものが大体埋められまして、為替の安定に協力しようじゃないかという機運が盛り上がり、各国がそれを非常に評価しておりますことは御案内のとおりでございます。いま、米仏両国が、この協定の改正問題についてはアメリカもアクセプトできる、フランスもアクセプトできる案はこんな案じゃなからうかというようなのを両国で相談したことは事実のようでございます。このことを蔵相代理会議で口頭で御披露になつたようでございます。

しかし、これはあくまでも両国間の合意、一応の考え方が合致しておるといふことでございまして、IMFの協定は両国だけでできる相談じゃないので、これから各国が協議いたしました。手順を経て改正に持っていかなければいかぬわけでございます。世上で秘密協定が云々とか、頭越して云々とか言っているのは、私はそのことを言っているんじゃないかと思つておつた。そういう意味で、従来対立しておると言われておつた両国

がそういう歩み寄りを見せたことは、私は歓迎すべきことと思つて見ておるわけでございます。

○松浦(利)委員 最後に、このことが本題ではありませんが、今後議論を保留して余り申し上げませんが、いずれにしても、今度のこの通貨問題が、きょうの新聞等全部読んでみましたが、ほとんどの新聞が疑問に思つておるのは、どうもドルと欧州通貨についてはある程度の方向づけができたけれども、円だけはつきまじりに置かれてしまつておる。そのことが、これから一月七日にIMFの会議に出られるのですけれども、そういう場面に大変不利益が起るんじゃないかというところが非常に危惧されておるわけですね。事実私たちが非常に危惧するところですが、今度の首脳会議におけるこうした問題は、決して将来に向かつてわが国に不利益をもたらさない、むしろ前進こそあれ、マイナスはないのだということ国民の前に明確に言えるのかどうか。言えると思つておつたのだと思つておつた。同時に、そのことは将来に向かつて大平大臣として責任を持たれる発言だと私は受けとめたいと思つておる。そのことを明確にお答えいただきたいと思います。

○大平内務大臣 円とドルとの間には、ドルとヨーロッパの各カレンシーとの間におけるような大きな幅の変動はなかつたわけでございます。変動は確かにありましたけれども、欧州におけるほどの振幅はなかつたわけでございます。私ども日本の方は、つまりドルと円との変動が激しかったならば大いに反省しなければならぬのですけれども、日本の方は現に相当なる期間三百円内外のところですよと落ちておるわけでございます。私はいまの日本の通貨当局の為替政策というものは間違つていないと思つておるわけでございます。

ドルとヨーロッパの各カレンシーとの間、ヨーロッパのスネークとドルとの間の相場が乱高下が激しかったのを今度安定化していくということ

は、ヨーロッパとアメリカとの間の関係を正常なものにするばかりでなく、世界経済の安定のためには私は大変望ましいことと思つておる。そのことのために日本が損するということはない。したがつて、これは決してないのでございます。したがつて、為替相場の安定化というものをグローバルにいろいろみんなが、各為替当局が協力しながら持つていこうというランブイエの宣言の趣旨というものは、世界経済のために、日本経済のためにも大変歓迎すべきことと思つておる。それだけの責任をわれわれも分担してこれから努力していきたいと思つております。

今日まで変動制に移つてから比較の変動幅が少なかつた日本でございます。今後私どもはできるだけ変動幅の少ない状態に日本の為替を持つていくということに努めてまいりたいと思つておる。今日まで変動制に移つてから比較の変動幅が少なかつた日本でございます。今後私どもはできるだけ変動幅の少ない状態に日本の為替を持つていくということに努めてまいりたいと思つておる。

○松浦(利)委員 いまの御発言は、今度の決定は将来にわたつてマイナスはない、むしろプラスだ、そういうふうな理解をしてよろしいですね。これは議題外のことでありませうけれども、大切なことですから簡単に御尋ねしたところであります。そこで本題に入りますが、まず大蔵大臣にお尋ねをしたいと思います。七月の二十一日に財政制度審議会が中間報告を出しておられますが、これは福田副総理が理事をしておられる「金融財政事情」という雑誌に出ている言葉ですが、鬼面人を騒がす、三兆などという赤字が出るはずはないんだというところで大蔵省はこの中間報告について肯定的な態度をとられなかつた。しかしその後あつて、大変な赤字が出るということが予想されて、事務局としても作業を進めざるを得なかつたというふうなことが比較的書いてあるわけですね。どうも私も不思議に思つておる。大臣は四月二十五日でしたか、予算が通過した後、どうも景気の落ち込み等から見ても歳入欠陥が出る、非常事態宣言を出されて、不要不急の歳出については極力これをブレーキかけろというふうな手だてをとられたはずなんです。また、本委員会におきま

しても、私も質問したのであります。歳入欠陥の幅というのは一体どれくらいになるんだ、早くそのことを把握しておらないと大変なことになりませうという指摘も、これは与党のどなたかも質問なさつたと記憶しておるのですが、本委員会の各委員はほとんど歳入欠陥が重大な影響を与えるのが心配だという意味で質問をした。ところが大蔵大臣を含めて財政当局は、いや、そんなに心配はありませぬ、大体せいせい九千億程度でしようというふうなことで御答弁なさつておられた。かつたわけですね。もつとまじめに本委員会の議論を財政当局が受けとめておつたことすれば、手の打ちようはまだあつたはずなんです。たとえ法律を改正せずして、事務当局、政令を改正する、そういう手続によつて増徴する年内増税というものは可能であつた。しかしそういう政策手段もとれないまま、ただ大丈夫大丈夫だということとで、本委員会でも質問に明確に答えられなかつた。その結果が今日特例債を発行せざるを得ない、そのためには財政法第四条を禁じておるにもかかわらず赤字公債を別の法律、たつた三条の法律で発行せざるを得なくなつたんだ。金が足らぬからつじつまを合わせるために仕方がないじゃないかと言えは非常に単純明快な答えではありますけれども、しかし、それまでにする過程として当然なざるべきことをあなた方はなさつておらなかつた。まじめに本委員会で、先ほどから私はどういふように大蔵委員会で議論を云々ということをお話頭委員長にも申し上げましたけれども、本委員会は与野党というものを越えてまじめにいろいろ問題を議論してきたと私は思つておる。そういう議論に耳をかきなかつたことが今日のこうした事態を招いたわけですね。

私は、この際、財政当局である、その責任者でおられる大平大臣、本会議でもあなたは責任の一端を述べられましたけれども、そういう点については、私は、国民に対してどういふ思いであなただけの特例債を出しておられるのか、やるべきことをしないでどういふものを出してきておる

わけでありませうから、そういう点についてひとつ明確にしておいていただきたいというふうにも思うのです。

○大平内務大臣 問題を便宜二つに分けて答弁させていただきます。一つは、四十九年度の歳入不足の問題が一つでございます。これは結果的に御案内のように七千七百億の歳入不足になったわけでございます。これが明らかになりましたのは本年の四月に入ってからでございます。もつと早くわからなければならぬじゃないかという御指摘が本委員会でもございました。しかし、正直なところ、一月末までの各税目別の取入実績というのは比較的よろしかったわけなんです。ただ、十月ごろから法人税取入はこれは相当減るのではなからうか、見積もりにも若干減るようになっています。それでございませうけれども、これが一月の決算法人あたりからうんと落ち込んできたわけでございませう。それがわれわれのところにも確実に捕捉されるというのには相当期間がかかってからでございます。いわんや三月十五日の確定申告の状況というのは、四月の予算が成立した四月二日の状態ではまだわかっていないわけなんです。したがって、衆参両院で、おまへはこの国会に対して忠実じゃない、予算を通したいばかりに、いまわかっておいて国会に知らぬのじゃないかというおしかりをたびたび受けたのですけれども、そうじゃなくて、実際にわかっていなかったのです。わかっていない状態ではわかっていない額を答えるのには一番私は悪いと思つたのです。つまり、国会に申し上げる数字は、間違つた数字を申し上げることは大変私は国会に対する最大の軽視だと思つてございませうから、的確な数字を踏まえた上で答えないければならぬと存じましたので、四十九年度の歳入の不足という問題は、確実にわかつて初めてこれは報告すべきものと思つておりました。途中でいいかげんな数字は申し上げるべきでないと思つておつたわけでございませう。そのことが悪いというおしかりを受けるなら

私は甘んじて受けまされども、私は、正直にそれが私の責任だと感じておつたわけでございませう。ところが、不幸にいたしまして、それが七千七百億もの巨額なものにのぼつたわけでございまして、四月分の歳入を、納税義務が発生したのは、三月のものは前年度の歳入にするという政令を出すことによりまして、国会の手を煩わすことなく四十九年度の帳簿は締めさせていただきます。ございませう。

ところが、そういう七千七百億の歳入欠陥が出たが、このままの状態では五十年に延長した場合に、この歳入欠陥を反省して、五十年のどのぐら

いの歳入欠陥が生ずるか、つまり、経済の見通しを別にいたしまして、歳入構造の問題からいきま

して、こういう欠陥が生じたのが本年度に延長されるかとすればどのくらいあるかという、これは公

明党の御質問だつたと思つてございませう。それに

対して私は、いろいろ計算してみると九千億ぐら

いは恐らくその影響で五十年の歳入不足の原因

になるだろうというふうな見通しは述べたことは

ございませうけれども、しかし、全体として、いま

三兆何千億の歳入欠陥全体について申し上げたつ

もりはないのです。その点、松浦さんちよつと

断つておきたいと思つたのです。

それから経済の見通しでございませうが、経済の

見通しは、政府は御案内のように、四・三%の成

長である、雇用所得は幾らの伸びである、物価は

どれだけの見通しであるかというの、一応予算の

編成のときに閣議で決めまして、それをベースに

して歳入を見積もつたわけでございませうが、そのベースは四月の段階で五月の段階で政府は全然変えずに來ておるわけなんです。これは変えなければい

かぬといふことはだれも気がついて、いずれ変え

なければいけませんと思つておりましたけれども、年

度が相当経過して見ると、どのように改定して

いいものやらまだ見当がつかないから、これを改

定しないで補正予算のときにしようじゃないかと

いうことでございませうから、あの段階で私が、

いやことしはずいぶん歳入欠陥が出そうでござい

ますななということをお聞きでございますよ、基本に

なる政府の見通しというのがまだ改定してないの

でございませうから、私が閣僚の一員としてあれは

どうも早く改定しなければいけませんと思つた、こ

れでこのぐらゐの歳入欠陥が出そうでございませ

うななということをお聞きして国会で言うほど軽率

でございませうならば、私は閣僚が動まらぬだろ

うと思つたのです。したがって、あの段階では、秋深

くなつていろいろな歳入、歳出の要因が解明され

た後で見直して予算を補正する、あるいは経済の

見直しを改定するというのが普通のやり方ではござ

いませう。

しかし、ことしは少し早目にやらなければいか

ぬ。というのは、すでにもうそういう歳入の欠陥

をはらんでおつたものでございませうから、ことし

はもう人事院の勧告も米価もいろいろな問題も大

体見当がついてまいりましたので、早く補正予算

をお願ひして見直しも改定してということをお願い

しまして、九月の初めに国会をお願いして、私ど

も鋭意補正を急いで、補正予算とこの特例法案を

出してきたのは従来よりずっと繰り上げてやつて

おるのが今日の姿でございませう。

すなわち、事態の歩みはあなたから見ると、政

府がやつているのは、事態はもつと深刻であるの

にどうも眞実を国会に伝えていないのじゃないか

という御不満があなたにあることは私もわかるの

です。しかし、それを国会に正式に御報告する手

順はまだ踏んでいないわけでございますから、補

正予算を組み、その前提としての経済の見直しを

決めて、初めて私は国会でこのように歳入欠陥は

これだけになります、公債はこれだけお願いしな

ければなりませんといふことを申し上げる立場を

与えられるわけでございませう。それが補正を組ん

でからになつたわけでございますので、あの当時

あなたに申し上げられなかったといふのはそういう

事情だつたことを御了承いただきたいと思つた

です。

○松浦利委員 私は結果的に大臣から言ひわけ

を聞いただけで、私がそう思つておるのじゃないか

と国民全体がそう思つておるのですよ。私じやな

いのです。国民がみんなそう思つておるといふこ

とです。大臣はまじめな大臣ですから、その点は

誤解のないように。国民がそう思つておるのです

よ。一体、こういう事態になつたのはそういう手

続の関係であつて、私にはどうにもならなかつた、

勸告していただきたいということもございませうか、結

果に對しては、そういう手続を踏みたかつたけれ

ども踏めないのだ。私から言わせれば、財政当局、

財政担当の責任者でありますから、しかも重要な

三木内閣の閣僚でございませうから、大平大蔵大臣

が閣議なら閣議に大変な事態だぞといふことを言

うべきだつたと私は思ひますけれども、そういう

ことはさておいて、いすれにしても、手続上この

う状態になつたのだからこれで仕方がないとい

ふことだけでございませうか。結果に對しての責任

というものは、こゝろに理解してよろ

しいですか。

○大平内務大臣 私がいま申し上げたのは、実

体経済、実体財政はすでに相当の問題をはらんで

おつたにかかわらず、国会に對して、また本委員

会に對してそれらの報告が十分でなかつた。そし

ていまになって補正予算を出して特例法を出して

というように政府は出てきておるけれども、それ

は国会に對しての責任を十分果たしておるゆえん

とあなたが御指摘になつておるので、それはこ

う経過だつたのですといふことを申し上げたわ

けでございませう、それ以外にとる道がなかつた

わけでございます。

しかしそれより前に、こゝろに歳入欠陥を生ず

るといふこと、それから経済の落ち込みを見通せ

なかつたといふことが大前提であるわけなんです

でございませう、それはもう松浦さんの御指摘を待

つてもなく、私も経済の見通し、それから歳入

の見通しにつきましては大きな展望を誤つたわけ

なんです。私自身は思つておるのです。私自身

は痛いほど感じておるのです。それで何とかこの

事態について、財政といたしましてなすべきことを早くやつておかなければいかぬ。中央地方を通じて財政水準、行政水準をどのようにしてつくり上げていくか。極度に落ち込んだ経済、雇用の問題に對して財政としてどういうことをやつておかなければならぬかということ、まずそれだけの手順を講じておかなければ、これはもう見通しを誤りました、シャッポを脱ぎますというわけにいかぬのじやないかということを考えて、いま一生懸命にその善後策をやつておるわけなんです。まして、まだ私の責任を果たす道程にあるわけです。私自身の問題はどなたの御指図も受けないつもりです。私自身の判断によりたいと思つています。

○松浦(利)委員 私はやめろというふうなことを言つておるつもりはありません。そこで、大蔵省に「フアイナンス」という広報誌がございますね。あの広報誌に、大蔵省の課長補佐の人たちでしたが、解説書を出しておられるのです。それは財政制度審議会の中間報告、七月二十一日に出された分に対して大蔵省の広報誌の中で、名前は言いませんが、参加した人が出しておられるのです。その中で、昭和五十年年度の予算について一兆、二兆、三兆の赤字が出た場合のことを予測して、あらゆるデータを駆使しながら、このままでいくと二十一兆、場合によっては六十兆近くの普通公債残高が起るぞという意味の警告を出しておられるのです。この中間報告について、そして支出についてはこうしなさい、あしなさいということが具体的にここに書いてある。しかもそれは大蔵省の広報に書いてあるのです。しかもそれは、逆に言うると七月二十一日の中間報告を受けた段階、受けた段階、ということは、その審議にすでに大蔵省は参加しておるわけですからね。だから早く知つておつたわけなんです。七月二十一日の結論が出る前に、大蔵省はずでに

こういう状態になるということを知つておられた。そういう状態でありながら、あなた方は隠しておつたと言われてもしょうがないじやないですか。そのときの対応策をなせなかつたのか。財政制度審議会がわざわざ急いでやれよということ、中間報告を出した。しかもその内容については大蔵省は事前を知つておる。大蔵省の広報にもその解説を出しておる。にもかかわらず、いま大臣が言われたように、私たちは手続としてそういうことはできなかつたということ、推移しておられる。ということになれば、逆に言うと、事務当局が大蔵大臣にそういう事態についての報告をしなかつた、こういうことになるわけですよ。

私は、大平大臣は非常にまじめな人ですから、いろいろ揚げ足を取るつもりはありません。しかし少なくとも、国会の場を通じていま手続のことを言われたけれども、そういう手続の前に財政当局としてはすでに財政制度審議会の討議に参加をしてそういう事態が起つてくるということを知つておられる。その予知に對する準備行為といふものは何もしておられない。補正予算を組むまでほつたらかし。そのことは、事務当局が大蔵大臣に對してパイプをつないでおらなかつた、逆に言うと事務当局の怠慢じやないですか。その点はどうなんですか。

○大平国務大臣 それは事務当局の責任でも何でもないのをごさいます。私が先ほど申しましたように、四十九年度の歳入欠陥が生じたとき、そして五十年年度の歳入欠陥が予想されたとき財政当局として何をなすべきか、何をなすべきでないか、それは松浦さん御指摘のとおり財政当局の態度があるべきはごさいます。それは本委員会におきましてたびたび申し上げておりますとおり、財政当局といたしまして、まずこの際、歳入が減るわけをごさいますから、歳出を削りまして行政水準や財政水準うんと切り込んでいくことをすべきかという、私はすべきでないかと判断したわけをごさいます。何となれば、そういうことをやりますと、さらに落ち込んだ経済をさらに冷

え込ませるばかりでなく、雇用の不安をもつと深刻にするおそれがあるからごさいます。中央地方を通じてこのように歳入欠陥があるけれども、中央におきましては予算も財政計画も計画どおり実行したい、地方の地方財政計画は計画ベースで実行したい、私は各閣僚に對しましても、大変な歳入欠陥でございませうけれども、予算の執行、財政計画の執行、財政投融資計画の執行につきましては、財源については大蔵省が責任持ちますからどうぞその計画どおりお進めいただきたいということをお願い申し上げます。

第二の問題は、それでは松浦さんおっしゃるように、歳入が減つたわけでごさいますから、歳出は落とすわけにいかないとすれば、別に歳入を補てんとするところの手だてを考へるべきじやないかということでごさいます。これもたびたび本委員会におきましても本会議におきましても御答弁申し上げておる通り、いまの経済状態は法人税にいたしまして所得税にいたしまして一般的な増税を考へる時期じやないかということ、申し上げているつもりでごさいます。そういうことをやるには経済は冷え込み過ぎておる、疲勞し過ぎておるわけでごさいますので、そういうことをやる時期ではないかということ、そういうことをやるわけでごさいます。しかも、現行の歳入歳出の各項目を洗いまして、可能な限りむだはなくする、可能な限り増収の手だてを講ずるということが改善の策として財政当局の責任じやないかと判断いたしましたわけでごさいます。したがって、各省庁に對しましては従来以上の節減をお願いいたしまして、補正予算で五百三十九億円の節減をお願いいたしてございませう。それはかなり、従来よりうんと厳しい節減をお願いいたしますので、私はそれなりに今日の事態に對して各省庁が認識を持つていただいておりますものと思

います。それから、歳入面におきましては現行制度のもとで増収を図るといふ意味におきまして、各省庁にわたりまして実費弁償的な面につきましては、歳入金額、増収の金額が必ずしも多くはございませうけれども、ささいな点に至るまで見直していただきまして徐々に改正をいたしておりますが、この間銀行、保険会社の引当金の問題、これの繰入率を下げているということ、増収を図ること以外に行政府でできる仕事はないわけなのでございませう。あとはことごとく国会の御承認を得なければならぬ法律事項なのでございませう。租税特別措置なるものは、したがって、現在それは税制調査会で洗つていただいておりますので、ごさいます。次、通常国会にその結果を提示して御審議をいただかなければならぬと存じておるわけでごさいます。

ところが、世上特別措置について一つの誤った観念がありまして、会計学上あるいは商法上の準備金とか引当金とかいうようなもの、これをこういう時期だからうんと削るべきじやないかという御意見が一つの政策論としてあるわけでごさいます。共産党の皆さんが主張しておる点はそういう点にあるわけでごさいますけれども、私はそういうことは軽々にすべきじやないかと考えておるので、財政の生命は長いわけでごさいますので、企業会計の立場から言いますと、資本を維持し、税源を涵養していく上においてちゃんと守つてあげなければいかぬ限界値があると思つておるのです。それを財政が苦しくなつたらうんと切り込んでいって、ここで若干の増収を図ろうということは、気持ちばかりですけれども、そういうことは私はいたすべきでないと思つておる。それは特別措置ではないわけでごさいます。いまの企業会計上あるいは商法上認められておる準備金等でも増収を図るべきでないかという議論が特別措置ではなくて別にありますけれども、そういう立場は私はいとるべきでないかと判断して、政府でい

までできますことは金融機関の貸倒引当金の問題であると存じまして、それにつきましてもは御案内のように千分の八までとりあえず下げるといふ方向で問題を処理いたしておるわけでございまして、自余の問題は税制調査会にいま勉強をお願いしておるわけでございまして、そういう手順でいま進めておるわけでございまして。

○松浦(利)委員 歳入歳出の問題については後でまた詳しく御質問するつもりですが、大臣の答弁のあつた部分は御答弁として受けとめておきます。

ただ先ほど申し上げましたように、事務的に財政制度審議会の中間報告において、五十年年度の歳入欠陥が一兆、二兆、三兆減収する場合があるということをご想定して作業に入っておつたということとは大臣は御存じだったので、そのことだけお聞きしましょう。

○大平國務大臣 存じておりました。

○松浦(利)委員 それでは、財政制度審議会で五十年年度三兆近くの歳入欠陥が出るという議論が出ておるといふことについて分析して見られたことがあるのですか。

○大倉政府委員 財政制度審議会の方から歳入欠陥が生じた場合に今後の展望について審議をすべきである、ついでには五十年年度の歳入欠陥ほどの程度と見たらいいかということでおの方に御相談がございました。私の方はその当時まだ五月末までの税収しかわかつておりませんでした。大臣が先ほど申し上げましたように、四十九年度分の歳入不足は経済見通しが変わらないというままで延ばすと約九千億になる、まあ丸く言えば一兆という一つの数字があらう。前年対比の税収額が五月末の状態のままともへ戻らない、五月末の状態一年じゅう続いてしまふということになると、これは非常な腰だめでございまして、当時の計算では二兆数千億ということもできないことはない。いずれにしても経済見通しも変わっていない、年度は二月しかたつていない、その段階で歳入当局としてのはつきりした見通しは申し上げられな

いということをご申し上げたわけでは

それではやむを得ないから仮定の数字として三つ立ててみよう、一兆、二兆、三兆という三つの計算をしてみようということ、私存じております限りでは審議会の委員の方から御注文がございまして、それで作業をしてみたという経緯であるように聞いております。私が引き続きした段階でそのことを聞きまして、それ以後六月末の税収がわかりました段階で、同様の経済見通しとかかわりなく今後こういふ状況で推移しつ放しであるということになつたら幾らであるかという計算もいたしました。毎月そういうこともいたしております。これにつきましては、御質問の機会がございましたときに当委員会でもお答えを申し上げます。私の記憶では、たしか八月に山田委員の御質問にそのような趣旨の御答弁を申し上げた記憶もございまして。

○松浦(利)委員 結局、財政制度審議会が示した一番高いところの減収ということに、オーバーしてしまつたということに來たわけですね。ですから、今度のこの赤字公債の発行というまことに異例中の異例、財政法では認められておらないから特例法を出さざるを得ないという状況、しかも建設国債というものもただし書き条項ですから、原則としてはこの建設公債自体もただし書きのものであつて本来のものではない。そういう状態が今日生まれてきているわけですね。これは大蔵大臣が穴があつたら入りたいぐらゐの責任を感じておると言われたのですが、私はそれぐらゐの反省は当然だし、当然国民に対してそういった気持ち、謝罪というものは大蔵全体としてあつてしかるべきだと思つておる。ということになりますと、逆に言うと財政運営の失敗というものが今日この三木内閣の見通しの誤りというものが今日のこの特例債というものを下さざるを得ないということに來たわけですね。

御案内のとおり、政府の言うところではこの特例債というのは十年償還でありますから、後世代にツケを回すわけですね。この公債というのは、

元金と金利について後世代の皆さんにツケを回すということになるわけですね。そういうことになつてまいりますと、一体そのツケはどういう形で将来の国民にツケを回すのか、もっと平たく言えばどういふ形で償還をしたらうのかということとは、私はこの問題を審議する上で非常に重大な――財政運営の失敗を特例債という赤字公債で私たちは穴埋めせざるを得ない、しかもそれは多額に上つておる。それをわれわれ十年間かかつて後世代の人たちにツケを回すということになりますと、一体国民に対してどういふ形でツケを回すのかというのが償還計画でなければならぬと思つておる。

だからこの特例債は三条になつておつて、三条に償還計画を国会に出せということが明記されておるわけですね。この償還計画というのは赤字公債に対する一つの歯とめです。ところが、その償還計画を予算委員会が阿部委員が質問をした、質問をした結果出てきたものはただ単なる文章表現、三条項にわたつて出されただけですね。これは償還計画でないのですよ、これは文章なんです。いまの大蔵省では文章が償還計画だと思つておられるなら私は何をいふやらやだけれども、数字に明らる大蔵省の皆さんがこんな文章で償還計画でございませぬと云うのはあり得ないことだと思つておる。

予算委員会を通過した後の各大きな新聞社の社説をずっと――予算委員会が十四日間にわたつて衆議院、参議院七日ずつ終りました、何と書いてあつたか。その赤字公債のところを抜粋いたしますと、「今日の財政危機問題の核心は、赤字国債を含む巨額の公債増発が、今年度の補正予算だけでなく、来年度以降も避けられない情勢にあることだ」とすれば、このような継続的な国債増発が果たしてインフレを招かぬかどうか、その安易な発行を防ぐ歯止めは一体なにか、これは償還計画だ。「財政再建と国債償還計画は一体どうなつてゐるのか」経済情勢がきわめて不透明なとき、財政再建の構想を出すのはむずかしいけれど

も、過去におけるデフレレータもあつた、あるいはいろいろな意味の学者その他のいろいろなデータが出されておる、そういうものを政策判断の一つの資料として、財政制度審議会がこうして予測したように財政計画を出すべきではないか。そのことを私は衆議院の予算委員会が終わつた後の各新聞社の社説に読み取ることもできたのです。

そのことは逆に言うと、補正予算を審議した予算委員会ではこうした問題がきわめて安易に流れておるのだ。これは与党とか野党とかは別です。後世代の国民にツケを回すわけですから、これから来年度、五十一年度の予算編成なりあるいは赤字公債発行の枠、そういうものについても、私はここに経済企画庁が出したいろいろな資料を持ってきておりますから、これでいろいろ議論を詰めてまいります。その前に一体大蔵省というのは償還計画というのをどう考へておるのか。こういう三行のただ単なる字句の羅列で、これで償還計画だ、国民が納得すると思つておられるのか。逆に言うと、そういう安易な考へ方というのは、新聞というものが世論を代表しておるとすれば、ほとんどの社説が吐いておるよつと一体償還計画はどうなるのかということをもつとはつきりしてくれ、こう言つて訴えておるのです。

ということ、私はそのことを明らかにすることと予算委員会の一つの大きな目的でなければならぬと思つておる。だとするならば、もう予算委員会が済んでから相当の期間がたちましたが、なぜ償還計画を出さないのか。確かに経済が不透明だといふ困難な問題もあるでしょう。しかし、どこだつて経済の見通しとかいふようなものは仮説の上で立つて一つのものをつくり上げるのですよ。大蔵省には優秀な頭脳もある、コンピュータもある、そういうものを駆使してこういふ場合、こういふ場合、こういう場合と云ふことの一つの仮定の上で立つた数字を分析してみるべきだ。そしてそれをここに出してみるべきだ。償還計画はこうだ、五十一年度はこう、五十二年度はこうだ、五十三年度はこうだということなせ出さうとしな

いのですか。われわれに一体何を審議せよというのですか、この大蔵委員会は、予算委員会と同じことをここで議論せよと求めるのか。私、そうじゃないと思う。この際、はっきりした償還計画を出していただきたい。そういう償還計画を出すことが予算委員会の一番せじにならない、国民の負担にこたえる与野党の務めだと私は思う。本委員会の務めだと思ふ。早くそのあれを出してください。予算委員会が過ぎてもう大分たつております。社説は大蔵当局も読んでゐるはずですから。その償還計画を出してください。

○高橋(元)政府委員 御案内のとおり財政特例法の第三条で、四条債と同様に発行の総額の議決を得るのに際しまして公債の償還計画を提出すべしということを決めるようになっております。それに基づきまして、先般の補正予算の際に二兆二千九百億という特例債の発行限度額をお定めをいただいたわけでございますが、その際に償還計画表を提出いたしました。それは昭和五十年度に発行せらるべき二兆二千九百億の特例債は全額昭和六十年度に償還をいたすということでございます。

六十年年度に償還をいたします際に、最も特徴的なことといたしまして、今回の特例債につきましては四条公債と性質を異にいたしております。この点に着目いたしまして、国債整理基金特別会計法五条に決めております借りかえを行わないという点にいたしております。五条による借りかえを行わないといたしまして、毎年度前年度首の国債総額の一・六%を繰り入れるいわゆる定率繰り入れ、それから剰余金の二分の一を繰り入れますところの剰余金の二分の一繰り入れ、それと予算の繰り入れと、三本で償還財源として昭和六十年までにこの公債の償還を完全に行つことになるわけでございますが、その点につきまして予算委員会での御審議がございましたので、先ほど松浦先生からお話のございましたように補足説明の資料をいたしまして、その際に二分の一の剰余金の繰り入れにつきましては特例償還債まではその金額

を繰り入れる、予算繰り入れにつきましては、特例公債に依存しない財政を実現した後に、昭和六十年年度に特例債を円滑に現金償還できるよう、これを行う考えであるという旨を明らかにいたしまして、この公債に対する大蔵省の償還の姿勢というものをお答えをいたしたわけでございます。

○松浦(利)委員 これは文章の羅列ですね。私も持っております。これはただ単なる文章の羅列ですよ。さつきから言うように、なせもつとはつきりした数字的なものを出さないので。たとえ今年度の歳入欠陥の後遺症が何年続くのか、一体健全財政に到達するのはいつなのか、名目成長率が何%のときに歳入と歳出がバランスするか、そういったことはわかるでしょう。現実にあつた、学者やらそれぞれ経済団体がやつておるわけだ。銀行なんかでもやつておるのです。大蔵省がなぜできないのですか。こんなことで私たちに審議していただきたいと言つたて審議できないじゃないですか。出されたデータについて具体的に議論をしていくのが本当じゃありませんか。抽象的にただあなたが言つたような形で、今度出されたような形でこれが償還計画でございますということなら、全くこんな簡単なことはない。赤字ですから赤字公債出します。来年も特例債出します。再来年も特例債出します。一体いつまで特例債出すのか。健全財政になつたときに云々、剰余金が出たときの云々、それはいつなのか。国民は全くそんなことはわからないのです。財政当局としての見通しが出されておらない償還計画なんというの、これは償還計画じゃないでしょう。私が言つてゐることは間違ひですか。あなただつて予算委員会が済んだ後の社説は読んだはずなんです。各新聞の社説を読んでごらん下さい。十四日間の予算委員会の議論を通じて大変問題だという指摘が出されておる。それに答えるのがこの大蔵委員会じゃないですか。これだけならもう予算委員会です。はつきり言つたら、出して下さいよ。これは与野党を通じて出してもらわなければ困るだろうと思つておる。与党だつて将

来のあれに対して責任を持つわけだからね。それじゃ大蔵大臣、出して下さい。それは出そうと思へば出せるのです。現実に大蔵当局がすでにそういうことの作業もしているんだ。作業をしてやらなければこんなこと言わない。作業をしていだ。出して下さい。

○大平(国務)大臣 償還計画というのは、五十年年度に発行いたします特例債は十年満期でございますので六十年に償還いたします。そしてそれは借りかえをいたしませんで、その間に特別会計に積み立てられたお金で償還いたしますということでございます。これは分割発行いたしませんのでそういうことしか書きようがないわけでございます。ただ、松浦さんがおっしゃる意味は償還財源を年度別に計画的に提示しろというのがあるが言う償還計画じゃないかと思つておるのですが、償還計画というのはそこにちよつと予算書に書いてある以外に書きようがないのです。事務的には、

そこで、問題は償還財源を年度別に、いつごろ特例債から脱却できるか、そしてそれから毎年どういうように積み立てていくかという数字を出せということでございます。それはまさにこれから後年度の、六十年までの財政計画を出せということなんでございます。これは容易ならぬことでございます。一研究機関あるいは民間の調査機関なんかを試みにやることはいろいろできるかもしれませぬけれども、政府としてそれをやるとなると、これは大變な作業になつてまいるわけでございます。私がお答え申し上げましたように、余りにも不確定要素が多いので、いま財政計画を御提示申し上げる自信はございません。何となれば、私が冒頭申し上げましたように、国会に対してはわれわれは真剣に対処しなければいかぬわけで、非常にきれいな数字をいろいろもつともらしくまとめて出すというようなことはいけないので、これについて政府が責任を持てる数字をなつてございまして、責任を持てる数字とい

うものを年度別に六十年までの財政計画をいま政府でつくつてここで提示しなければいけない、こつとやらされても、これは神様でなければできない仕事です。

そこで私も精いっぱい考えまして、この間阿部さんの御質疑に答えて、こういうことでいま財政計画全体、財政政策の、捨て身の財政計画はこういう計画で当たるのです。それで償還財源に事欠かないように私も努力しますということに国会に誓いを立てておるわけでございます。政府を御信頼いたしたいと私は思つてございまして、償還財源計画を年次別にやれということ、即六十年までの財政計画をここに出してひとつ審議を求めるときは、いやいやということに余りに過大な期待、政府に対して過大な御要請じゃないかと思つておる、いかがでしょうか。

○松浦(利)委員 いま非常にむずかしいと言われたいけれども、むずかしいことはわかつてゐるのではないほど赤字公債の発行というのは重大な問題です。大福帳的に赤字だから埋めればよいという問題じゃない。それほど重大な問題なんです。あなたがいまいじくも言つたように、そういう安易なものを安易な形で出されたのでは困るので。だからこそ、重要だからさういふものをびしゃつと出さない。それが歯どめなんです。そのことがどれだけ国民に理解を得るか、それがどれだけ国民の皆さんの赤字公債に対する信用度を増すかということなんです。仮に一步譲つて赤字公債を発行するとしても、それだけの裏づけがなければならぬはずなんだ、それほど赤字公債というのは特例債、特に財政法四条で認められておらない。本当は認められておらぬのです。それを特例債といふか、こつと法律までつくつて出さざるを得ない。この財政法というのは大蔵大臣はもう全くの専門家ですから、われわれは素人ですけども、あの戦争中の公債乱発というものの反省から財政法第四条、第五条というものが日本の場合は非常に厳しくされておる。そ

でしょう、そのことを越えて特例債を發行するといふのだから、むずかしうたつてやるべきです。むずかしいから出しません、政府を信用してくださいと言つたつて、信用する人としてない人がおるわけでしょう、国民全体のコンセンサスを得ることはできませんよ。出さうと思へば出せる。

私がさつきから言つておる通りに、そんなに正確なものを要求しておられないでしょう、あらゆるケースを予想してやればよい、それでなければできないじゃないですか。一体正常に戻るのはいつですかと言つたつてわからないうち。一体バランスするのはいつか、歳入歳出がバランスするのは何年かですか、そういうことを質問したつて計画がないのだから答えられぬでしょう。何を審議せよと言つておるのですか。名目成長率が何%になれば歳入と歳出がバランスしますか、名目成長率を一体何%と見ているのですか、そういうことをあなた方は議論できないでしょう。(発言する者あり) 大切なんですよ。何だ、つまらぬやじを言うのは出ていけよ。私はここでもつとはつきりしてもらいたいと思つた。私の質問がつまらぬなら、定数を割つてもいいから出ていってください。答えてくださいよ。

○大平国務大臣 松浦さんの言われる御趣旨はよくわかるのですよ。そういうことができて、そして権威ある数字を基礎にいたしまして毎年度の償還が国民に手に取るようになる状態にすべきであるということとは当然の御要求でもある、私もそうしたいと思つています。思つますけれども、先ほど申しましたように、その数字は国会に出す数字でございまして、政府が出す数字でございまして、これに対してはその根拠に六十年間までの財政計画というものが裏づけになつていなければならぬわけがございまして、いま私も五十一年度の予算の概算要求を受けて鋭意いま査定をいたしておるところでございまして、正直に申しまして五十一年度にどれだけの公債、とりわけ特例債をお願いしなければならぬか自体が、まだ全

然検討がつかない状況なんです。ごさいます。

しかしながら、松浦さんおっしゃるとおりこれは異例中のものごさいますから、当分過渡期間、この財政で特例債をお願いいたして、経済の立ち直りを助けるにいたして、この発行は漸次通減いたしまして早く脱却したい。それから、その返済についてはもうろみを立ててまいりたい。財政当局がその点について一番熱心に考えておると私は思つてございまして、先ほどこの前に予算委員会でお示しいたしましたラインで、これがこれからの財政政策運営のわれわれの体当たりの一番真剣な姿勢でございまして、いふことで、それ以上いま求められましてもそれは大変至難なことごさいますので、政府を御信頼いただけますまいかというの、いまの御相談でございまして、どうしてもそれがいけないということごさいますならば、これはえらいことになるのですが、六十年までの財政計画をつくれと言つてもそれはちよつと手に負えない仕事になつてくるのでございまして、返つてくるかこないかわからないと呼ぶ者あり) いや、私も、私も予算委員会を通じて国会に誓ひましたこと、お約束いたしましたこと、たがうことはできないわけがございまして、背水の陣をしいてお約束いたしましたことごさいますので、これに財政政策の運営を傾注してまいつて、六十年に償還できる状況に何としても持つていかなければ政府がたぬわけがございまして、そこまでは御信頼——それは御信頼の問題だと思つてござい

○松浦利委員 後世の国民が負担をしななければならぬ。三木内閣がかつておるかもしれない。一遍出した赤字公債は、ずっと責任を持たなければいけないですね、後代の政府が。だから、こういう文章ではなくて、私はさつきから言うように、正確なものでなくともいい。経済成長云々と言われたけれども、経済企画庁の試算によれば、五十年代前半は六%強、後半は五%強、なべて六%、こういうことで作業に入つておるでしょう、

五十年代の経済見通しについては、設備投資の計画についても一つの方向が出されておるでしょう。いいですか、低成長下における福祉の見通しについても、経済企画庁ですで見通しを出されておりますよ。こういうものを全部駆使していいじゃないですか。経済企画庁によれば、何%が大体収入支出のバランスの名目成長の接点である、そんなことは全部出されておるのですよ。私が言うのは、具体的な数字でなくともいいのだ。そういう見通しをはつきりすればいい。だからこそこうなるのだ、何年からはこうなる、何年から財源が出てくる、償還に入りまます、ずっとびしつとしてくるのですよ。そういうものが出されなければ審議できないですよ。もつとまじめにやりましようよ。議員の方がまじめで、政府の方がまじめだよ。だめです、審議できぬです。

午後一時十分開議  
○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、政府当局に申し上げます。向こう十年間の財政見通しを責任ある数字をもって説明することは困難である旨答弁されておりますが、今回の特例公債を十年間に償還するたにどのような問題点があるかについての政府の基本的考え方、率直に答弁の中で示していただきたいと存じます。

○佐上政府委員 お答え申し上げます。

質疑を続行いたします。松浦利尚君。

いま先生御指摘の、経済審議会とその審議会の部会の研究グループが、確かに低成長下における福祉のあり方あるいは日本の潜在成長力はどうかという全く非公式な作業をいたしておりますことは事実でございまして。しかしながら、これはいわば一種のたたき台の作業でございまして、それを五十年度のプロジェクトとして具体的に作業いたしますのは、まさに経済審議会がこの九月から作業に入つておるところでございまして、いま御指摘のように、では五十年代前半何%だといふ数字は定量的にはまだ決まつておらない段階でございまして。

○松浦利委員 私は、決めたとか決めぬとか、六十年までのびしつとしたものを出せとさつきから言つていないでしよう。ドイツだつて、五十年の財政計画は出すけれども、その財政計画は毎年見直すでしよう。毎年毎年変更するんだよ、五十年計画なんというの、あなた方は正確なもの、正確なものと言つて、結果的には出さないうわけなんです。今度の赤字公債の発行の経過を見ても、正確なものが出る、出る、出る、出るまで待たしておいて、ぱつと二兆二千九百億でしよう。そう

いうことにならないようにしてもらいたいと言つているのですよ。だから、あなたが言へば言うほど混乱するから、もういいですよ。

○上村委員長 午後一時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時十分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。この際、政府当局に申し上げます。向こう十年間の財政見通しを責任ある数字をもって説明することは困難である旨答弁されておりますが、今回の特例公債を十年間に償還するたにどのような問題点があるかについての政府の基本的考え方、率直に答弁の中で示していただきたいと存じます。

質疑を続行いたします。松浦利尚君。

○松浦(利)委員 いま委員長がお読み上げになられたのですが、率直にひとつ答弁してください。

○大平国務大臣 今回の補正予算におきまして多額の特例公債を發行せざるを得なくなりました背景を考えてみますと、これは先進各国に共通の問題であるようにも思つています。すなわち、四十八年秋の石油危機を契機といたしまして諸物価の高騰、これに対しましてとられまして総需要抑制策、その結果生じた経済活動の停滞に伴う大幅な歳入の落ち込み等によりまして、いずれも巨額の財政赤字に直面いたしておるのが先進各国の実情でございまして。わが国もその例外ではなく、三兆七千七百九十億円を見込まれる多額の増収不足を生じ、三兆四千八百億円の公債の増発をせざるを得ない状況になりましたことは御案内のとおりでございまして。

他方、財政はこのような状況のもとにおきましても、生活水準の向上、福祉の充実等増大する国民のニーズにこたえて、その役割りを着実に果たしていかなければなりませんけれども、さりとて

その財源の多くを安易に公債に依存することは適当でないことは御指摘のとおりでございます。

もとより財政は経済の反映でありまして、また、財政の健全な運営は国民生活の向上と経済の安定的な発展の基礎でありますので、できるだけ早く特例公債に依存しない堅実な財政に復帰しなければならぬと私は痛感いたしておるところでございます。特例公債に依存しない財政にできるだけ早く復帰すべきこと、やむを得ず特例公債を發行する場合にも、その確実な償還を可能にするため長期的展望を持った財政運営の方針が必要であること等の諸点は、御指摘のとおりでございます。私、私も全く同感でございます。

御質問は、財政再建について具体的にどのような措置をどのようなスケジュールで考えてまいるかという御趣旨であると思ひますが、私は、まずできるだけ早く特例公債に依存しない財政に復帰することが肝要であり、そのためには毎年度の予算編成において経費の合理化、効率化、社会保険料、受益者負担の適正化、租税負担の見直し等を着実に実行してまいることが必要であると考えております。そして、特例公債依存から脱却した後におきましてもこのような厳しい財政運営を継続してまいることにより、満期までに特例公債を確実に償還したいと考えております。

そこで、五十一年度予算の編成に際しましては、既定の制度、経費の洗い直しを行うことはもちろんであります。新規の政策は原則として認めず、やむを得ない場合にも既存のものとのスクラップ・アンド・ビルドにより対処すること等によりまして、一般的な経費については前年度予算同額主義をとるぐらゐの強い態度で臨みますとともに、歳入面におきましても、当面は政策規制の全面的な再検討を行うことを重点に考えますけれども、新規財源の検討にも着手することとし財政再建の第一歩を踏み出したいと考えております。

今後のわが国経済の動向及びその中における財政の状況を考へてみた場合に、一般的な増税が必要となる時期が近い将来に来るのではないかと考

えております。その場合、わが国の租税体系上ずでにかなりの水準に達してあります直接税にさらに依存するか、新たに一般消費税を含む間接税の充実を考へるかにつきまはしては、慎重かつ真剣な検討が必要であると思ひます。その検討に際しては、いづれにしても国民の負担に重大な影響をもたらすものでありますので、今後税制調査会において十分御審議を願ひたいと考えております。

具体的な減償計画の内容及びその裏づけとしての財政収支の状況を示すことにつきましては、長期間にわたる経済成長の推移あるいは租税収入の見込み等、多くの想定を置かなければなりません。現在のような経済状況のもとで長期的な見通しを行い、それに基づいた想定を行いますためには、不確定要素が余りにも多く、さらに、財政と経済とは相互に関連し合つておるものでございまして、歳出あるいは租税収入のあり方等について一義的に想定を置くことには問題が非常に多いと思ひます。したがつてそのことは非常に困難であると思ひます。

以上のとおり、十年間の長期にわたる具体的な次計画を示すことは困難でありますけれども、前に申し上げましたような財政収支の改善策を全力を挙げて推進してまいらざるを得ません。必ずや期限内に特例公債の償還を行い得るものと私は確信いたしております。今回の公債発行は財政法第四条の改正というのではなく、あくまでも臨時例外の特別措置としたこと、借りかえを行わず満期までに償還することにしたことは、政府のそういった決意を示したものでございまして、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

○松浦利委員 たいま私の質問に対して答弁できない問題をいろいろと説明されたわけでありますが、そういう問題点のあることは理解をいたしております。

そこで一つ二つ具体的に御質問をしたと思つておりますが、今度の昭和五十年年度の特例公債を發行しなければならぬという事態、このことは相当長期間にわたつてそのひずみが残るといふふうには私は理解をするわけではございません。

そこで具体的に御尋ねをするのですが、特例公債によらざる歳入歳出のバランスがでる時期は何年だといふふうに見ておられるわけでありませうか。いま抽象的に努力する、こゝ言われたのが、少なくとも政策目標をいろいろの意味で掲げながら特例公債によらざる健全財政になるのはいつか、そのタイムリミットは大蔵省としては一体昭和何年といふふうに見ておられるのか、お答えいただきたいと思います。

(委員長退席、村山(達)委員長代理着席)

○高橋(元)政府委員 国債の発行は、必要を歳出と、それからそれを賄ひますに必要な歳入との差額でございまして、したがつて、ただいま大臣からもお答えいたしましたように、今後歳出の増加を極力切り詰めてまいり、その内容の洗い直し、効率化を図つてまいり、これは当然のことでございますが、それが四条の建設公債だけで賄ひ得るが、さらに特例公債の発行を必要とするかという面の検討になります。経済の回復がいかに進むか、それに伴つて税収がどういふふうに加増してまいるかという見通しをつけないければ、これは何年度からという確たることは申し上げられないわけでございます。大臣から、できるだけ早く特例公債に依存する体制から脱却したいという御決意がありましたけれども、その具体的な年度がいつになるかといふことにつきましては、いまのところ、今後の経済の見通しとも関連してはつきりした年度を申し上げることはできないわけでございますが、繰り返しますけれども、大臣から申し上げたように、できるだけ早く早くとるべきことを私どもも考へておるわけでございます。

○松浦利委員 私は、午前中の質問を改めて具体的に聞いておるのです。だから大臣の言われたことを理解しておるのです。しかし、のんびんだらじやないでしよう。のんびんだらじやとやつておつたんじや、これはいつまでたつたつて、歳出をふくらます要求といふのは無数にあるわけだから、それに一々こたえておれば歳入歳出のバランスは崩れるわけではございません。あなたが言つておることは、逆に言うといふインフレを助長することにもなりかねないのです。要するに歳出の方から議論をしていって、歳入の不足分は赤字特例公債を出していかばいいといふ発想に通じてしまつたら、あなたが言うことを簡単に言えば、ざあつと歳出を並べてみて、歳出総額はこれだけ、これだけは絶対必要だ、そうならば、歳入はこれだけしかないからその差額は第四条公債によらざる特例公債を發行すればいいじやないかといふことで、歯どめがなくなるわけではございません。

だから、少なくともあなたが言うように近い時期に、必ずといふふうには大臣もさつきから言つておられるのだから、近い時期に必ずといふ期待可能性でもない。目標は一体どこに置いているのか、そういう目標がなければならぬといふまでたつたつて特例公債に依存するんだから、逆に言う、ほとんど毎年毎年特例公債に依存していけば第四条の歯どめなんといふのはなくなるわけだ、はつきり言つて、そんな単純なものではわれわれは納得できません。大臣の言われた大まかなことは了解しました。だから大まかに聞いておるわけではございません。大臣の言われた大まかなことは了解しました。だから大まかに聞いておるわけではございません。大臣の言われた大まかなことは了解しました。だから大まかに聞いておるわけではございません。

○高橋(元)政府委員 繰り返すようでございますが、五十一年度の経済を考へてみますと、歳入の回復が十分でないであらう、また経済の成長もまだ本格的になつてこないであらう、そういうことを考へまして、われわれができるだけ歳出の規模を切り詰めてまいりたいと思ひますが、なお五十一年度は特例公債を出さざるを得ない事態があるのではないかと、これは前の国会の答弁でもお答へがございまして、五十一年度以降でできるだけ早く特例公債の体制から脱却していくべき

ことは当然でございまして、私どもはそのように努力をいたしてまいりたいことを申し上げておるわけでございまして。

○松浦(利)委員 それじゃ五十二年目標ですね。五十二年を目標にして、五十二年からは特別債によらざる予算編成をする。そういう目標に向かつて五十二年だけは特別債というふうに理解していいですね、そういう目標だと。

○大平国務大臣 いま事務当局からお答え申し上げましたように、五十二年は経済の回復がまだ十分でなからう。とりわけ、経済の回復が若干ございまして、歳入へのそれらの反映について時間的なずれがありますことは松浦さん御案内のとおりでございますので、明年度は、非常に残念ながら特別債に依然として依存しなければならぬのではないかと私は考えております。しかし、五十二年度においては、その状態を続けてまいるといふわけにはまいらぬと思っております。五十二年度以降特別債の発行は、少なくとも減らすという方向に財政政策はとってまいらなければならぬと思っております。

○松浦(利)委員 いや、五十二年度は特別債を減らすということは、特別債に依存するということと変わらないですね。同意語ですね、依存率が減るだけですから。そうすると五十二年、最大公約数として五十二年、こういうふうに理解していいですか。

○大平国務大臣 五十二年以降、相当のテンポで特別債の発行額を減らしてまいりまして、脱却の日を速やかに迎えたいというのがいまの私の決意なのでございまして、五十二年から特別債から脱却するところまでの自信はまだ私についておりません。

○松浦(利)委員 結局はつきりわからぬわけですが、それは将来のことだからわからないことはいけません。しかし決意はいつなんですか。五十二年はもうはつきりしています。五十二年もむずかしい。そうしたら五十二年ですか。決意は。減らすということとはわかります。しかし、特別債に

よらざる年度はいつか。どこまでにするという決意は。

○大平国務大臣 できるだけ早くと申し上げておるわけでございまして、何年度からというところを具体的に答えざる自信がまだないわけでございますが、これはもうだれよりも早くしたいのです。だれの希望よりも早くしたい希望において私は人後に落ちないわけでございますけれども、国会に対する答弁でございまして軽率には答弁できませんので、できるだけ早くというところで御信頼をいただきたいと思っております。

○松浦(利)委員 何よりも早くという、流行歌の題名みたいなその気持ちはわかりますけれども、やはり政策を立てる者は一定の目標というものが必要じゃないですか、抽象的にできるだけ早くということではなく、だから今度質問をしたときに、たとえば仮に五十五年ということになった場合でも、いや、それはできるだけ早くやっつて五十五年でしたという言い逃れもできるのです。だから私は、あなたがここで答弁したからそのことをどうだと言つてもいいのではないのです。しかし、特別債の依存から脱却するのは何年度という明確な方針を立てておかないと、政策がルーズになるのです。だから、そういう意味では大臣の言われる抽象的なことで本当は了解をしたいのだけれども、やはり事が特別債依存という財政法によらざるきわめて重要な問題だから、そういう決意までも抽象的に歪曲してはいかぬと思っております。大平内閣になっておるかもしれぬです。やはり政治家としては、抽象的な表現じゃなくて何年、こういうふうな方針というものはきちっとしておくべきだと思っております。

○大平国務大臣 再度申し上げて恐縮でございませぬけれども、五十二年以降、特別債からの脱却をできるだけ早く迎えなければならぬと存じておるわけでございまして。何年から明らかに脱却するかというところにつきましても、政府はもろろん腹づもりを持ってからなければいかぬわけでございますけれども、国会に對ししてお約束をするとい

うにつきましても、私は慎重でなければならぬと心得ております。

○松浦(利)委員 私はそのことを国会に對してどうだこうだということじゃないのです。目標と云うのは変わるわけですよ。昭和五十年のバックグラウンドになった経済指標だつて補正予算を出すときに大幅に変えたわけだから、そのことに對して国会に對する責任がどうだこうだと私たちが言うけれども、あなた方はそういうことには責任の「せ」の字も感じないことではないのだから、何もこだわらなければならないと思つております。目標は何年かという聞いておるのですから、これを目標にして努力をいたしますと云うことぐらいも言えないのですか。そのことが達成できなかったからけしからぬというふうなことは——これは目標ですから、逆に言うと、そのあなたがいろいろ言つておられる償還に對する決意、この償還計画です。十年間に完全に返しますと云つてみたつて、経済の状況の変化というのが起つてきたときに、どうにもならないわけでしょう、幾ら言つてみたつて十年先のこととはわからぬと、こう言うのだから。そうじゃなくて、作業をする場合に、目標設定というものがぴしとなければ、作業にも入れないし、政策目標も達せられぬじゃないですか。だからその目標として何年からということに、までもなせ言えないのしょうか。そのことについて、私たちが、国会に言つたから、守られなかつたからけしからぬと言つてもありませんよ。現に私たちは、経済指標が変わつたことには對して、別段、問題にはするけれども、どうだこうだという責任追及はないのしょうか。責任をとつたという話も聞かない。そういうことも言えないのしょうか。

○大平国務大臣 松浦さんにお言葉を返して非常に恐縮ですが、私としては、精いっぱい政府を信頼してほしいということをお願いして、三

年据え置きであと七年間に分割払いいたしますとかというところでございまして、そういうことは債券の裏に書いてございまして、あなたの言われる償還計画でございまして、ところが日本の政府の場合、国債というのは分割発行していませんので、六十年に満期、十年満期の公債を出すわけでございますので、十年たてば現金償還いたします、借りがえはいたしません、こういうことを言つておるわけでございます。しかし会社の場合、事業計画、社債を発行する場合には、年次的にその会社の取立状況はどうである、収入はどうあつて、益金がどうあつて、準備金がどのように引き当てられて、益金という計画をだれも求めていないと思つて、益金を求めておられると思つております。

私は、最高の信用は政府が持つておると思つて、日本の政府は国内ばかりでなく、世界的に一番信用の高い政府なんではないかと、世界的に御信頼をいただきたい、こういうことで一番權威のある国会に、政府が責任を持つておる国会に對しまして、六十年に満期の十年償を払うのでございませぬと云うことをお約束しているのだから、さういふ腹づもりでこれを払っていくのだなということまで、私は、それは多少あなたの御無理じゃないか。つまりこれは……(松浦(利)委員)そんなこと聞いておらぬですよ。ちよつと大臣の言葉を中断して悪いすけれども、質問に答えておらぬ(と呼ぶ)いや、その点は私が先ほど断つたように、政府を御信頼いただきたいというのとは、さういふ趣旨で申し上げておるのでございませぬということなんです。

そこで、第二にあなたの言われる、しかし政府の心構えとして、それではいつから特別債を脱却できるかということでございますが、これは私としては、昭和五十二年からは特別債をどうあつても減らす決意で財政運営に当たらなければいかぬ

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 昭和五十年十一月十九日



まなければならぬと考えておりますが、歳出はそこそこにおいて歳入をふやすんという事ではなくて、両方とも厳しくいかなければならぬのが財政の当然の姿勢でなければならぬと思えます。それから公共料金につきましても社会保険料につきましても合理的に見直さしていただかなければならぬのじやないかと考えております。新規の要求につきましても、この間予算委員会でもお答えいたしましたとおり、まずスクラップ・アンド・ビルドで処理していただきますまいかと各官庁にお願いをしなければならぬと考えております。原則として新規の要求はお認めするわけにいかぬという厳しい態度で臨まざるを得ないと考えております。

歳入につきましては先ほど申しましたように、いま税制調査会には租税特別措置を中心に洗い直し、見直しをお願いいたしております。租税の負担率がどれだけが適正かという点につきましても具体的な検討をいまお願いいたしておるわけでございませう。したがって来年直接税または間接税につきましても、こういう新税を起して増税を考えるというようなことをいま私は計画を持っていないわけではございませんで、そういう税制の不合理なものがまだいまの税制面にあるかないか、これを十分洗い直すということが第一。そして、今度の税の負担率はどうかというところが適正であるべきか、諸外国に比較いたしまして相対的にいま低い状況であることはあなたも御案内のとおりでありますけれども、日本の場合どの程度が適正であるべきかという御検討をいまお願いいたしておるわけでございませう。そういうものを踏まえて五十年年度は本格的に税制を見直していくということにかからなければならぬのではないかと考えております。

したがって、歳入歳出面にわたって非常に厳しい姿勢で臨まなければならぬ。五十年年度はそういう意味で歳入面につきましても次のステップの周到な地ならしの年である、そのようにしたい。何となれば、先ほど申しましたように来

はまだ大きな増税をお願いするような経済ではないのではないかと私にも見えておりますので、次の段階の歳入経済を考える場合の準備段階の年にならぬという心組みでいま租税特別措置法と負担率について税制調査会の御審議を願っております。この間の事情でございませう。○松浦(利)委員 これは経済企画庁で議論しておる内容ですけれども、大体名目成長率が一七%程度であれば財政のバランスは回復できる。逆に名目成長率が一%ないし二%程度であれば歳入の中心である法人税というものは九%から一〇%程度にしかならない。ですから歳出の伸び、財政の伸びを二三%ぐらいに落ちつけても赤字というものはどうしても続いていく。ですから、何と云っても名目成長を大体一五%成長ということに持っていかなければ、どんなに新税を持ち込んできても財政のバランスというものは償えないのだというふうに言っておる試算が発表されておるのです。これはまだ正式に発表にはなっておりませんが、内容はすけれども、そうすると、大体この一五%ラインというものについては大蔵大臣認められますか。名目成長一五%ライン、減増税を行わないということをご前提にしております。

○大倉政府委員 たいま佐上審議官が申しましたように、企画庁から、この数値でない歳入欠陥が埋まらないとか、この数値なら埋まるとか、そういう作業は私も全然聞いておりませう。税制調査会におきましては、先ほど大臣が申し上げましたように、今後の租税負担率についてどう考えたらいかがいということをおいま御審議を願っております。総会の直属の基礎問題小委員会というのをおつくりになりまして、学者ばかり二十数名で専門的に分析していただいて、これを総会に御報告いただくという事で、企画庁の方が五十年の新しい中期計画の概要のようなものを十二月に出したいと考えておられるようでございます。税制調査会の作業もそれに間に合わせていただきたいということをお願いいたしております。先週企画庁からも来てもらいまして、現在の作業の模様を聞きながら、いろいろと御議論を願いました。ただ、その議論の場所では、名目成長率が幾らであればどうなるかというよりも、実質成長率にいろいろな仮定を置いた場合に、国際取引、物価、民間の設備投資などにどう影響が出てくるかという非常に数多くの試算を一応参考として聞いてみたという段階でございまして、まだ財政収支バランスまで議論が進んでおりません。

○松浦(利)委員 財政収支バランスまで議論されておらずに、こちらの方だけは先行させる。させざるを得ない、この特例債の方は、そうすると、これはさらに経済審議会総合部会の企画委員会第二研究グループが発表した「長期財政収支試算」の中の問題ですが、税、税外負担、社会保険負担及び不足額の合計がGNPに占める比率というのをここでずっと出してありますね。これは大臣知っておられますか。知られない。具体的にはこの中には、税及び社会保険負担のGNPに対する比率は将来どうあるべきかということについて議論されておるのです。国民の負担する比率が、欧米諸国の例まで引かれて、こういうものも全然何も知っておられない。それから「昭

和五十年代の潜在成長力と今後の問題点」これも五十年七月に経済審議会総合部会企画委員会第一研究グループがすでに発表しておる。これも御存じないですか。だから、結局、ずっといま私が議論をして聞いておりますと、大福帳的に、赤字だから仕方ないじやないか、埋めざるを得ないじやないか、だから通してくれ、五十二年度くらいを努力目標にしてこれから依存しないようにやっていますよという事はできておるけれども、あとはこういうものが、これはもうすでに七月ごろに発表されておるのです。われわれの手元にも来ておるし、経済企画庁あたりではもう発表しておるわけでしょう。そういうものも全然議論せず、ただじつとすわっておって、相手の方が来るのを待ちになつておる姿勢というのは、どうもこの緊急事態、特例債を発行しなければならぬという緊急事態に対応する大蔵省当局の姿ではないと私は思います。こういう基本的な問題を議論しようと思えば、できません、長期計画ができないと言わうから、これはもちろんできないだろうと思わうから、できない、認めましよう。それじや具体的にこういう問題についてどうなんでしょうか。聞いたら、いや経済企画庁の方から何もいから最終的な結論はいたしておりませう、研究もしておりますよということなら、一体何をしておるのか。来年度も赤字公債を発行しなければならぬというふうな状況にきておられるから、一体大蔵省というものは何をしておられるのか、私は非常に理解に苦しみますね。こういうことなら、ただ技術的なことだけ議論をするということにならざるを得ないのじやないでしょうか。私は、大蔵省はもつと素直でないといかぬと思わうのです。そういう話があるがどうなんですかと聞いたんだから、それに対しては、大蔵省としては検討も何もしていませんと言わうのじやなくて、一体それについてはどういう意見があるのか、そういうことを求めておる。しかし、それも議論していただければ議論していただくとはいきり言えはいい。経済企画庁の責任になすりつけておるで



ふえざるを得ないとすれば、どっちもいやだといふわけにはいかないので、一体どちらで今後の税負担の増加を考えるのが日本の国情に最もよくマッチしておられるのかという事は、どうしても議論していただくを得ない時期が非常に近づいてきておる。

ただ、具体的に五十二年度の改正にそういうことまでやるのかどうか、それはやはり五十二年度の経済がどういう経済になるのか、経済の体力の回復の程度がどの程度かということとあわせて、そのときに改めて税調として御審議を願うという心構えでありまして、私も事務当局といたしましては、いま消費課税しかないとかあるいは所得課税しかないとかいうことを先見的に予断をもって決めておるわけではございません。これらすべては、選択の問題として今後税制調査会で十分慎重に、時間をかけて御論議を願いたい、そのように考えております。

○松浦(利)委員 税調が隠れみのになつちやいかぬと思つたのです。償還計画を立てるわけだから、五十二年度になつたら特例債によらぬように努力をしていくのだから、そのためには歳入増とそれから歳出のカットという問題について見直しをしますと大臣がさつきから言つておられるから、それじゃ具体的にどうなのかと聞いたら、あなたが言うように、いや、それは税調の方にお任せしなければなりません。それなら大蔵省要らぬじやないですか、初めから税調に頼めば、逆に言うこととを大臣が言つておられるのでしよう。だから具体的に御尋ねしますと言つて私は具体的に聞いておるわけだ。それに対してもあなたの方は、それは税調の方の審議を待つてから最終態度を決めますということじゃどうにもならぬ。

それじゃ、これは事務当局でなくて、大臣じやないですか。事務当局じゃあれくらいの能力しかないのだから、大臣の方から答弁されたらどうですか。もういいですよ、あなた。  
○大倉政府委員 私が生上げましたのは、事務

当局がいまの段階で、今後仮に租税負担をふやすとした場合に、この税しかないというように予断を持つてはおりませんということを生上げたつもりでございます。

○松浦(利)委員 予断を持つておられるかをばくは聞いておらぬ。付加価値税というものを導入する気持ちはあるのですかと聞いておるのですよ。ほかにたくさんあるのですよ。いろいろなものがある中で、付加価値税というものもあなたの方は考へておられますかと聞いておるだけですよ。予断があるないじやないですよ。考へておらぬなら考へておらぬと言へばいいのですよ。

○大倉政府委員 どうも私の説明が下手でなかなか御理解いただけないうでございませうが、消費課税が適当なのか所得課税が適当なのかという選択を求めるといふことを私も考へておるわけでございます。消費課税の中で付加価値税といふのは、ヨーロッパでもやつておる、現在存在しておる税でございますから、消費課税のよき、悪さを御議論論議するときには付加価値税が全く検討項目に上らないといふことは予想されません。その意味で、今後の選択の課題の中に入つてくるであろうといふことは考へておられますけれども、いま付加価値税を採用することに大蔵省が踏み切つたといふことではないといふことを申し上げたいのであります。

○松浦(利)委員 何も私は踏み切るかどうかと聞いておるわけじやないのだよ。付加価値税といふものを検討しておるのじやないかとさつきから聞いておるわけでしょう。当然検討事項にせざるを得ないのだよ、歳入をふやしていくといふことになればならぬわけだから、そうでしょう。それじゃ、もつと掘り下げて聞きます。もう一つ前に進めます。

五十一年度の編成に入りましたね。現状のままいけば、税収は大体十五兆だろ、こいいわれておりますね。新聞の発表するところによると、いま各省の概算要求が二十四兆八千億近く来ており

ますね。そうすると、税収が十五兆ということになれば、その差額を赤字公債に依存する。赤字公債に依存するといつても、全部依存するわけにいきませんから、さつき言われましたようにスクラップ・アンド・ビルドで措置をしていく、あるいは補助金の見直しというものもやつていく。五十一年度の予算編成でそういうふうな特例債を発行しなければならぬという条件を踏まえて、大蔵大臣は国鉄運賃、電信電話料金、麦価、米価、こいつた公共料金は当然引き上げをしてもらわなければならぬと考へておられますか。

○大平国務大臣 五十一年度の予算の編成は、八月末に概算の要求を受けましてから、いま鋭意検討をいたしておるところでございます。また別途歳入面につきましては、先ほど申しましたように特別措置を中心としたしまして税制調査会で見直しをお願いいたしておるところでございます。まだ編成の基本の方針を確定した段階ではないのであります。諸般の状況をいま鋭意検討いたしまして、大綱としてどのように上げていくのかの準備の段階でございます。これこれについて値上げをどの程度考へておるといふようなところまでまだお答えする用意はございません。しかし歳入、歳入ともいま挙げられたような問題につきましては、五十一年度の予算編成に当たつて、ともかく検討をいたしまして、具体的な答えを出さなければならぬ課題であるとは考へております。

○松浦(利)委員 結局、歳出をカットしていくといふことになれば、そういう面についても検討せざるを得ない。

もう一つの問題は、昭和五十年年度の予算の編成過程を見て、対前年度比で一番伸びたのは何とすると、現状この社会保障費を上げるということが非常にむずかしいといふことになつてくれば、受益者負担といふものが当然要求されてくる。といふことになると、保険料のアップといふことも当然来年度予算編成の中では考へざるを得ないといふことになつてくると思つたのですが、そういう点についても検討せざるを得ない段階だといふふうに思つたのですが、大臣、どうですか。

○高橋(元)政府委員 社会保障給付の充実を圖つてまいります際に、社会保障料の引き上げをどうするかといふのはかなり長期的な大きな問題だと思つておる。また現在まで厚生省から、どのような内容の社会保障料の引き上げの案であるにせよ、そのような要求が具体的に参つておりませんので、今後関係各省と協議をして、長期的な方向の中でできるだけ早く結論を出していきたいと思つております。

○松浦(利)委員 結局、午前中からいまままで抽象的な議論でしたけれども、赤字公債を発行せざるを得ないといふことは、その赤字公債の金利負担、元金償還等を含めて後世の国民にツケを回す。そのツケを回す方法としては、それは国の予算の中から当然返していくから税金をいろいろな意味が含まれてくるのですが、それと同時に歳出もカットしていかなければならぬ。そのためには高福祉・高負担あるいは受益者負担といふ国民の側にツケを回さざるを得ないのです。ですから簡単に赤字公債でつじつまを合わせるといふことは、それだけ国民に負担をせよということから、政府を信用していただくこと、だから赤字公債を発行するといふことだけが問題じやなくて、逆に言う、そのことによつて、大きな政策の転換が、消費者、国民に非常なしわ寄せを起すといふことにもなりかねないのです。

ですから、先ほどから赤字公債の発行に慎重であるべきだ、そのために大蔵省はどういう姿勢をとつておられるのかといふことを一生懸命聞きましたけれども、結果的には何のお答えも返つてこなかつたわけだ。ただ返つてきたのは、五十二年以降慎重にやつていきなさい、それと歳出カットのための公共料金の引き上げや保険料のアップといふものがあつた、あるいは歳入増のための付加価値税といふものも検討の素材として、するかしないかは別として、当然検討せざるを得ないのだといふ

回答だけあつたわけです。私は非常に残念に思うのです。

そこで、今度は公債の具体的な問題について若干御質問したいと思います。これは法規課長さんから「特例法の早期成立を必要とする理由」ということでここに来たのですが、これから毎月六千億近くの公債を市中消化していかねばならぬわけですね、特例債も含めて約六千億毎月市中消化していかねばならぬ。そうすると、御案内のとおりに財政法第五条によって日銀の直接引き受けということは禁止されておりますね。今年度も市中消化ということですが、市場に出回る、来年度の特例債という形でこれも第四条公債と一緒に市中に出ていくが、完全に市中消化できるといふ自信がございませうか。逆に言うと、シンジケート団、引き受け団にそれぞれ話し合いをして押しつけて、御用金的な発想で調達をする方法以外にいままでとられておられぬのですが、それももう限界にくるのです。来年度も赤字特例債、毎年毎年出していくわけですから、どんなに市中の預金増加を見込んでみても、これから低成長段階でありますから、恐らく市中金融における預金増加ということは望めないです。いままでは預金の増加というものがあつた程度カバリーしてきた、しかしそういうことも望めないという事になつてくれば、一体市中消化という問題について政府は自信を持っておられるのか。本当にインフレでないという最大のよりどころというのは完全市中消化以外にないわけでありまして、市中消化が崩れてしまつたらインフレに結びつくわけでありまして、決め手は完全市中消化、そういう自信はどういう手だてでやられようとおられるかを明らかにしていただきたいと思つておられます。

○松川政府委員 本年度内に消化をいたさなければならぬ国債の金額はたゞいま御指摘のような数字に相なつております。そこで、これが市中消化が完全になされなければ経済を無用に刺激する懸念があることも事実でございます。そこで私もいたしまして、この金額のもの

を市中消化することが可能であるかどうかにかつてきて、この補正予算が決定されます直前にシンジケート団にお集まりいただきまして、かくかくの金額を今度補正増せざるを得ない状態に達した、そこでシンジケートを構成しておられる各金融機関の代表の方々に、これを市中消化という形で皆様のところで引き受けただけであるか、かといふことを御懇談申し上げ、そしてそれらの代表の方々から、それは引き受けたいと思つてお返しをいたしまして、私も市中消化が可能であるという判断を持って現在この発行の準備を進めておるところでございます。

また、これが押しつけてはならないかという御懸念がございませうが、ことしの財政の動きをこらへたいだきましますと、御案内のとおり相当の歳入欠陥が見込まれますにもかかわらず、歳出の予算は、ある程度のカットはいたしました。大筋においてはそのままで執行してまいらうということになりまして、政府の対民間の収支も相当大きい支払いになってまいります。また他方、この財政の支出が民間に入つてきますと、これは金が回りまして、最後は各種金融機関に預金の形で入つてまいります。その意味でたゞいま、景気の現在の情勢から国民に預金の意欲があるかどうかという御懸念も御表明がございましたが、その点につきましても、この金は終局的には各金融機関に入り、そしてそれが国債の消化に充てられるものである、私どもはかように考えております。

○松浦(利)委員 来年度の公債発行額は大体推定どれくらいになるのか、推定がいいですか。大平内閣大臣 来年度の予算の編成につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、鋭意要求について検討を重ねておるところでございます。まだ来年度の予算の規模が描ける段階にまでおりません。したがつて、来年度の公債がどれだけのなるのか、四公債がどうなるか、特例債がどうなるかという点につきまして、まだお答えすることができないことを大変残念に思つておられます。

れども、御理解をいただきたいと思つておられます。

○松浦(利)委員 いままでは高成長下だったからある程度の中消化して来たわけですが、しかし今度は一応日銀等の買入オペレーションの再開等によって余裕を持たせる。しかしそれも限界に來ますね、ずっと続くわけですから。来年度になれば預金も伸びてこないということになります。日銀引き受けによらざる市中消化というのは、最終的には非常にむずかしいと思つておられます。そこで大臣にお尋ねしておきたいのは、市中消化が現状のような形であれば非常にむずかしいとすれば、これはひとつこういう意見があるわけですが、完全市中消化ということ前提にして短期、高利の貯蓄公債を発行したらどうかという意見ですが、そういうことについてはお考えになつたことはありませうか。

○松川政府委員 今回の補正予算を通じて国債を非常に大きく増発することになりましたので、たゞいま先生御指摘のような考え方もこの際ひとつ取り入れる必要があるのではなからうかと、私ども慎重にかつ真剣に検討をいたしました次第でございます。ところがこの制度につきましても、外国でやっておる例もございませう。それも私もよく承知し、なおその国のバックグラウンドもいろいろ調べてみましたが、各国によつて制度的な違いがございませうので、なかなかわが国ですぐそれがうまく機能するかどうか疑問な点がございませう。たとへば具体的に申し上げますと、昭和二十七年に国民貯蓄債券というもので、たゞいま御指摘のような期間も五年である、最終の利回りも相当有利であるというものをいたしましたし、また昭和二十八年には特別減税国債というので、これも期間五年のものを出したことがございませう。ところが、いずれも個人の消化というのは当初の期待を裏切りまして、非常に少ない金額でなされております。そこで、私も現在の段階でこれを取り入れてすぐ間に合うかどうか、また償還期限が短く

なりませうと、それだけ財政負担もふえますし、有利なものになればそれだけまた財政負担がふえる、そういう意味でも財政負担の面からも検討いたしまして、いままでもこれを実施するのは無理であろうということ、五十年度につきましてはこれをとらないということを決めて今日に至つておる次第でございます。

しかしながら、私どもはこの考え方を将来に向かつて永久に捨てたわけではございませう。現在の国債の消化の模様その他も見ながら、そしてまたわが国の実情に合わせてこれがやれるかどうか、さらに検討を続けてまいりまして、将来これならばやれるというものがございませうれば取り上げるといふことも考えてみたいと思つておられます。

○松浦(利)委員 この際、大臣のお考えをお聞きしておきますが、買入オペは、一年経過しないものは禁止されておられます。それから金融機関の手持ち国債を売却することも一応禁止されておられます。逆に言うと、国債がずっと発行されていきますと金融機関に国債が累積していくわけですが、そのことは、民間が吸収し得る資金量から見ても非常な負担になってきて、本来の金融機関の目的である個人融資あるいは企業融資というものにプレキがかかってくる。同時にまた、社債あるいは地方債の市場に対しても影響を与えてくる。そのことがこれからの資金の流れに非常に大きな影響を与えるのではないかという気がいたします。逆に言うと、滞留してくれば滞留して行くだけ、金融機関手持ちの国債を市場に売却することについては歯どめをかけているその歯どめを外さざるを得なくなる。極端になつてきたときには、もう構つちやいない、財政法第五条とかどこかに抜け道をつくり出して日銀の買入オペに持ち込まざるを得ないということになつてくる、そういう懸念が私にはあるわけですが、だから、そういう意味では、多量に公債を発行する場合の市場の整理あるいは公債の管理機構の確立、こういうことを抜きにしては私は問題の本質的な解決にならないという気がしてならぬ。こういうものについてどう御用

なりませうと、それだけ財政負担もふえますし、有利なものになればそれだけまた財政負担がふえる、そういう意味でも財政負担の面からも検討いたしまして、いままでもこれを実施するのは無理であろうということ、五十年度につきましてはこれをとらないということを決めて今日に至つておる次第でございます。

意があるのか、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

早く質問をやめてくれということですから、答弁は早くしてください。なるだけ早く終わります。

○松川政府委員 大量の国債が出るようになりまして、ただいま御指摘のように金融市場全体にわたって相当な影響があることは否めないと思えます。その点で私も、将来の姿として、国債も含めました公社債市場の、特に流通市場の育成に常々心を用いていかなければならない、このように考えております。

○松浦(利)委員 あと若干、簡単なことについてお尋ねをしておきたいと思っております。

この前、本会議で大臣に御質問申し上げたときに、そういうおことがましいことは私の方ではしませんよ、というふうに言っておられたのですが、銀行局長の通達で「地方財政対策に対する協力について」という要請を各金融機関に対しておられるわけです。要するに地方税の削減に対する補てんとしての地方債の消化について協力をしてくれということをおっしゃるわけですが、日銀に対しては、それぞれの金融機関の手持ちに余裕を持たせるために買いオペについて協力せよということについて——シンジケート団に対してはそれぞれ割り当てについての話し合いは当然なさっておるわけですが、そういうことについての日銀との話し合いはなかったのでしょうか。

話し合いをやられたのかどうか。

○松川政府委員 本来、銀行局長の方から御答弁申し上げるのが筋かもしれませんが、おりませんので私がかわりに申し上げます。

銀行局長通達で地方財政対策に対して各金融機関に協力を依頼しましたのは事実でございます。これは、特に地方債の場合には地縁的な金があるから、国全体として動くよりは、それぞれの地縁性の非常に濃い銀行に対して協力を要請するのが筋であろうという考え方が根底にあったわけでございます。ただこれは、ただいま先生御指摘のように国債についてどうのというこ

とになりますと、日本銀行の買いオペレーションはそれなりの哲学がございまして実施されておるものでございます。ただいま、大量増発の国債を受け入れやすくするようにそのルールをゆがめるというようなことは、私も考えておりませんが、ただ私も、先ほど御説明申し上げましたが、金融市場に相当の影響があるものでございまして、いろいろの情報交換は日銀とはいたしておりますが、ただいま先生御指摘のような形で、この国債発行に協力しろというような要請をいたした事実はございません。

○松浦(利)委員 要請したことがないということ、わかりました。事実の把握はできませんが、一応日銀としては買いオペによって五千四百億程度の資金余裕を与える、またもちろん預金準備率も引き下げるというふうな方針を出されたわけですが、この十二月の非常に資金需要の大きいときに、公債を発行して、なおかつ中小金融、あるいは年末金融についてのそこ、というものはないのか、大丈夫なのか、その点をひとつお聞かせいただきたい。

○松川政府委員 日銀が金融市場に開与いたしましたオペレーションの金額は、長期的に見ますれば成長通貨として必要なもの、すなわち成長率アラステフレーター金の額、このパーセントをもつて掛けましたものがその所要額になるわけでございます。ただ、短期的に、月々のもの、または四半期、そういったものを見てみますと、それぞれの金融市場に繁閑がございまして、すなわち、一方では財政収支の様相も散布超過になりましたり、揚げ超過になりましたりいたしまして、また他方日本銀行券も、その月々の経済の動きによりまして非常に大量なものが必要とされる月があるわけでございます。ただいま御指摘の年末などはその一つの例でございます。そういうことになりまして、日銀といたしましては短期間に完了するようなおペレレーション、その材料はあるいは手形になりますか、ほかのものになりますか、私いま直接その衝でございませんで定かではございませんで

が、国債を長期に買うというふうな形ではなくて、短期のオペレーションというのを考えるはずでございます。その意味で、この年末も全体の資金供給が非常に逼迫してまいりますれば、日本銀行、すなわち通貨の最終的な責任当局といたしましては、そのようなオペレーションによって日本経済に支障を来さないように配慮いたすはずでございます。

○松浦(利)委員 それから来年度の予算の性格についてお尋ねをしておきたいと思っておりますが、わが国の予算は単年度主義をとっておりますが、今度の第四次不況対策から補正予算、そして来年度の予算というのに関連をしておると私は思っております。

大臣にお尋ねをしておきますが、今度フランスに行かれました主要六カ国会議に出られたときに、第五次不況対策も場合によっては検討せざるを得ないんだということについて、総理との間に話があったという新聞報道も散見されたわけですが、この際、この補正予算通過後、来年度の予算執行の間、第五次不況対策というものは必要ないと財政当局としては思っておられるのか、それとも、場合によっては第五次不況対策というものも考えざるを得ない、来年度の予算、四月一日までの間としては考えざるを得ないというふうな考えでおられるかどうか、その点はつきりしてください。

○大平国務大臣 当面政府の責任は、第四次の景気対策を、補正予算を含めてやらせていただいていたわけでございますので、それを忠実に実行に移すこととございまして、契約が滞っておるか支出が滞っておるかということのないように円滑に実施に移すことが当面の任務であると心得ております。したがって、第五次景気対策というふうなものはいま念頭にございませんで、それから、パリ訪問に当たりまして総理との間でそういうやりとりはございませんでした。

○松浦(利)委員 それから来年度の予算編成に關係してお尋ねをしておきますが、今年度昭和五十

年度の予算というのは、当初予定しておいた予算に対して歳入不足ができたから、それを特例債、赤字公債で埋めるといふパターンですね。ところが、五十一年度の予算編成というのは、初めから赤字公債を組まなければならないというやり方ですね。初めからというのは、戦前の日本における歴史を見ても余りないことですね。

ところが、初めからということになってきますと、一番国民が心配をするのは、歳入からの検討ではなくて、さっきから言うように、歳出からの検討に入るわけですよ。無数にある国民の要求というものをすつと満たしていく。そのために、総花的に大きな歳出予算というものを計上する。歳入というものは十五兆程度だろう、こう言われておるんですが、その差額は赤字公債、赤字公債ということになって逃げられるわけですよ。だから性格が変わってくるわけですよ。足らないから埋めるといふんじゃなくて、初めから入れて歳出をする、こういうことなんですね。ところが、率直に申し上げて、五十一年度の予算というのは、景気を高めていかなければならない財政主導型の予算編成ということにならざるを得ないと思っておりますね、結果的に。ということになりますと、ある程度歳出のカットということについてもちゅうちょせざるを得ない。そうすると、赤字公債というものは非常に大きなものになってくるわけですよ。その選択は私は財政当局、特に大蔵大臣というのは非常にむずかしくなってくると思っております。

そこで、来年度の予算というのはい体どういふ形の予算にしたいと思っておられるのか、財政主導型の予算であることはわかりますが、公債に依存しなければならぬ予算であることもまた事実であります。とすれば、来年度の予算は、日本の景気あるいは日本の経済に対してどういう位置づけにする予算編成にしたいというふうには大臣はお考えになっておられるのか。一月七日IMFの会議に出られるので、できるならば年内に予算編成を終わりたいという内閣方針がどうでありますか、恐らく来年度予算の性格がらひはすんで大蔵

大臣としては方針をお持ちだと思つたのですが、お聞かせいただきたい。

○大平国務大臣 いま松浦さんがいみじくもおつしやるように、ことしの特例公債の性格は、歳入が予想されたように入つてこないという歳入欠陥を補つるためのものであるという性格を持つておつた。いま御審議いただいておる法律にもそういう趣旨のことがうたわれておるわけでござい

ます。  
ところが、来年のはどういふ性格かと言つと、来年度の予算の性格は、まさにあなたが御指摘の来年度の特例公債——私は来年度特例公債を出さざるを得ない状況になるものと思ひますけれども、その場合の来年度の特例公債の性格は、まさにあなたがおつしやるのとおり、来年度の予算の性格を決めるのではないかと思つたのです。来年度、仰せのように、いまのような場合、国民のニーズにこたえてわれわれがどこまで歳出を切る事ができるか、逆に、どこまで行財政の水準を維持しなければならぬか、そういう問題が一つ一方にあると思ひますし、また、経済の水準をどこまで財政の手で保障しなければならぬか、雇用の水準をどうして保障しなければならぬかというよう

な問題が一方においてあるわけでございしますが、歳入におきましては、大きな増税をお願いするよ

うな経済がまだ体力を持っていないというときの予算でございしますので、来年、そういうときの歳入不足というものに対しての手当てをしなからる予算でございしますので、来年度の特例公債の発行、これはまた別な法律で明確にその点性格づけをお願いしなければならぬと思つておりますけれども、それがまさに仰せのとおり、来年度の予算の性格を規定すると考えております。何という表現を用いたらいふか、一口に言にくいわけでは

○松浦(利)委員 いま言われたことの同じこと繰り返して、私は頭が悪いからちよつとどういふ性格かということについての理解ができなかつたわけですが、端的に言いますとどういふことをいふ——いや、言われることはわかるのですよ。しかし、それは一言で言えはばどういふことですか。

○大平国務大臣 内外のこういう経済情勢において財政が果たさなければならぬ役割りを果たす予算であるということでございます。

○松浦(利)委員 五十年の公債発行に関する特例法案に対しての補足説明がありました。来年も恐らく来年度の予算審議の過程でまたこれが出てくると思つたのですが、問題は、この補足説明の性格が非常にいい、一体これはどういふふうな意味なのかということが非常に理解できない。そこで、この説明をひとつはつきりしてくれぬだろうかという意見があるわけでは

○佐藤(観)委員 先ほどから松浦委員から再々償還計画についてお話があったわけですが、どうも要領を得ないわけですね。やはり国債発行の場合には償還計画が一番大切なわけでありまして、改めて確認をしておきたいのです。

いま松浦委員の方から指摘がありましたように、予算委員会に十月二十九日に出された償還計画表に関する補足説明というものが持つてい

る法的な権限、これは果たしてどういふものだろうかというところはきわめて疑問が起るわけでは

度の公債の発行の特例に関する法律の補足説明で言われたように、要するに借りかえはしない、これが償還の基本的な態度になるのですか。五十年の問題を理解するためには、これは五十一年の問題と違って五十一年度に対する補足説明です。五十一年度の特例国債というものについてもやはり償還は借りかえはやらぬんだ、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○高橋(元)政府委員 いま御質問のありました補足説明でございしますが、これは五十年の特例公債に基づきます公債発行額、その議決をいた

○佐藤(観)委員 その償還計画を考へる場合非常に危ない点だと私は思つたのです。あくまで、これは膨大な額、しかも五十年だけのことなら

松浦委員と大平大蔵大臣との間でたびたび論議になりまして、五十年、五十二年、五十三年ぐらゐまでは、これはもう冒頭から赤字国債発行になるだろう。そのときの償還の原則が崩れていくようなことでは困る。しかも膨大な額になつていくわけでありまして、償還の財源について、その点ではつきりしていかなければいかぬと思つ

それは何年度に幾ら返すのだというものは出ないにしましても、最低——たとえば建設国債の場合には四つの財源が一応法律で定められてい

要するに国債整理基金に繰り入れる前年度首国債総額の百分の一・六相当額の財源、これは国債整理基金特別会計法の第二条の第二項で財源の裏づ

けができてゐるわけですね。それから二番目に財政法第六条に基づくもの、それから三番目に予算の定めるところにより国債整理基金に繰り入れる財源、そして四番目にいわゆる借りかえを認めるところの国債整理基金特別会計法第五条のこの四つが財源として認められてゐるわけですね。それは国会に出された予算書の償還計画表に、五十年の赤字国債についてはこの四つの財源によつて償還をする予定であるというふうには説明がされてい

○佐藤(観)委員 その償還計画を考へる場合非常に危ない点だと私は思つたのです。あくまで、これは膨大な額、しかも五十年だけのことなら

松浦委員と大平大蔵大臣との間でたびたび論議になりまして、五十年、五十二年、五十三年ぐらゐまでは、これはもう冒頭から赤字国債発行になるだろう。そのときの償還の原則が崩れていくようなことでは困る。しかも膨大な額になつていくわけでありまして、償還の財源について、その点ではつきりしていかなければいかぬと思つ

それは何年度に幾ら返すのだというものは出ないにしましても、最低——たとえば建設国債の場合には四つの財源が一応法律で定められてい

要するに国債整理基金に繰り入れる前年度首国債総額の百分の一・六相当額の財源、これは国債整理基金特別会計法の第二条の第二項で財源の裏づ

おくべきではなかったか、いまからでも遅くないわけでありましてから設けておくべきだと私は思うわけでありまして。

したがってあえて五十一年度のことまで関連をしてお伺いをするわけでありましてけれども、明らかに今後予定をされまして特別国債についても借りかえは行えないのだということとをさらに法律の中に明記をすべきではないか、この点についてはいかがお考えでございますか。

○高橋(元)政府委員 特別公債というものは毎年度の歳入、歳出をいろいろあなばいをいたしまして、ぎりぎりやむを得ないときに発行するものである。したがってこれを制度化するということよりも、そういう特別に達着しました際に特別の立法をもつてお願いをいたすということが筋合いであらうというふうに考えております。

それで、五十年度の公債発行特別法の御審議をお願いするに際しまして別途予算の添付提出資料として公債の償還計画というものを御提出をいたしました。その中で、国債整理基金特会法五条の借りかえという手段をしないということと償還計画表にも消極的に書いてございます。それを補足する意味で補足説明の形でこれを国会に明らかに申し上げておるわけでございます。国債整理基金特会法五条というものは、政府に対して借りかえの権限を与えていただいております。それを行使しないという明確なお約束でございまして、昭和四十年年度の特例債もそうでありましたように、必ず満期までに全額現金で償還をするということに間違いはないということでございます。

○佐藤(親)委員 次長が前段に言われた、特別国債であるからその都度その都度法律を出す、これはその精神はいいと思うのです。

それでいま問題にしているのは、松浦委員からたびたびあったように、一体じやいつ特別国債を出さなくて済むのか、このことがはっきりしないわけですか。

一番大事なことであるし、しかも問題なのは、

これからの財政というのは赤字国債というものが予算の中に、あるいは日本経済の中にビルトインされてしまつて、赤字がまた赤字を生むという、そういったような経済にならうとしていられるから、松浦委員から再三にわたつてさらに詳しい償還計画を出すようにということとを言われているわけですね。

ですから、そういった意味で、その歯どめの一つとして、五十年度の償還計画表というものの説明には、国債整理基金特会の第五条に基づくところの借りかえは使わないのだということとは、消極的には、確かに書いてないということと述べているのだと思ひます。しかし、何といたしても赤字国債の歯どめをする意味においても、この借りかえを行わないということが五十年度の法律に出てくるということとは、私は五十一年度で予定をされております特別法に当然これは載つてくるということとだと思つております。この点が何といたしても、これから膨大な赤字国債が出てくることを考えると、やはり歯どめの一つとして非常に必要なことではないだろうか。あえて、法律では第五条に基づくところの借りかえは禁止をしてない、法律では禁止をしてないけれども、説明書に出してきたということとは、今後皆さん方の方にそういったアローアンスを、五十年度は確かに説明の中で、国会答弁の中ではつきりしてありますけれども、五十一年、五十二年その他の年度にこれはもう予定されているのですから、予定されてないで五十年度だけで終わると言うのなら私もつきり言いませんけれども、今後も予定されるのが松浦質問の中にもつきりしているわけですから、この際法律の中に、国債整理基金特会によるところの借りかえは特別国債については行えないものとするという一條をはつきり明記すべきではないか。これがいわゆるインフレにつながるどころの赤字国債に対して歯どめになる、財政民主主義を確立する一つの大きな歯どめになるのではないか。そうしませんと、来年度のこととはまた来年度だということではますます私たちの心配というのは増幅してくるわけですね。

これは非常に私は大事な点だと思つてわけですね。恐らくきょうだけではちよつと答弁できないと思ひますし、この審議中に皆さん方がその項目を出してくれば決着がつくことですから、ひとつ討議をした上で何らかの機会に回答をいただきたい、こう思つてわけですね。

○松浦(利)委員 もう時間だそうですが、私は一つまだ質問をしたいことがあるのです。

たとえば国債、地方債、政保債等の混乱を防ぐためのルールの確立が具体的に必要になってきておるのですが、こうした問題等に絡んだ質問は次回に譲りたいと思つております。

そこでこれは一つの資料要求なんですが、財政制度審議会が中間報告が年度名目GNPの伸び率を二％に置いてつと計算しておるわけですね。だから、経済企画庁が言うようにGNPの名目伸び率を一五％にした場合、この具体的な資料をつつて、あとの計数を動かさずに計数的にどうなるのか。租税弾性値は一・二ということと仮定してありますが、その租税弾性値も一・二で変えずに、要するに、変える部分としては名目成長率を一五％にした場合に、この内容といふものはどう変わるのか、どんなに変わってくるのか、年平均を一五％に置きかえた場合に、その資料をつつて、一つの目安にさせていただきますか。その資料をいいますから、その資料も出していただきたい。そういう意味で私の質問は保留をさせていただきます。上で、一応きょうの質問は終わらせていただきます。

○上村(善)委員 村山喜一君。今回歳入の落ち込みを補てんするために特別公債を発行しなければならぬ、こういう情勢になつたわけでございますが、まず具体的な数字の点から確認をしてみたいと思ひます。四十八年度、四十九年度、そして五十年度の国債のいわゆる新規発行額とそれから借りかえ債の発行額、その関係がどういふふうになつておるのか。世に五兆四千八百億円と言われ

ているのは、これは発行収入金の手取り額を意味するものであつて、実際の新規発行額はそれよりも高いわけでありまして、それに借りかえ債の発行額まで入れますと、六兆近い新たな国債を発行しなければならぬという状態が今日の状態であるというふうな承つておるわけでございまして、その状況について正確にまず報告を願つておきたいのであります。

○松川(政)委員 たいま御指摘のように、本年度五兆四千八百億円という国債の発行額は、これは発行収入金、すなわち国の手取りの金額でございます。したがって、額面を申し上げますと、今後現在の状況、すなわち発行条件が繰り上げという前提で試算をいたしますと、新規の発行額は五兆四千八百億に相当するものとして五兆五千六百四十五億と相なります。そのほか御指摘のように借りかえ債の発行が四千二百三十億でございますので、この両方を合計いたしました額面での総発行金額は五兆九千八百七十五億、すなわち六兆円に近いものとなることは御指摘のとおりでございます。

○村山(善)委員 こういふような状態に立ち至りましたのは、政府の経済政策の問題があることは言うまでもございせんが、そこで先ほどから一番問題になつております特別公債の償還計画についてまず初めに若干の意見を交えながらただしてまいりたいと思つてございまして。

そこで減債措置といはしましては百分の一・六を定率繰り入れるという措置が第一にありまして、それに財政法六条によります剰余金の繰り入れ、それから予算措置に應じます予算上の財源としての措置が三番目にあるわけでございますが、問題は、この財政法六条の規定に基づく剰余金繰り入れというのが、今後全額を充てる予定であるという考え方は承りましたが、そういう剰余金が発生するような措置を考へておられるのかどうかということについて承りたいのでございまして。というのは、昭和四十八年度の場合には、この剰余金の繰り入れを、子期せざる土地の売買等に

伴います。税収がありましたために、五分の程度に減額をして措置をしたわけでございます。しかし、いま年度の新しい国債の発行を説明を承りますと、これは会計年度の三月から出納閉鎖期の五月まで見通した上でできるだけ発行額を減らしていきたい、こういうことでわざわざ五月の出納閉鎖期まで発行期限を延期される、そういう措置をおとりになつていらっしゃる。とするならば、私はここに打ち出してある全額を充てる予定であるというのは一つの精神的な訓示規定にすぎないのではないだろうか、そういうような剰余金の発生がないような財政の運営をやるということが、これが正しいのではないかと。そして発行額をできるだけ減らしていくことがまず第一になさなければならない措置だと思つてございまして、その点について、大臣のこれからの財政運営に対する所見をお伺いしておきたいと思つてございまして。

それから予算の繰り入れというのを途中でやりになることも予定がされるだろうと思つてございまして、いままで出されたいわゆる建設国債の償還時期がもうすでに四十八年度から始まつていてございまして、財政の事情によりまして四十三年度、四十四年度、四十五年度というの、発行額も四千七百十億、四千二百六億、三千五百五十七億と、わりあいこのあたりの発行額は小さいわけでございまして、ところが、昭和四十六年度から一兆二千億になり、四十七年度は一兆九千億になり、四十八年度が一兆四千億になり、四十九年度は一兆八千億というような数字で示されておりますが、これが十年後にはそれぞれ返済、借りがかえしなければならぬ時期に入つてくる。とするならば、このいわゆる借りが少ない時期というのが四十三年から四十四年、四十五年ものについては存在するわけにございまして、そういうようなものをにらみ合わせながらやはり財政運営というものをやるに合ふだろうと私は思つてございまして、その予算繰り入れというのはどういふふうな今後お考えに

なつて居るのか。これはもちろんいまの段階では、財政政策として一定の税収不足に伴う不足を穴埋めをするという財政政策以上には国債の政策というものは出ていないようございまして、そういうような意味において、この減償計画というものと償還計画という形で説明をなさいましたものとの間にどういふような関係があるのか明確でございませぬので、これは財政運営の基本に関する問題でございまして、その点をまず大臣の方から説明をお願いいたします。

○高橋三三政府委員 剰余金の二分の一繰り入れということ、全額まで特例債につきましては行つ、そういうことを補足説明で申し上げておるわけにございまして、たびたびの答弁でも政府の態度を明らかにしておるわけにございまして、今後特例債を発行していきまます経路、特例債がある経済が続きまます限り、増収が出てまいりました場合にはできるだけ特例債の年度内の減額にまづ充てる、これは当然でございまして、先生御指摘のように、通常そういう場合には剰余金は極力小さくしていくという財政運営であるべきだと思つて。ただ、歳出の不用、それから年度未ざりぎりになつて見通しがたい歳入の増加が起つたということも十分考えられますので、剰余金の全額繰り入れということが意味がないということはないと私も確信しております。

二番目に予算繰り入れでございまして、予算繰り入れは、仰せのごとく特例公債から脱却した財政というものが実現した際、それ以後においてできるだけ毎年の予算の繁閑を見ながら極力満期に全額償還できるように繰り入れを行つていくという方針でございまして。

○村山三三委員 大平大蔵大臣、特例公債を二兆二千九百億発行する、そのまはつておいていくようなことはもちろんおやりにならないだろうと思つて、それが昭和六十年には満期になる。そのときに満額支払いをしなければならぬというところで、途中でそういうような繰り入れ等をやらなければ、私はこの問題は、昭和六十年に償

還を必ずしなければならぬ額になるわけにございまして、これは大変な財政負担が一遍に出てくる。続いて来年度も三兆円ぐらゐの赤字国債を發行しなければならぬだろうと世上言われている。そうすると、六十一年度もそういうような意味においては三兆円の急激なる財政支出を要するということになる。ということになりますと、ことし、来年はそういうような財政の特異な状態にありまますので、五十二年あたりから本格的にこの特例公債の償還計画、それに償還計画、これを特筆して具体的な計画をつくつて、それを完全に消化するところまで案をお考えをいただかなければ、財政の長期的な運営についても大きな支障を来すのではないかと心配をしております。その点を、そういうふうな御用意がございまして、その点を、これは大臣からお答えをいただきたいのです。

○大平国務大臣 仰せのとおりでございまして、そういう用意がなければ財政運営に大きな支障を来すことを恐れておりますので、できるだけ早く特例公債の依存から脱却をいたしまして、あなたがいまおっしゃるような段取りを前広に進めてまいらなければならぬと考へております。

○村山三三委員 そこで大蔵大臣、昭和四十年代の前半は市中消化されました国債の大体八割が成長通貨供給のために買いオペによりまして日銀に吸い上げられて、金融機関は市場売却を控へまして、国債の市場の利回りというのは、人為的に管理されましても国債の継続的な発行については支障がなかつたわけでございまして、ところが、こういうふうな大型の国債が好むと好まざるにかかわらず発行される段階の中に入りまして、一体、いままでのような御用金調達のようなやり方で、市場の金利機能というものを無視したやり方で、私は果たしてうまくいくであろうか、このことを非常に心配をしております。

が、今度は六%程度しか引き受けることができない、こういうふうなことであります。それから日銀と直接の取引のない金融機関等の場合は、これは何にもメリットがないという問題が出てくるわけにございまして。というのは、発行価格が、長期金利改定によりまして利回りが八・二七%というふうな決まりました。そこで、それによつて引き受けて、そして今度は売却をするときには、これは現在の市中価格で売却をするわけですから、買ひ入れた価格と実際売却をする場合の価格との間にはマイナスが働いて売却損が出るという現象があらわれているわけですね。

そうなりますと、日銀信用を受けたりするよな都市銀行やあるいは国債を担保物件として融資を受けるよな金融機関はいざ知らず、そういうよなのに類しない中小企業専門の金融機関あるいは非金融機関である生命保険とかそういうよなもの等については、明らかに、いまのような状態であるならば国債を引き受けたくない、引き受けても損が出るんだから、一体われわれの使命というのは何だろう、それは国債を引き受ける側に立つべきなのか、地方債を引き受けてその地域社会の中で果たしていく金融機関としての役割りを果たすべきではないだろうかというよな悩みを抱えているようございまして。

となれば、こういう大型国債発行時代でありまして、従来の国債管理政策というもので一体いのであろうかということについて、私は疑問を感じて居るのでございまして、いまこの大蔵省の市中消化というものは一体何なのか。市中消化と言へば個人消化というふうにも聞き取れるわけにございまして、いまの市中消化は金融機関に対する割り当て方式であつて、御用金調達方式ではないか、これは市中消化というには言えないのではないかと。厳密な意味においては、金融資産として国債を国民が喜んで持つよな条件というものをつくらなければならぬ段階の中に入りまして、いまのよなやり方、その金利の機能というものを無視した発行方式ではこれはもう行き詰

まつてくる。行き詰まったときに日銀引き受けと  
かというような形をとられたのでは、日本の国の  
財政はめちゃくちゃになるし、また大変なインフ  
レになってしまふという心配を国民はしているわ  
けでございます。

そこで、私は、いわゆる財政政策というものは  
もちろん大蔵省は持ちてありますが、国債管理  
政策というものはどういふようなものをお持ちに  
なつていらつしやるのか、その点について、これ  
は大臣がお答えにければ担当の理財局長あたり  
でもお聞かせをいただいておりますかと思つてあ  
ります。

○松川政府委員 だいま御指摘の問題は、非常  
に広い問題を含んでおります。それは、たとえは  
市中消化の定義の問題でたゞいま先生が、個人消  
化のみがあるいは本場の意味の市中消化ではある  
まいかというお考えをお示しになりましたが、こ  
の点一つとりましてもいろいろ問題を含んでお  
るのでございます。

すなわち、わが国の金融市場を見ますと、諸外  
国と比べてまして間接金融の比重が非常に高ござ  
います。これは企業でもそうでございます。ほか  
の国であればもっと社債に依存する、ないしは自  
己資本を充実するという場合に、銀行の方に行き  
がちである。個人も同様でございます。ほかの  
国であれば、ある程度の金融資産がたまってく  
れば、預貯金の形態から債券の形態に移っていく  
ということが見られます。これがわが国の場合には  
遺憾ながらその程度が非常に低ございまして、  
どちらかと言へば預貯金の形で回す方が多いとい  
うのが実情でございます。

そういうことになりますと、市中消化、すなわ  
ち中央銀行の引き受けでない金融機関その他民間  
の消化ということになります。その場合にも個人  
人が、あるいは貯金であるとか預金であるとかま  
たは生命保険の掛金であるとかいろいろの形で  
持っております金融資産、これを国債の引き当て  
としまして国債を発行するということが、現在の  
日本のような状況でございますとどうも考へ

られざるを得ない問題であらうかと思ひます。  
そこで、そうなつてまいりますと、それではそ  
うして引き受けられた公社債、国債、こういった  
ものがどのようにして流通し、どのようにして、  
たゞいま御指摘のございましたように、あるいは  
処分をした場合にキャピタルロスを出さないで済  
むようになるのかということでございます。と  
りわけ最近のように大量の国債を出すようになり  
ますと、この国債の管理政策を通じて広い意  
味での社債市場、流通市場の整備に力をかけてい  
かなければいけないのではないかと私も存じ  
ております。

たゞいま、国債につきましてもあるいは処分の  
ときにキャピタルロスが出るという御指摘ござ  
いました。これは遺憾ながら、日本の場合には  
ほかの種類の債券でも同様な事例が見られてお  
ります。発行条件と流通条件とは必ずしも一致して  
おらない。これは私も少し時間をかけて直  
していかなければならないと思つております。

その意味で今回金利水準全体の見直しが行われ  
まして、短期金利も下がる、そしてまた長期金利  
も下がる、すなわち銀行の長期のプライムレートの  
も下がるし事業債の条件も下がる、こうい  
うときに国債もその一つとして下げる方向に条件  
の改定はいたしました。しかしながら、現実の  
姿を見ながらその下げ幅はほかのものより少ない  
形でおさめまして、そういった手続を踏むことに  
より段階的に実勢に近いものにしていく、こう  
いった形で国債の発行の場合の条件を適正なもの  
にしていきたいと考えております。

さらに、発行された後の流通市場につきましても、  
あるいは、一つの例でございますが、証券取  
引所におきます国債の売買の手法を今月の初めか  
ら改正いたしております。すなわちその前は百万  
から四百万までの間の刻みのものを順次取引いた  
しておりますが、現在ではその幅を広げるとも  
に、あるいは売り気配、買い気配も表示できる  
ような方法に改める、取引の手法を改正いたして  
おります。

また、これからの問題といたしまして、たとえ  
ば減債基金を有効に使用して、もし必要がある  
ならば、買い入れ消却も適時行っていくというこ  
とも考へなければならぬと思つております。  
こういったいろいろな施策を通じて、国債  
の流通市場もこれから徐々に改めたい。た  
だ、現在の公共債、社債両方含めての公社債市場  
の状況を見ますと、一気にいままでのしきたりを  
全部変えるというのは日本の金融市場、資本市場  
の実勢から見ましてなかなか無理であらうと思  
います。その意味で、私も徐々に御指摘のような  
方向に動いてまいりたいと思つております。

○村山(憲)委員 私は日銀の「調査月報」の十月  
号の資料を見てみたのですが、公社債市場相場、  
東京証券取引所のこの資料によりますと、具  
体的に申し上げますが、たとえば国債の十九回債で  
すが、償還が五十二年の八月に予定をされて  
いる。その利回りが五十年の七月末では九・六五、八月  
末で九・七六、それから九月末では九・七六%に  
なつていくわけですね。もちろんその場合の価格と  
いうのは九十四円八十銭というふうな価格ござ  
います。これを最近の新発行の応募者利回りで見  
てみますと、八・三三%でございます。と  
ころが新しい長期金利体系の改定がございま  
して、この中でこれからの応募者利回りというの  
は、八・二七%というふうな改め  
られておるわけですね。とするならば、実際の売買  
の価格というものととの間には一・五%の開きがあ  
る。こういったような状態の中で、果たして証券会  
社が引き受ける分を市中において個人にそういう  
ような国債を引き受けてもらえるかどうかとい  
うことで調べてみました。案の定、九月において  
は前回を上回る募集残が出たというのが出されて  
おります。そして予定よりも何十億か減りま  
して、二百二十億の応募分、それだけしか引き受  
けることができないというところでその一〇%のシ  
ェアが落ちたというふうな報告を聞いています。  
こういったようなふうにして人為的に国債の価格

を決めて、そして低い条件で取引を強制すると  
いうことになりますと、やはり都市銀行あたり  
に割り当てをせざるを得ない。そういうようなシ  
ンケート団に対する都市銀行を中心にする割り  
当てに偏重をしなければならぬ。偏重をした以  
上は、キャピタルロスを出すわけにはいかないの  
で、預金準備率の操作等をやりました。あるいは日  
銀の貸し出しの低利の資金を供与するというよう  
な形によつて、そういうような利益の方からロス  
分を埋めてやるといふ方式をとりながら、そして  
結局一年たつたらこれを買いオペの対象として日  
銀が事実上引き受けるあるいは資金運用部資金の  
方でこれを抱えなければならぬ、こういうよう  
な状態にいまの国債の管理政策というのになつて  
いるのではなからうかというふうな思つてあり  
ます。

一体そういうような形をすつとりながら現在  
やつておりますが、先ほどの話では、その取引の  
手法の改善をやり、流通市場の育成を旨として漸  
次それを進めてまいります。言葉はよくわれわれ  
もそのように承つておるのですが、一体国債が発  
行され始めましてからもうすでに相当な期間がこ  
こにはかかっているわけですね。そして未曾有  
の財政難を迎えまして、いまここにこういう大型  
の国債発行時代というものを迎えてきた。その中  
で十年たつてもなおそういう市場の育成というも  
のができていないということは一体どこに原因が  
あるのか、そういうような公社債市場の育成を  
怠つてきたのは一体だれなのか、その指導の責任  
にあるべき大蔵省は一体どういう責任を持ってい  
るのか、私はこのことを明らかにしなければ、こ  
れからの、国債がない時代じゃありませんから、  
そのことを特に確認しておかないと、今後の財  
政の運営において大変な事態が起つてくるの  
じやないかといふことを懸念いたしますので、  
どうもいま理財局長からの説明を聞きますと、言  
葉だけあつて実体がない、従来のとにかくいいか  
げんな答弁を繰り返しているような気がしてなら  
ないのですが、大蔵大臣、あなたはこういう赤字

特例公債まで発行しなければならぬ事態の中にありまして、その市中消化、個人消化という文句だけはいいのですが、公社債市場の事情が読み上げたおとりなんです。そういうような事情の中で、いままでも変わりのない御用金調達方式をやったり依然としてこれからも進めていかれるつもりですか、その点をお聞かせいただきたいのです。

○大平国務大臣 正直に申しまして国債政策は大変むずかしい問題でございます。これまででもすにむずかしい問題をはらんでおたつたわけでございますが、今日のように大量の国債を発行しなければならぬということになってまいりますと、国債管理政策というものはまさに財政政策、金融政策の緩衝地帯にありまして、私どもが一番気をつけなければならぬ政策領域になってきたと思えます。

しかしながら、先ほど理財局長が申し上げましたとおり、この政策について直ちに国債市場の整備を速成でつくり上げるなどという名案はないと私は思うのであります。理財局長が申しましたとおり、時間をかけてつくり上げていかなければならぬことだと思っております。したがって、今度長期利子の引き下げという段階におきましても、国債の場合、非常な抵抗がいろいろありまして、たけれども、微調整にとどめまして、これを御用金調達ではなくて、いまの市場メカニズムの中だけでも受け入れられる商品に仕立てなければならぬと考えておりますし、これが消化が可能となるような市場の条件をいろいろつくり上げていかなければならぬと思っております。ローマは一日にして成らずと申します。これから逐次市場環境を整備してまいります。御指摘のような環境を整備して御期待にこたえなければならぬと存じております。

○村山(喜)委員 そこで、いま政府には、財政支出と租税収入とを決めまして、そしてその赤字の分を埋める国債発行額を決めるといふ財政政策はあると思うのですが、いわゆる国債の管理政策と

いうのはどういふものをお持ちになつておられるのか。言うなれば、国債の管理政策とは国債の構成を決める政策だ、その場合には新規発行、借りかえ、そして種類と条件、期間や金利の決定と公開市場操作の対象になる国債の種類の高の構成等によりまして民間部門の保有する国債残高の構成を要する政策だ、こういう立場に立つてお尋ねをするわけでございますが、一体国債の管理政策というのはどういふようなものをいま政府としてはお持ちなのか、このことを私はお尋ねしたいのであります。

というのは、建設国債というのは十年で借りかえて六十年間、もちろんそういうような形になつておられるわけですが、今度の赤字特例債の場合には、これは十年間で完全消化をしますという、しかしその間には中期の国債というのはいないわけですね。あるのは大蔵省証券なんかの短期の資金運用のための六十日サイトのものしかありません。それをこまごま補正予算で二兆二千億増発ができるようにいたしまして、資金繰り操作をやるための短期証券はあるわけですが、そういう十年ものもあるけれども、七年ものもなくなつたし、五年ものもございませぬ。一体そういうような単発式の国債しか持たないでいて国債管理政策といふものが果たしてうまくいくのだからかということをお尋ねいたします。

というのは、たとえば景気過熱の危険が認められた場合には、国債の発行や売りオペの場合には長期債の比重を高めるとか、国債残高の流動性を低めるとか、あるいは景気の沈滞の場合には、国債の発行や売りオペの場合には短期、中期債をふやしてやるというような流動性を高めるような政策が、もうGNPの一〇%も長期国債残高があるような時代でありまして、そういうような国債管理政策といふものが当然なければならぬはずだと思つておりますが、それがいまのような国債の発行の状態の中ではない。

私は、そういうような意味において、国債政策といふものを政府は真剣に検討して対処してこな

かつたのではないだろうか、財政政策の中にあつて税収が少くない、支出が多いから、赤字になるから、それを埋めるために、あるいは国民のニーズにこたえるためのいろいろな形で財政支出を多くしなければならぬから、景気がいいときでも国債を発行し、悪いときでも国債を発行し、国債に依存しながら今日まで十年間財政の運営をやつてきたのではないか、そこに根本的な間違いがあつたのではないだろうかという気がするのでありますが、この国債管理政策は、大蔵省は一体どういふようなところにいま位置づけて、これからのあり方をどういふように考えているのか、大臣の御所見並びに担当局長の御所見をお尋ねしておきたい。

○松川政府委員 ただいまの村山委員の国債管理政策という御質問の中で、私ちよつと疑問に思いましたのは、言葉の上の問題ではなはだ恐縮でございますが、国債の発行に関する部分と、発行された国債の管理に関する部分と、二つあつたように思ひます。

その前段の国債政策、たとえば国債も一種類のものだけではなくてたくさん種類のものを出したらどうであらうかとか、また財政の状況によつて多く出したり少なく出したり、または長いもの短いもので調整する。これは、私狭い意味で申し上げて恐縮でございますが、狭い意味の管理政策からは外れた国債政策自体であらうと思ひます。

これが、私の申します狭い意味の国債管理政策の面との絡みで申しますと、御案内のとおり、ドイツであるとかアメリカであるとか、こういうところは、金融が非常にタイトになつてまいりますと短い期間の国債を出して、金利を余り上げないで済むようにしてこれを早く回すということもやっております。これも一つの行き方であらうかと思ひます。ただ、わが国の場合には、先ほどもちよつと触れましたが、公社債市場全体がまだ発達する程度が少のうございまして、現在の公社債市場全体を見ますと、御指摘のように、国債といふ名前では中期的なものが出ておりません。かつて七年のものは、いまはかえつて十年になつており

ます。しかしながら、五年ものは、たとえば長期信用銀行の利付金融債であるとか、そういう別の商品が入つておりました、そこにおのずからなる市場の区分と申しますか、それぞれのニーズを持つておる投資家はそれぞれの商品が買えるような一種の分業に近い形が出ておりました、したがって、国債がこのときにたとえは五年ものであるとか三年ものであるとか、そういうものに入つていくのがいいのだからかということとは、これはアメリカやドイツで言われておりますクラウディングアウトといふあの効果を生むのではないかと。現在のそのような状況であれば、発行自体は、やや陳腐かもしれませんが、さしあたりは従来のものでいいのではないかというのが私どもの判断でございます。

それから、私が狭い意味で国債管理政策と申しました、発行された後の国債をどうするかの問題でございますが、これにつきましては、終局的に帰するところは、持つておきます国債がいつまでも売れる、またいつでもたとえ担保に使えぬ、そういう形での流動性を高めていく必要があるのではないかと、それが国債管理政策の一番大きい柱であらうと思ひます。

その意味で、先ほど触れましたが、発行条件をなるべく実際の実勢に近いところに持つていくというののも一つの試みでございますし、取引所の手法を変えたと申し上げましたのも一つの試みでございますが、さらには国債を担保とする金融がスムーズに行われるかどうかとか、そういういろいろないろいろな別のテクニックスも入つてくる余地があるのではないかとと思ひます。その意味で、私どもも広く各国の例も徴しながら検討を続け、現在の日本の公社債市場の発展段階に適合するものをできるだけ取り入れていきたい、このように考へております。

○村山(喜)委員 私はやはりこの際国債政策、私は管理政策の中に発行の問題も含めて論議をしておるわけですが、それは分離をされて、管理政策といふ狭い領域でのお話をいま局長からお伺いを



も進みまして、また輸出も順調に伸びてまいりまして、ようやく経済の回復が軌道に乗ったのではないかと思われたのでございますけれども、五月あたりから輸出がむしろ減つてまいりましたし、雇用状態も悪化してまいりましたし、いまあなたが言われた最終需要も思わしくないということでございます。最近の経済指標も生産、出荷等は微増を続けておりますし、心配いたしておりました輸出にも若干明るい局面が見えかけたようでございますけれども、最終需要は依然として腰が重い状態でございます。

したがって、日本銀行も四回にわたって公定歩合を引き下げ、そして、それに対して各金融機関が追随することを期待してまいりましたし、第一ことしに入りまして窓口規制もだんだん緩めてまいりまして、あなたの言われるマネーサプライの面におきましても資金の供給をふやしてまいりましたけれども、一向にまだ最終需要、もちろん設備投資はもとよりでございますけれども、最終需要も上向いてこないという状況でございます。

そこで政府は九月の十七日に御案内のように総合的と銘打ちました景気政策を実行することにしたしまして、財政、金融相呼応いたしました政策を実行に移したわけでございます。それで財政面を通じて一兆六千億ばかりの需要の喚起を図つたわけでございます。金融面におきまして、第四次の公定歩合の引き下げを大幅にいたしまして、同時に、長期金利につきましても、短期金利はもとよりでございますけれども、長期金利につきましても今度は改定をすることにいたしましたわけでございます。しかし、それでもなおマネーサプライも一向に、あなたが言われるように一％台を低迷いたしておりますので、預金準備率をこの十六日から引き下げるという措置もあわせて行つたわけでございますので、私といたしましては財政、金融両面にわたりました一応なすべきことはなし終えたと思つておるわけでございまして、いまこのように発表いたしましたことが着実に定着して

まいりまして、経済の回復を促すということをお願いいたして、そこにそれを阻むものがございますればそれを取り除くということに行政面としては極力注意をしてみたいと思つておるわけでございまして、いままでやつたことに対して十分これをウォッチしていきたいと思つておるのが、いまの状況でございます。

○村山(憲)委員 諸外国のマネーサプライの指標を用いての経済運営の進め方というものについては、アメリカあたりでもどういふような伸び率が景気の回復に適切なものであるかということに議論が行われておまして、大体一つの通貨当局としての政策を持つておるようでございます。長期的な増加目標値はM1でプラス五ないし七・五といふような数字を持つておるようでございますが、西ドイツあたりでもそういうようなものを持つて経済運営をやり、いろいろ通貨政策の金融政策等も進めておるようでございますが、日本の場合には、いままで狂乱物価と言われました時点においては二五％とか三〇％とかいふような大変な数字が出たりしまして、こういうような状態ではインフレの解決はできないといふようなことで、大分日銀も最近ではマネーサプライ等については重視をする金融政策をやつておるようでございますが、一体わが国の通貨当局が、M2の増加率をどういふところに目標として設定をした場合には、こういう経済の成長率が生まれ、そして物価の上昇率との関連においては、こういうふうになるという一つの政策目標値をいままで示されたことを、私は知らないわけでは、ですから、一体大蔵当局は、こういうようなマネーサプライ残高についての金融政策の運営指標といふものをお持ちになつておるのではありませんか。これはやはり国債の大量発行のその引き受けの対応の仕方によつては、マネーサプライが増加したりあるいはしなかつたりすることに関係があるので、私は聞いておるのですが、そのマネーサプライの問題を金融政策の運営指標として用いておられたことは、いままで正式には聞いておりませんが、今後は、こういうよ

うなものについて日銀では物価との関係でいろいろ検討もしてございまして、金銀政策を進められる大蔵省として、これについて今後検討をされる意思があるのか、また適正な増加率といふのは、今日の経済の実態を踏まえて景気を回復するといふことと物価を安定的に推移させるといふ二つの経済目標を達成するためには、こうなればならないといふ政策をお示しになり、そしてそれによつて誘導をしていくことが必要だと私は考へておるのですが、そういうことについてはどういふふうにお考えになつておられるのか、お答えをいただきたいのです。

○田辺政府委員 マネーサプライの増加率、これが名目成長率と非常に相関関係が高いということは大體実証されているわけでございます。名目成長率を分解いたしますと、実質成長率プラス物価の問題、二つに分かれます。いままで、前々から現金通貨でございまして日本銀行券の発行の状況といふものは非常に有力な経済政策、金融政策の判断の資料として、私も用いてきていたものでございますけれども、むしろその現金通貨のもとになつてまいります、あるいは将来の流動性増加要因といふか、発生の能力を持つております預金、現在は、日本銀行も私もM2という定期預金を含めました指標を一番見ておるわけでございますが、これが一体何％ぐらいを一つの目標値として金融政策を考へておられるのかという御質問に對しましては、現在のところ私も、確定的な数値といふものを頭に描いて、それに沿うような政策といふ意味で仕事をやつておるわけではございません。

と申しますのは、結局、このM2、マネーサプライといふものは、経済活動あるいは金融活動の原因をなす。それを刺激あるいは逆に冷却させる要素もあり得ますけれども、また一方におきましては、実際の経済活動の反映でもある。つまり原因であり同時にまた結果であるといふ性質を持つておると思つてございまして、私も、もつともつと勉強を続けてまいりたいと思つておるわけ

でも、一義的な数値を決めまして、それに偏つたそのときどきの金融の量を調節するといふのはいかかであらうか。むしろある程度の余裕を持ちました、期間的な余裕と、それから幅と申しますか、上限がどの程度をオーバーしたらば要注意、あるいは下限がどの程度を下回ればむしろ需要を喚起すべき状態であるかといふようなことで、今後いろいろと模索をしていつたならばどうであらうかと思つております。

○村山(憲)委員 この問題は、アメリカや西ドイツあたりでは、やつておるという、そういうような資料等を私たちも読んだことがありますが、日本の場合にはまだそういうような経済指標の目標値として定めたものを正式に発表してないやうでございます。それには、いまのお話のように的確性を欠くという点もあるだらうと思つて、政策の指標として使うにはまだ十分でないという御意見もあらうかと思つておる。今後、これはやはり狂乱物価と言われたあの時代においては、マネーサプライが一年も二年も二五％を超えらるというような高きで推移したことを思い起しますと、われわれとしては、これを安閑視するわけにはいかぬと思つておる。そして、大型の国債発行の時代でありましては、その引き受けの対応のいかんによつてはまたこれが上がつたりするわけでございますから、そういうふうな意味において、十分検討をしていただいて、その成果等は「ファイナンス」等の資料にでもお書きをいたしたい、われわれにも見せていただきたいということとを要請を申し上げておきたいと思つておる。

そこで、「国庫収支特集」号をいただいておりますが、この「昭和五十年度財政資金対民間収支の見通し」の中で「上半期の財政資金対民間収支は、一八千四百八億円の散逸となつた。」「下期の見通しについては、今後の景気動向等不確定要因が極めて多く、現時点では確に見通すことは困難である。」といふことで、その調査時点ではどうであつたと思つておるのですが、やはりこれから十二月の資金繁忙期に入つてまいりまして、一体どうい

うような資金上の問題が金融の動向の中で生まれてくるのであろうかということを押えながらやりませんと、たとえば後ほどこれも説明を求めたいと思いますが、赤字国債の発行を十二月には五千億か六千億は予定しておりますというお話もお聞きをしております。そこで、それにはどういふような状態であらうかということをお聞きをしながらやりませんと、そういうような国債で吸い上げる措置をとりましますと、民間の金融の方にシフトするような状態も生まれてまいりますので、一体十二月の資金繰りはどういふような状態になるのか、資金不足対策はどういふふうに進めているのか、その国債を中心にする債券のオペレーション政策でどれくらいを予定をしておられるのか、そういう条件をつくり出すために十一月の十六日に預金準備率を下げたのではなからうか、そういう関係が国民の前に明らかにされなければならぬと思っておりますので、その金融動向について、財政資金と民間取支の状況の予測について説明をお願いしたいと思います。

○松川政府委員 財政取支の動向でございますが、これは御案内のとおり、国庫の取支の科目は何方とたくさんありますので、私も予測をいたしませんときに経験的な比率、すなわち、総額の予算支出ないし税収等の中で十二月にどのくらいの比率があるかということをもとにして推算いたしておりますが、この計算方式で試算いたしますと、一般会計につきましては、一応いま問題は国債の絡みでございますので、国債関係を除きまして考えますと、収入が一兆六千億程度あるのではなからうか、また支出が二兆八千億くらいあるのではなからうか。このように試算いたしますと、取支で一兆二千億ばかり払い超になるのではないかと思っております。そのほか特別会計がいろいろございまして、これが六千五百億ないし七千億の払い超になりますので、総体を足しますと、一兆九千億の払い超になるのではなからうか。そういったしますと、仮にここで五千億——これは私も十二月に発行したい国債の最低限の数字と考へておりますが、五千億の国債を発行するということになりまして、一兆二千五百億ないし一兆四千億程度のトータルでの国庫の払い超ということに相ならうかと存じます。

○村山(善)委員 それはわかりませんが、十一月の十六日に日銀が決定をいたしました預金準備率の引き下げとの関係はどういふふうに見ているのですか。

○田辺政府委員 御案内のとおり、今月の十六日から預金準備率の引き下げを行ったわけでございますが、これはいままで行つてまいりました金利政策あるいは日本銀行の窓口指導等の手段を通じてましますところの金融緩和政策を基調的にさらに進めたもの、こういう意味合いを持つものでございまして、時期として十一月十六日以後の預金準備率に適用するということにいたしましたのは、先生も御案内のとおり、十一月の終わりに十二月にかけては、これはわが国特有の季節的な資金繁忙期になるわけでございまして、それまでは相当の資金余剰月であった、こういうこともございまして、特に十一月の下旬から適用することにしたわけでございまして、これが例月並みの効果を発揮しますと、金融市場全体として五千二百億程度の資金の放出になると思っております。ただ十一月の分は、結局月の半ばから行いましたものから、その半分程度が——現実には、これは日本銀行に積みます準備預金の平残の計算としては十一月十六日から十二月十五日まで、こういうことになりまして、そういう時期での資金放出額はほぼその半分に近い。それから十二月になりますと例月並みの数字になりますので、約五千二百億の資金が散布される、こういう計算になります。

○松川政府委員 ただいまの答弁で私、一つ重大な勘違いをいたしましたので訂正させていただきます。ただいま申し上げました数字は国庫の収支見込みでございますが、先生の御質問は対民間取支であつたかと思つております。その意味では対民間取支に

あらわれない取引がございしますので、これを差し引いた結論で申し上げますと、国債が仮にない場合の対民間取支は一兆一千ないし一兆二千の払い超にならうかと思つております。それから先ほど申し上げました最低の五千億円というものを引きましますと、差し引き六、七千億程度の対民間の払い超、このようにならうかと思つております。

○村山(善)委員 私は、十二月に大幅な資金不足が生ずるといふようなことと、それから民間の資金需要が、年末の決済、ボーナス、給与、その他支払い関係が増大をいたしてまいりますから資金需要が出てくる。そこでその時期に備えまして、もちろん金融緩和政策という意味はありましようが、預金準備率を引き下げまして五千二百億ぐらゐの放出の散超の条件をつくり上げて、そして資金繰りの点においても、先ほどお話がありましたように散超が一兆二千億程度あるから、そういうものに合せてこの際国債を五千億ぐらゐ出して支障がないような条件をつくり上げて国債の消化政策を進めるんだ、こういうふうには直結したような考へ方を印象的に持ったのですが、それは間違つておりますか、正しいですか。

○田辺政府委員 準備率のことでございしますので私からお答えいたしますが、国債を消化させやうするために準備率を下げたということではございませぬ。これは先ほど申し上げておりましたように、いままでとつてまいりました種々の金融緩和の基調、これをさらに持続させるという意味合いを持つたわけでございまして、特にこの時期を選ばましたのは、たまたま季節的に資金供給が逼迫する時期にそれを選んだ方が効果的である。と申しますのは、それまではかなりの資金余剰の状態が続いておつた、こういうことでこういう時期を選んだわけでございまして。

○村山(善)委員 そういうふうな十二月の資金関係の動きは、もう的確に資金需要の超過、非常に繁忙期に入つてまいりますから、国債は、なるほどそういうような操作をとれば五千億ぐらゐは発行できるだらう。六千億でしたか。十二月に幾ら

国債を発行する予定ですか。この点をまず初めにお伺いをして、そしてショートを起こさないだらうと思つたのですが、民間企業の資金需要に對してはそういうような摩擦が出ないかどうか、その点を明確にしておいてもらいたいと思つております。

○松川政府委員 まず初めに、国債並びに国庫の関連の部分から御説明させていただきます。

先ほど申し上げました数字、すなわち十二月に五千億程度はせひ出したいと私も考へておりますが、これは、これから年度末までに出さなければならぬ国債の金額が相当大きい。これを消化してまいりますときに、先生の御指摘のようなヒツチと申しますか問題が起らないようにスミーズに出していくためには、なるべく資金供給の繁閑に對して、そしてできるだけ平均的に出していきたいということ、国債の残高とこれから後の毎月状況を過去の経験からながめ合わせながら、五千億程度ということをお頭に置いておるわけでございまして。

ただ、毎月の国債の発行額は、その月の始まります直前にシンジケート団の世話人会と御相談いたしましたして、その上で最終的には決まることになります。私が先ほど申し上げました数字は、十一月に八千億という非常に大きい数字を市中消化分としてお話ししたわけでございまして、そのときの世話人会においてこれからの数字を見れば十二月には恐らくこのくらいではないかなということ、非公式に私は発言いたしておりますが、これから最終的には今月末に開かれます世話人会で正式に決定される種類の数字でございまして。

○村山(善)委員 この際、五十年年度の国債の発行状況を、額面ベースでいいですが、四月から十一月までどういふふうになつておるのか、ちよつと明らかにしてもらいたいと思つております。

それから、この法律が通りました段階において、十二月ではいま五千億という話でございまして、この出納閉鎖期まで延ばしておるといふ状態もございまして、一月から二月、三月、その段階の中でどういふ発行を予定をしておられるのか、そ

の内容を説明願いたい。

○松川政府委員 以下、額面ベースで申し上げますが、四月三千億、五月三千五百億、六月二千二百億、七月千億、八月千二百億、九月三千八百億、十月三千八百億ということで、合計一兆七千五百億、これがシンジケート団を経由して消化いたしました分でございます。その間、資金運用部が引き受けたものが二千五百億でございますので、合計いたしました十月末でちょうど二兆円のもの消化されたことと相なります。十一月はシンジケート団で八千億、運用部で千八百億、合計九千八百億消化いたしますので、合計いたしまして二兆九千八百億のものが消化されることと相なります。これに対して本年度の総発行予定額である五兆四千八百億は、額面ベースに直しますと五兆五千六百四十五億でございます。したがって、差し引き二兆五千八百四十五億が、十二月から後で今年度内に発行されなければいけない金額でございます。

なお、先ほど御指摘がございました四月、五月の分につきましては、現実の仕事の運びといたしまして、三月に出します国債の金額は二月の末にシンジケート団と話をいたしました。その段階で年度末の歳入不足がどのくらいになるか、確たる見通しがまだ立たない段階でございますので、若干のアローアンスを残して剰余金がプラス・マイナス・ゼロになるような形で国債を発行する。そして、もっと見通しが固まってきた段階で三月の下旬に四月分を決め、最後に四月に入りましてから確定的な見通しが立ったところで五月分まで最終的に調整をいたしたい、このように考えています。

○村山(喜)委員 そういたしますと、借りかえ債の発行予定額四千二百三十億はいつの時点ですか。

○松川政府委員 これは借りかえの時期が参ります都度発行いたしますのでございます。借りかえの時期は三カ月分ずつをくくっておりますので年に四回でございますが、この各月の計数ははいまちょっと手持ちをいたしておりますので、至急

取り調べまして御報告させていただきます。

○村山(喜)委員 いままで発行いたしました二兆九千八百億、これは十一月まで。これは借りかえ債の発行額は含んでおりませんね。

○松川政府委員 借りかえの分は含んでおりません。

○村山(喜)委員 そういたしますと、これから二兆九千八百億ですから、十二月以降、あと三兆ありますね。借りかえ債まで入れますと三兆ある。その三兆を、十二月は六千億ですか。

○松川政府委員 借りかえの分につきましては、八月、九月、十月、十一月、十二月でございます。八月分はもう済んでおります。十一月分がいま手続中でございます。そういったしまして、その分が全部これから後で発行される金額にオンされるわけでございます。それから十二月の発行の金額、ただいま六千億という御指摘がございましたが、これにつきましてはこれから話し合ひで決めてまいるつもりでございます。その考え方としては、最低五千億は出したいというのが私どもの考え方でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、十二月はそういうような資金操作等によりまして、三兆の方が大きいことから、民間の資金需要にしろ寄せをするようなことにならないで五千億は発行できるだろう、こういうふうに見ておられるわけですが、かねては、もちろん国債の規模にもよりますが、十二月というのは少な目に発行しようというのでたしか二千億か三千億程度しか発行してはなかつたように記憶しているのです。今度は五千億ないし六千億ぐらい発行するということになつても問題はございませんか。これはもちろん九月決算の税収がどういふふうに入ってくるかという点にも関係があるわけですが、そういうような点から見て、これから一月、二月、三月という時期にスムーズに発行ができるだろうかと、この段階では揚げ超の時期に入ってくるのです。一月から三月にかけては、それがこう

いうような手段を講ずれば発行はスムーズに参りますよということが言えますか。そういうような客観的な条件をどういふふうにして示していただければ、その点について説明を求めたいと思つております。

○松川政府委員 御指摘のように、十二月はわりあい資金繁忙時期でございますので、たとえば四十一年度から四十四年度までの期間をとりますと、この間、結果的に発行された国債は四千億ないし六千億でございますが、このいずれの年におきましても十二月には二百億しか出しておりません。また四十六年度以降、この間は一兆数千億という金額の国債が出ております。四十九年度になりますと、二兆を超えますが、大体一兆数千億というときに、四十六、四十七、四十八年度におきましては、十二月はそれぞれ五百億程度、四十六年度だけ五百五十六億で、四十七年度、四十八年度は五百億でございます。その意味で、十二月に非常に大きい数字を出すのはなかなか心理的にむずかしい面はあろうかと思つております。ただ通貨の面からこれを見ますと、それだけの余剰があるものでございますから、そこはぜひお願いしたいというのが私どもの考え方でございます。

さらに一月から三月までの期間でございますが、これは御指摘のように財政といたしましては揚げ超の時期でございます。しかしながら民間自体の資金需給の関係から申しますと、十二月よりは一月はあつた月でございます。これも数字で申し上げますと、たとえば四十一年度から四十四年度まで、さき十二月は毎月二百億だと申し上げましたが、四十一年度は十二月の二百億に対しては一月は五百億出ております。四十二年度は二月は五百億出ております。四十三年度は二月は五百億出ております。四十四年度は二月は五百億出ております。そのように財政資金の対民間収支のみでは全体がさばらない要素もございまして、その意味で一月から三月にある程度の国債を消化いたしますことは非常に無理なことであろうとは私も思つており

ません。またその観点からも、この席をかりてお願いして恐縮でございますが、できるだけ早くこの法案を通していただいで十二月債から無事出せるようにぜひお願いしたいと思つております。

○村山(喜)委員 そこで十二月から三月までの間に、この計算でまいりますと、借りかえ分がすでに済んだのまで発行額の中に入つていふという説明でございますから、入つてないのですか。そうしたらこれは新規発行の分ですか。そうなりますと、二兆五千億なのか三兆なのかという点を明確にしてください。

○松川政府委員 先ほど申し上げました四月から十月の間で二兆、十一月に九千八百億、合計一兆九千八百億円出しましたと申し上げましたが、そのほかに、この期間に発行いたしました借りかえ債が三千九百九十億でございます。したがって、借りかえ債で二月に借りかえなければいけない分は二百四十億円残つておるといふ計算に相なります。

○村山(喜)委員 そうすると二兆五千億ですか。

○松川政府委員 そういたしますと、十二月から三月までに出さなければいけない国債の額は新しいものが二兆三千九百九十億、これに借りかえ分が二百四十億で、二兆三千四百三十億、これだけを四月の間に発さなければならぬということに相なつております。

○村山(喜)委員 今後そういうような意味においてシンジケート団の引き受け分……

○松川政府委員 失礼しました。いま欄を一つ読み進まして……十二月から三月までに出さなければいけない数字を二兆三千九百九十億と申し上げましたのは特別債だけでございます。そのほかのものを入れますと、新規債の合計は二兆五千八百四十五億でございます。まことに失礼いたしました。したがって、これに二月分を足しますと、二兆六千八百四十五億、このように相なります。

○村山(喜)委員 二兆六千億余りをこれから消化

をしなければならぬということでございますが、そうすると、それに対しては、たとえばシンジケート団の中の証券会社の引き受けが九月は二百二十億でした。十月は当初はもっと多かつたわけでしょう。やはり二百二十億ですか。十一月はどういうふうになるのですか。証券会社としてはこれはできないというふうなことで断つたというふうな報道を見たのです。シェアが一〇%のものが落ちてきた、六%近くに落ちてきたというふうなのを見たのですが、その点はどういうふうなところですか。

○松川政府委員 発行者である国といたしましてはシンジケート団と交渉いたしますので、したがって、その交渉は総額でございます。ただその中で、通常一割を証券が引き受けておつたのでございますが、御指摘のように、金額が急にふえましたために証券会社がそれだけ消化できないということ、シンジケート団の中で話し合ひをいたしました結果、十一月は二百六十億円を証券会社が消化する、このように決まった由に報告を受けております。

○村山(喜)委員 八千億の中の二百六十億といえ、パーセンテージにしまして何%ですか。  
○松川政府委員 三%強でございます。  
○村山(喜)委員 結局証券会社としては三%程度しか引き受ける余力がない、こういうことになってきたら、後の方に今度はそれがかぶつてきますね。それはどういふところがそれを引き受けるのですか。

○松川政府委員 十一月に発行いたします八千億というのは、月としては非常にまとまって大きい数字でございます。したがって、その間における個人消化の分の比率が非常に低く出ております。しかしながら、これから後の月におきましてはその総額が多少少な目に出てまいりますと、そのパーセンテージは若干上がることになると思っております。ただ、過去にございましたように一〇%までは今年度は戻れないのではないかと、率直に申しまして私はそういう感じを持っております。

そこでこの残りをどうするかということでございますが、シンジケート団としてお引き受けたいにしておりますので、シンジケート団の中の話し合ひによつてこの点は解決されるものと思つておりますが、具体的に十一月分についてどのような比率でどういふふうな解決したかという報告は、まだ接受しておりません。

○村山(喜)委員 新聞によりますと、その割り当て比率は変えないということの報道がなされておるやに私は読んだのですが、あなたのところは十一月分の引き受けの実態を知らないということであれば、一体どういふふうな状態——まあ理財局長は知らなくても証券局長どうなですか、知らないのですか。

○松川政府委員 これは実際の運びといたしまして、十一月分は二十日に締め切られて二十五日に払い込みというスケジュールになっております。そこで、問題の性格にもよろうと思つておりますが、払い込みの直前までいろいろ話し合ひが行われるのではないかとというのが私の受けておる感じでございます。

なお、先ほどの新聞報道につきましては、そのよくな報告はシンジケート団から受けておりません。  
○村山(喜)委員 証券局長お見えになつていようですが、証券会社が引き受けを減るといふのは、今度の新発債の八・二七%と既発債との間の価格の不利な点から生まれてくる。そういうようなものをお客さんに売るわけにいかぬというその影響が働くわけです。証券会社はまあそのような発行条件の中で、それから努力はもうしましませうというところは、それは監督官庁である大蔵省に対しては言うでしょうが、果たして消化ができるよくな状態であるのか。九月の場合には売れ残りが大分出て、十月も売れ残りが半分以上も出たという報道を聞くわけでありまして、証券会社が引き受けた最近の九月、十月、十一月の消化状態は一体どういふふうになっておりますか。

○岩瀬政府委員 個人消化でございますが、十月

はいま先生おっしゃいました売れ残りという点は、先ほど理財局長が申し上げましたように、二十日締め切つた場合には若干まだ売りさばいてないのがあるにしても、これは月末までの間に全部売り尽くしてございまして、その面では売れ残りという正確な意味におきましては、売れ残りがあつたとは報告を受けておりません。ただ御指摘のように、個人消化は、発行額がふえればその一割を個人がそのふえた分だけ持てるというふうな状況ではないと存じておりますので、月々の証券会社の引き受けにつきましては、かなり気を使つて私どもも指導いたしておるわけでございます。

ただ、十一月と十二月の月の状況だけ申し上げますと、一般には金融が緩やかなのが十一月でございますから、証券や国債の消化につきましても、法人金融機関関係では十一月である、個人関係ではむしろ十二月の方が資金がある、要するにそういうことでございまして、個人消化の方はむしろ十一月よりも十二月の方が大きくなるということでございます。

全体的にいたしまして、一割についてどれだけ消化ができるかということにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、金利の状況も他の債券に比べてございまして、まあ私も大変努力したつもりでございますが、かなりの前進を示して魅力あるものに近づきつつあるわけでございますから、私どもとしては証券会社に対しては、無理はしないけれども努力して売ってもらいたい、こういうふうな指導しておるところでございます。

○村山(喜)委員 まあ努力はされたのでございませうが、理財局の方は財政負担も伴うことになりまして、できるだけ安い金利で出したい。しかし実際買方から言へば、実勢金利よりも国債だから金利が安くていいということで喜んで引き受けるような状態にはないわけですから、長期金利の改定に当たりますと、もっと下げるべきところを下げ足を縮めたということ、努力をされたのだという意味に受けとめておきたいと思つたのです。それにしましては実勢金利との間に一・五%も開き

があるよくな状態では、買いなさいよということ勧めまして、喜んで買ひましようというわけにはなかなかまいらないですね。ですからそういうよくな意味から、この点についてはこれから一月、二月、三月の間にもっと消化をしていくのには、やはり銀行に割り当て方式で泣いてもらう、後はまためんどろを見てあげますというふうなやり方しかとれない、私はそういうふうな思つたのです。

そこで、長期国債の問題はその点で指摘をしておきますが、短期債の大蔵省証券等の資金繰りの問題でございます。十二月の資金繰りの状態については一体どういふふうになるのかということについての説明をしてもらいたたいということ、私のところに法規課長が見えませんでしたので、注文をしておいたのですが、まだ説明に見えませんでした。この席で説明をするように準備はされているのだからと思つておられますので、十二月の資金繰りについてどういふふうな思つたのか、ちよつと説明を願ひたいのです。

われわれの見方では、二兆三千億というものが今度は予算総則の七条で認められたわけでございます。そういうよくな短期資金の措置によつてやるならば、十二月は別に国債を五千億も六千億も発行しなくてもやつていけるのではないだろうかというふうに見ておるのですが、その点がどういふふうになっておるのか明らかにしてもらいたたい。

○松川政府委員 大蔵省証券の発行残高でございますが、十月の末は九千億強で月を越しまして、その後十一月の初めに税収が上がる等がございまして減つてまいりましたが、本日はまた国債の利払いなどがございまして、約一兆二千億円の残高と相なっております。これがまた今月の間に取入等がございまして漸減してまいりまして、恐らく今月末、月を越しますときには六千億前後になるのではなからうかと思ひます。

それに、十二月中の国庫収支見込みでございますが、先ほど申し上げましたとおり、一般会計において約一兆二千億の不足があり、その他の特別

會計などの不足が約七千億近くございまして、合計一兆九千億近くになる。そこで、お許しをいただいて、国債を五千億発行することができるのであれば、十二月中の国庫金の払い超額、すなわち大蔵省証券をもって賄わなければならない金額が、約一兆四千億、こういうことに相なりますので、十二月末の状態では約二兆円ということになります。ただ、月の間で、若干のごまかございまして、アローアンスを見さしていただいで、五千億の国債を出せば、ちょうどこの二兆二千億の範囲内でおさまるのではないかと、そのように考えております。

○村山(喜)委員 大変深刻な模様でございまして、法人の九月の決算に基づく税収がどういふふうに入らされているのか、延納の手続がどういふふうに入らわれているか、それにも関係があると思うのですが、税収の見込みをどういふふうにしていらっしゃるのか。

○松川政府委員 一般會計の税収の見込みでございまして、この中で時期的に非常にはつきりしておるもの、すなわち申告所得税だけは除いて、そのほかの税金の総収入をもとにいたしまして、経費率のパーセントをかけて計算いたしております。

○村山(喜)委員 申告所得分を除いた理由はどういふところからですか。私はやはり、申告所得税関係は大分落ち込んでおるもの、それを除いて計算をするという方式は、これだけ早く過ぎなければならぬために、こういう資金不足でございまして、国債を五千億ぐらいいきないと資金操作ができませんよというふうなことで説明をされているような気がしてならないのですが……

○松川政府委員 これはことしだけの計算方法でございまして、歳入の方では、申告所得税は三月末にまでまわりますのでこれは除いて計算する、それから歳出の方では、これは御質問にはございませんでしたが、歳出の方では食糧の関係は別にして、そのほかの要素について経費率ではじくというのをずっと定例といたしてお

ります。  
○村山(喜)委員 そういたしますと、それはいまのようなやり方を考えなければ、この法律が通らないと資金繰りが非常に困るという説明になってきているわけですが、その中で支払いの繰り延べとかなんとかいうようなものも想定をされたわけでしょうか。

それから、この際私は大臣に御所見をお伺いしておきたい点がございまして。  
というのは、法人税制のあり方の問題で、延納の権利が法人にはございまして、それから損益通算の権利がある。それに純損失の繰り越しと繰り戻しの制度がある。西ドイツの場合等は、繰り延べの措置はあるのですが、繰り戻しという制度はないようですね。だから、今度過年度分のそれに充てるために、赤字企業の場合、大体千七百億ぐらいい税の払い戻しを受けているというふうなわれも見ておられるわけですが、一体そういうふうな法人税制のあり方というものが果たしていいのだろうかということをお伺いしますが、その点については、法人税制のあり方として検討をされる御用意があるのか。その点をあわせてお伺いしておかないと、大分払い戻しをしたものがあるとお見おられますので、十二月までにどれだけの法人税関係の払い戻しをされたのか、それもあわせてお伺いしておきたい。

○松川政府委員 御案内のとおり、十二月には各種の補助金であるとか、また、社会保障の各種の経費であるとか、そのほかいろいろな支払いがございまして、なかんずく大口を二つ例示的に申し上げますと、各種の人員費、これはたとえば義務教育費の国庫負担金なども含めまして、各種の人員費が合計でことしの場合約九千五百億円出るのであると思われまして、また、各種公共事業費の支払いが約六千億円出るとお見られます。この二つで半分以上になるわけでございます。

そこで、先生御指摘のような、今回のような財政事情であればこれについて何らかの繰り延べの措置なり何なりを考えていまの数字をはじき出したかという御質問でございまして、ただいま申し上げました数字の計算に当たりましては、繰り延べとかそういうことは考えずに、現行制度のままにこのように支払い並びに収入の状況になるというところで計算いたしております。  
○大倉政府委員 法人税の欠損還付でございまして、おっしゃいますとおり、ドイツ、フランスには繰り戻しという制度はございせん。アメリカ、イギリスにはございせん。  
どちらがよろしいかということでございますが、私どもとしましては、やはり繰り越しと同時に、無制限の繰り戻しというのはいかかかと思ひますけれども、過去一年への繰り戻しというのには、制度としてはいい制度ではないかという考え方をとっております。  
金額的に申し上げますと、還付金の支払いは、四十九年度では年度間で法人税は千四百二十六億でございまして、五十年年度に入りましてから、四月から八月までの五ヶ月間で二千五百八億ということになっております。これは一部におっしゃられておられますように八割以上が法人向けであるというわけではございせん、大体半分近くが中小と申しますが、いわゆる一億円以下の中小法人よりも少し小さい、御承知の税務署所管の法人の半分は以上あるわけでございます。決して大法人のために特に優遇をしておるというふうな性質のものではないと考えております。また、これがありませんために、たとえばレイオフをしないで済むとか、あるいは貸金も払えるとかいう金融的な下支えの効果は十分考えられるわけでございます。やはり法人税制度としては今後ともこれを維持していった方がいんじゃないかというように私も考えております。

○村山(喜)委員 私の質問は大体このあたりで終わりますが、いまの主税局長の御答弁ですが、なほどういふような繰り戻し制度がなかりせば企業の倒産件数はふえたかもしれない。それは言えるわけですが、法人税関係の中で繰り延べはいざ知らず、そういうような繰り戻しを含めた税

制というものが法人については認められる。個人については、災害等があった場合には減免規定はありますが、それが無い。やはりそこら辺にも問題があるというふうには私は思うのですよ。企業税制のあり方として、アメリカ方式や日本方式がどうか、あるいは西ドイツやフランスのようないのか、あるいはよりベターであるのか。これは長い慣行もあるでしょうが、短絡的に結論を出すのではなくて、あり方としてどういふふうな持つていくべきかということについても十分検討をいたした方がいいのではないかと私は考えております。

それで最後に、シンジケートの中で金融機関が持つておられるのは、現物の国債をそれぞれ持つておられるのではなくて、登録された番号表だけしか与えられていないというふうな承つておられるのが、それはどういふような保有形態になっておるのですか。国債は現物を受け渡しをしておられるのですか。それともそういうふうな登録だけで処理をして、そして通知をしたことによつて、あるいは買ひ上げることによつて、そういうのは省いてやっておられるのかどうか。その点を明確にしておいた方がいいと思つたのです。というのは、それはやはり今後の国債政策を打ち立てる重要な基礎になりますので、その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○松川政府委員 国債につきましては、各国ともほぼ同様でございまして、たゞまは利札付の債券で出ます。また割引の場合には、割引でございまして利札はついておりませんが、債券の形で出すということになっておりますが、あるいは盗難であるとかその他取引の場合の決済の都合であるとか、いろいろなことがございまして、それを国債の取扱機関であるところに登録することによつて処理するということとは通常広く行われております。そしてたゞま御指摘のように、あるいは金融機関であっても券面のある方がいいということであれば券面を発行いたしますし、また逆に個人であつても登録の方がいいということであれば登

録国債として処理することができる。また個人の場合も証券会社の保護預かりになっておる場合が多うございます。そのときに保護預かりを受ける証券会社が、実際の券面でもやっておるか登録でやっておるか、その辺は種々の形態があるかと存じます。

○村山(喜)委員 それは管理政策上登録だけではないということになって、当事者間の了解でそういうようなことをやっているようにございますが、やはりそういうようなのを考えてみると、市中消化という言葉の中には、そういうような割り当て方式、そして一定の時期が来たら日銀が引き受ける買いオペの対象として措置をする。そういう形の中で日銀保有や資金運用部の保有による国債が累積をしていく、あるいは民間にそういう国債が滞留をする、こういうような形で国債が正常な姿で今日発行され、そして国債の管理政策が機能しているとは、私もどうも思われないのでございませう。

○公定歩合を-%下げ、それが貸出金利の方に○.六ほど比例するという形に、それに準拠して比率がそういうようなことで現実に引き下げが行われた場合には、企業の今日までの統計的な数字から言えば、純利益の10%が企業利益としてふえる、そういう統計的な数値もあるようございまして、金融政策やあるいは今後の財政政策の中で、国債を抱いた姿の中から、市中消化とは言いながら、そういうようなことで金利の機能が十分に働かないような状態の中で国債が割り当て方式で発行され続けていく。その返済についての明確な計画もいまのところは出すことができない。

将来は、特別債がおこれからもふえ続けていくであろう。そして国債に抱かれた財政のような形で、これが日本のこれからのそういうような財政金融政策の中で非常に大きなウェイトを占めてくるのが予測をされながら、十分な対応策がいま講ぜられていないと言えない。こういうような状況の中に、私はいままでの論議を通じて印象を受けたわけでございまして、この際、やはり今

後の国債政策あるいは国債管理政策というふうなものについては、何としても市中消化、個人消化という原則を貫いていくために、もっと機動的な運営をやらなければならぬのではなからうかという気がいたしますので、最後に大蔵大臣の所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大平国務大臣 いまの財政の立場から申ししても、金融の立場から申ししても、仰せの国債政策、国債管理政策のあり方というものが大変重要性を増してきたこと、これに過ちを犯したならば取り返しのつかない事態に発展してまいることも仰せのとおりでございます。しかし、それにもかかわらず、今日、国債管理の環境が整備されていらないし、市場がきわめて狭隘で、しかもひ弱でございませう。御案内のとおりでございます。国債政策にまだ十分政府が慣熟していないことも各方面から御指摘をいただいたわけでございませう。

私どもといたしましては、この問題に真剣に取り組ましまして、過ちを犯さないようにしなければならぬと考へております。逆に言うと、国債政策がうまくいけば、財政がうまくいく、あるいは金融政策もうまくいっていることの一つの証左になるのではないかと考へるわけでございまして、大蔵省全体といたしましてここに最も重点を置きまして、きょう大蔵省に富んだ御質疑をいただいたわけでございませうが、十分御趣旨を体し、この国債政策の展開には気をつけてまいりたいと思つております。

○上村委員長 高沢委員。○高沢委員 私は、初め大臣に質問をいたしました。あとまた具体論に入ればそれぞれの担当の局長さんにお願いをいたしたいと思ひます。ことしの、この発行することになった赤字国債の問題ですが、結局、戦後のわが国の財政の歴史で国債を出し始めるようになった直接の契機は、昭和四十年の不況のときで、このときに、四十年に赤字国債の発行があつて、四十一年以降は建設

国債ということに来て、それでことしまた二度目の赤字国債というふうなことになるわけですね。四十年の赤字国債のときも、その当時の経済事情を振り返ると、非常に異常な不況状態ということがありまして、当初の予算で予定しただけの歳入が入つてこないというふうな状況の中で、年度の途中において非常に異常な措置としての赤字国債の発行が行われたというのが四十年であつたと思ひますが、ことしの場合もその意味において同じ性格の国債であると思ひます。

当初に予定された予算の歳入額が、非常な経済事情の変動のために予定どおり入つてこない。そのために三兆九千億というふうな大きな歳入の欠陥になつたということと赤字国債を出さざるを得ない、こういうふうな事情になつてきたこの経過は、四十年とことしの昭和五十年というものは、その意味においては同じ性格だ、こういうふうに見ていいと思つたのです。

しかし、その前提の上で、どういふふうなこの問題を考へるべきかという議論はまた当然行ひますけれども、私はここで冒頭に大臣にお尋ねしたいのは、今度は来年度の、昭和五十一年度の予算編成の中で、私は、いまの事情では必ず、どの程度になるかはわかりませんが、やはり赤字国債の発行というものは出てくると思つたのです。そういたしますと、五十一年度の予算ではその予算編成の当初から赤字国債ということになつてくる。いままでの、四十年なり五十一年は、予算編成の当初はそういうことはなくて、その年度の予算を進めていく過程で、異常な経済情勢のために出さざるを得なくなつた、こういうふうなことであるわけですが、来年度の場合にはもう初めから赤字国債、こうなつてくると、同じ赤字国債でもやはり性格が変わつてくるのではないかと、こういうふうに考へるわけですね。

多少たとへて恐縮ですが、飛行機が飛び立つて目的地まで行く途中に何かの異常な事態になり非常な気候の変化なりで、途中で油が足りなくなつて、そして空中で給油を受けるといふような状態

に對して、この来年度の赤字国債の場合には、もう飛び立つ初めからすでに補助タンクを用意して、通常の油より余分な油を用意して飛び立つようなことにもなるのではないかと、こう思つておられます。

それが、たとえば昭和五十一年度の予算もまたそうなるというふうなことになるまいりませう。これは赤字国債を必要としない財政を早く実現する、こうは言われておりますけれども、五十一年度もそうだと、五十一年度もそうだと、これはもうその意味においては赤字国債を初めからビルトインしたような予算編成が年々続くということになつてくると、私は、これは非常に重大な日本の国の財政の性格変化だ、こういうふうに見るべきだと思つたのです。

そういう意味で、四十年の赤字国債、ことしの赤字国債と、今度は来年度以降の赤字国債は、同じ赤字国債でも性格の違いがある。このことについて大臣はどういう認識を持たれて、そういう事態に對して、それを一刻も早く脱却するにはどうすべきかという、そういう大臣の基本的な見解を初めにお聞きしたいと思つたのです。

○大平国務大臣 いま御審議のいたしております特別法は、五十一年度の特別公債の発行に関するものでございまして、御指摘のとおりでございます。そして、それは、五十一年度にわれわれ予想いたしました歳入が期待できないために、やむを得ずそれを補つておるためのものであるという性格を持つておりますことも御指摘のとおりでございます。したがつて、過去においてやりました例と軌を一にいたしてあります。

を願わなければなりませんし、その法律にはその性格をはつきりとうたわなければならぬものと考えておるわけでございます。

そういうことは、ことしも目的は違ひにいたしましても特例債を出す、来年も出さざるを得ないということになると、日本の財政が一つの変質を来たして、ゆゆしいことになりはしないかということ、そういうことになって体質が変わってしまふというようなことになると大問題だから、これから一日も早く脱出するには、異常な決意で、異常な方法で対処しなければならぬではないかということ、あなたのおっしゃるとおりだと思つてでございます。

私ども、今日の事態、われわれが当面しておる事態というのは、確かに一つの空前な事態だと考えております。日本の経済が受けておりますつめ跡というものは、非常に広範でございますし、非常に深くあるわけでございまして、四十年度のそれのように短期間の間に調整を終えてしまふ、治療を終えてしまふというわけにいかないと思つてございまして、この日本経済の治療をできるだけ早くしなければならぬにいたしまして、五十一年度の単年度で終えるには余りにも大きな傷跡であるというように私は判断いたしておるわけでございます。

しかし、これは特例債を出すことが日本財政のあり方として当然なことである、それがビルトインされた財政であるというものにもう転落してしまふのではないかと不安に對しましては、私は、そういうことにはならないと思つてございまして、単年度ではできないにいたしましても、極力短い期間にこの特例債依存から脱却するということにしなければならぬと考えておるわけでございまして、これを日本財政の持つ体質的な属性にまでしてしまふということは、えらいことだと思つておるわけで、そういうことは絶対避けたいと思つております。

しかし、それではこれを避けるにはどうしたらいいかということでございますが、これはよほど

の大事業でございまして、歳入、歳出全面にわたりますしての再検討が必要でございするし、私どもの考え方、われわれの習慣というふうなもの、それから制度、そういったものにまで及ぶ相当徹底した刷新を必要とするのではないかと考えておるわけでございまして、いまそれを全部洗い出してお目にかけるといふまで、私どもの用意はまだできていないわけでございすけれども、政府はこれに備えまして、歳入、歳出両面にわたつてどういふようなことをすべきであるか、どういふことをしちやならないか、そういう点についていま鋭意検討をいたしておるわけでございまして、五十一年度の予算に関連いたしまして、できるだけ具体性を持ったものを漸次御提案申し上げて御審議をいただかなければならぬと心得ております。

○高沢委員 私たちの先輩の言葉に入るをはかつて出るを制すという言葉がありますが、普通の個人の家庭経済であれば、収入がどれだけあるか、その枠の中で支出を当然考えていくということ、ただ国の財政の場合にはそうはいかぬということ、これは確かであるわけで、しかし、こういうふうには、いま大臣もお認めになったように、来年度の予算が初めから赤字国債を前提とした予算を組まなければならぬという状態になつてくるときに、非常に極端に入るをはかつて出るを制すというやつを国の財政にも適用するとなれば、来年度の増収を基本にしてどのくらいか入が期待できるかという枠、その枠の中で支出も賄つていくというふうなやり方をすれば、これは赤字国債は必要がないということになつてくるわけで、しかし、そういう予算を現実に入らぬというところは、この情勢にどういふ衝撃を与えるかということ、これはこれでまた当然大変な問題ですが、予算編成のそういう場合の判断は一応別といたしまして、赤字国債を避けるということだけを中心に考えれば、歳入の枠内で歳出を組むというふうな組み方も当然出てくるんじゃないかと思つておるわけで、そ

ういう財政になつては大変だといふ大臣も言われたですね。そういう事態を避けるための最大限の努力としては、やはりこの入るといふ面ですね、つまり増収を中心とする、そういう面のいろいろ努力というものは当然必要になつてくる。しかも、その努力は当然大衆課税であつてはならぬといふふうな原則をわれわれは前提にするわけでございすけれども、そういう努力も最大限来年度の予算編成ではやるといふこと、そこにおわれわれの言う租税特別措置の見直しや整理というものは当然出てくるわけですが、そういう面についての来年度に向けての大臣の御決意といひますか、お考えをひとつお聞きをしたいと思います。

○大平國務大臣 たびたび申し上げておりますように、来年度の経済は、私は、石油その他の資源の危機から受けた傷跡を仮に忘れて、相当な大きな負担に耐えられる経済かという、まだそうなつておると期待できないのではないかと思つております。法人税あるいは所得税、そういった方面で一般的な増収が期待できるような経済の体力ではないのではないかと、このように考えております。

しかしながら、いまあなたが御指摘のように、日本の財政は、歳入面で相当大きな負担を国民に押しつけておられる。非常に切実な課題になつておるといふことも事実でございすので、私ども来年度はまず大きな増収は、一般的増収はできないけれども、現行の制度、税制の中でどこかにまだ不正が残つておるといふようなことのないように、一遍徹底した洗い直しをしなければならぬのじゃないか。その中で増収をできるだけ図つてまいること、これはできないものだろうかということがまず第一の課題になつてくると思つてございす。したがつて、政府として税制調査会にいま精力的に御検討をお願いしているのはそのことでございまして、税制調査会にまた新たな税を起して増収の御検討をお願いすることはいたしておるわけ

それから第二にお願いしておりますことは、税の負担というものはこの際どういふ程度が適切なものであるかという点について御検討をしてもらいたいということ、これを、将来直接税にせよ間接税にせよ、私どもが税の負担をお願いする場合にどの程度まで負担をお願いすることが許されるだろうかという点で御検討をお願いするのが、いまの段階の仕事じゃないかということでございます。

したがつて、新たな税金を起すということについては御相談はまだしてないというわけでございまして、五十一年度はその意味で現行の税制を見直す、とりわけ租税特別措置を中心にした見直しと税負担のあり方というふうなものについての検討を進めて、来るべき税制改正の地ならしをしておくと、このように考えておるわけでございす。

○高沢委員 いま大臣の言われたことに関連して、私はこんなことを考えるのです。こういうふうな異常な財政になつてきた日本の経済の段階で、われわれの議論はとく部分的な議論ですね。たとえば国債という問題が出てくると、これはこれでいいか悪いか、当然議論はしなければなりません、そこにずっと限定して議論が行われる。たとえばこの後税制の面においても、来年度の税制調査会の議を経てどういふふうなものが出てくるか。私はそこには、われわれはしよつちゆう言つていますが、今度は付加価値税が出てくるぞといふことを言つておるわけで、大臣は、いやまだそういうものは別に考えていない、こつ言われますけれども、われわれの感じとしてはそういうものが出てくるのではないかと、こつ言われます。そうすると、その段階でこれがいかに悪いか、こつ言われます。財政に關する議論が、そういうそのときそのときの焦点になる問題、しかしそれは全体から見れば部分ですね、そういうところで議論が行われているといふような感じがどうもするわけで。



付金融債もその対象にいたしておりましたし、現在でも政府保証債もその対象となし得るといふことと動いてきております。そこでその場合に、日銀の方の選択はどうかという点が選択になるかという点になりますと、日銀といたしましては現在発行流通しております日銀券の信用を維持する、日銀の信用をいかにして維持するかということになりますと、その対価として受け取るべきものは最も信用の高い、国が発行しておる証券が一番いい、そういう論理から国債が政保債よりも優先して現在使われておるような次第でございます。

その場合に、しからばいわゆる建設国債と今回特例法でお願いしております国債との間に差異があるかということになりますと、これはいづれも国が支払いをお約束する債券でございますし、その間に差はないわけでございます。したがって日銀の方の立場に立つて見れば、そこに差を設けるというのは非常にむずかしい問題ではなからうか。先生の御指摘になりましたゆえんは、いたずらに特例債の発行に依存した財政の運営をするなどというお考えから出たものと拝察いたしますが、それならばそれで別な方向からのアプローチによって解決するのが本筋ではなからうか、私はこのように考えます。

○高沢委員 いま金融政策の立場からお答えになつたわけで、それはそれでわかるわけです。しかし私が考えるには、たとえば来年度の予算編成にしても、政府としては恐らく同じ国債でも建設国債で最大限の出せる分は出して、そして足りない点は赤字国債というふうになるだろうと思つてますよ。そういったしますと、いま言われた成長金融あるいは成長に伴う通貨の供給、その裏づけとしての建設国債、これはいままでの分もあるし、これから出す分も含めて十分あるじやないかという点を私は言いたいわけです。利子の支払いがあるとか、当然その償還がされるとか、国の責任でそういうことがなされるという点では赤字国債でも国債には変わりはないし、そういう信用には全く変わりがないことはそのとおりです。

しかし赤字国債というものの財政上の性格といふものを考えれば、とにかくこれはよくないものなんだという前提でやはり考えるべきじやないかと思つてますよ。そのよくないものはやはり建設国債とは別扱いにする、こういうふうな考え方は政治的に必要じやないか。金融政策上の技術的な議論ではなくて、政策的にそういう判断が必要じやないか。そうすればその判断の一つとして、日銀がこの赤字国債については買取りもしない、担保による貸し出しもしないというふうな別扱いをされるということが、一刻も早く赤字国債のなない財政をつくるという政府の姿勢を明らかにする面からいっても、こういうことがもしなされるなら、これは非常に大きな政策だ、私はこういうふうな言えると思つてます。

そういう意味でいま理財局長からは金融政策上の観点のお答えはあつたわけですが、私は、一つの政策判断、政治判断の問題としていまの点は大臣からお考えをお聞きしたいと思つてます。○大平国務大臣 非常にあなたの潔癖なアンタインフレ政策の立場からの御提言は理解できないわけではございません。けれども私は政治論としても賛成できないのは、第一に日本銀行は適正な通貨量を供給するといふか信用の調節をやる非常に重要な任務を持つておるわけでございます。その手段として国債を使つたり—それはどういふ媒体を通じてやるかというのこれは手段の問題でございまして、日本銀行自体は信用の調節を最高の任務といたしておるわけでございます。そこに出てきた手段が何であれ、それを駆使するのはやはり日本銀行の見識だろうと思つてございまして、国会なり政府がこういう品物はちよつと取り扱つたらいかぬぞとかいうようなことではなく、そこは全幅的に日本銀行を信頼していくべきが私は政治的な感覚といたしましては正しいのではないかとこのことでございます。

○高沢委員 私は、大平さんがどうも日銀総裁の立場でいまのお答えはされているような感じがするわけですよ。それは日銀の通貨供給なりあるいは金融政策を運用する立場から見て国債が一番信用できるという意味で、そういうふうな現に国債がある、それを駆使するといふふうな日銀の総裁が考えるのは、これは理解できないわけじやないですが、先ほど大臣が五十一年度の予算はもう初めから赤字国債を抱いた財政になるということについては非常に重大である、その意味においては、今度の特例法とはまた別個な特例法を次に国会に出すということも言われた、そういう今度は国の財政を運営する政府の立場、大蔵大臣の立場に立つた政治判断は、赤字国債は建設国債とは違つて扱いをするのだ、そういう判断が政治的に出てくるのが当然じやないか、私はこういう感じがするのですが、いかがでしょうか。

○大平国務大臣 政府として赤字公債を発行すべきか、すべきでないか、発行すべしとして、どれだけ、どういう条件で、いつ発行するか、そしてその歯どめはどうするか、償還はどうするか、そういう点について最大限の配慮はしなければならぬ、これは政府の責任だと思つております。そしてそれがインフレの火種になることのないように配慮しなければならぬと思つてございまして。

そこで、発行いたしました一つの国債がそこに生まれるわけでございます。それはできるだけ短期に償還するということ政府自体が配慮いたしておるわけでございます。日本銀行はそればかりでなく、いろいろな既存の公債もあれば、その他いろいろな公共債もあれば、民間のいろいろな債券もあるわけでございますし、手形もあるわけでございますし、いろいろなものを媒体にいたしまして信用の調節をやるわけでございます。私はその調節はやはり日本銀行に全幅の信頼を置くべきであらう、あなたの言う御心配は政府に対して厳しく戒めていた上で、政府がえりを正して当たるということが正しいのではないかとこの愛慮のお気持ち、それは私も十分理解できます。

○高沢委員 いまのところはどうもすれ違ひになつたようですが、そこで、では政府として非常に慎重に赤字国債に対応されるその一つのやり方として、赤字国債の償還期限ですね、今度は十年でしょう、これをたとえ五年にするということはどうかということをお聞きしたいと思つてます。

五年と私が言いますのは、戦後のわが国の経済の好況、不況の循環、サイクルを見ると大体五年ぐらいのサイクルで動いてきています、こういうふうな状態を脱却して政府は一刻も早く赤字国債を必要としない財政をつくる、たとえばそれは五十二年度、五十三年度、この辺で実現をしていくということを目指しておられると思つてますし、そうなるということはその前提にそれだけの景気の回復というものが当然出てくるわけですから、そうすればその関係を昨年来始まつた今度の不況との関係で見ると、ほぼ五年というサイクルで不況を脱して、そしてまた景気のいい状態に到達していくというふうに見ることができるといふじやないか。赤字国債を出さざるを得ないという不況が前提にあつて、しかしその不況は五年で克服される、こういうふうに見れば、赤字国債の償還も五年で終わるといふふうな考え方は私は十分成り立つのではないかと、その方がむしろ経済の循環とそれに見合った国債政策の運用ということでは、合理的じやないかというふうな感じがするわけですよ。十年という償還期限になりますと、サイクル二つまたがるというふうなことになる、その十年の償還が済むその前にもう一度五年たつたところ次の不況があつて、そこでまた赤字国債の発行といふふうになると想定すれば、この赤字国債といふものは十年という償還のサイクルの中で二重に重なつてくるというふうなことも考えざるを得ないのではないかと、こう思つておられます。

そういう意味において私は一つの提案として、この特例債については五年の償還、こういうふうなやり方をひとつ政府の政策判断としてやられる

のが非常にいいのじゃないか、こういうふうに考  
えるわけですが、大臣のお考えはいかがでしょう。  
○松川政府委員 御案内のようにドイツに一つの  
制度がございまして、景気がいいときに財政資金  
を積み立てておいて、万一景気が悪くなったとき  
にはそこから生じてくる赤字をそれで補てんして  
いくという制度がございまして、現在の歳入  
欠陥がたまたま御指摘のように景気のアップ・ダ  
ウンだけの要因でもって出てきたものであれば、  
これはちょうどドイツの制度を逆さにいたしましたし  
て、赤字のときに国債を出していく、その分は景  
気のいいときに傾向線を上回った分の歳入でもつ  
て償還していくという考え方は一つあり得ようと  
思います。

私ども一体そういうことが可能かどうか、今回  
の非常に大幅な国債増発という事態を前にいたし  
まして私どもなりに検討いたしました、またエコノミ  
ストなり学者なりの意見もいろいろ徴したのござ  
いしますが、今回の税収不足はどうか景気のアップ  
・ダウンという一つの原因だけでは帰し得ない  
ものがあるのではなからうか。いろいろ意味で  
日本の産業構造も動いていくでしょうし、日本の  
経済自体も進歩していく、その一つのステップが  
たまたま景気のアップ・ダウンのダウンの方に  
絡まってきておるといふような判断もございま  
して、なかなかそこで割り切れない。そこで、今度  
の国債の制度を考えますについても、必ず五年で  
景気のダウンのときの赤字をアップのときの黒字  
で埋めようという考え方にまで踏み切れなかつた  
次第でございまして。

もちろん、私どもこれから長い先のことを見通  
しまして、その中にはアップのときもございま  
しょうし、ダウンのときもございまして。私ど  
もがそのアップ・ダウンをいかにしてこの国債の  
償還計画と組み合わせるかというところでいろいろ  
知恵を出しましたのが、先刻来御議論のございま  
す、剰余金が出た場合にはその二分の一では  
なくて全額をこの償還に充てるのだということ  
決めましたが、そう決めた考え方の背景には、景

気の好不況の要素もあるので、景気のいいときに  
剰余金がたくさん出たならば、これは今回の特例  
債の償還に充てようではないか、そういう考え  
をとった次第でございまして。その意味で、考え  
方は先生の御指摘の考え方と似ておるのでござ  
いまして、五年というふうな割り切った処理をいた  
さずに、抽象的な表現でその考え方を織り込んでお  
るといふのが現在提案してある国債でございま  
す。

○高沢委員 私にはやはり赤字国債の累積を防ぐと  
いうことのために、とにかく国債を抑えるあるい  
は減らすという工夫すべきだと思ふ。いま剰余金  
を全額入れるというのはいさ、こういう御  
説明があったわけですが、もう一步進めて、いま言  
いました五年から五年の償還期限、これはそ  
の償還期限をとって、そのために非常にまずい  
支障が出るということは私はないと思ふ。十  
年後に償還すべきものを五年後に償還する、  
もちろんこの場合には借りかえをしないとい  
う前提であるわけですが、そうすればその段階に  
おいて百分の一・六の定額繰り入れでも、それか  
ら剰余金の全額を入れても、それでなお足りない  
点はまたそれだけ予算の投入をするというふうな  
ことで、きちっとそこで五年たつたら整理する  
というふうな運営のやり方が、さっきの赤字国債に  
対して非常に警戒的な、そういう政府の姿勢とい  
うものを具体的にあらわす一つの有力な方法だ  
と思ふのです。だから、いまの理財局長の御説明  
は、それはそういう景気のアップ・ダウンの中  
の一つの調節の方法として御説明あつたわけ  
で、十年、五年という関係では、これはやはり一  
つの政策決断の問題じゃないでしょうか。五年と  
いうことで、このことは私は大臣が決断すれば  
きるんじゃないかと思ふのですが、いかがでし  
うか。

○松川政府委員 ただいま十年償にすべきか五年  
償にすべきかという問題を景気との関係で御質問

がございまして、その側面からだけの私ども  
の考え方を御説明させていただいた次第でござ  
いまして。  
しかしながら、十年と決めました背景にはさら  
に幾つかの考え方がございまして。  
一つは、もちろん五年ともなると財政負担の面  
からいってやはり重いものがある。私ども財政当  
局の立場といたしましては、この国債の期限を短  
くいたしまして、この国債を償還するためにまた  
新たなものを借りるとか、そのために金利がまた  
かさむというふうなことがあつてはならないとい  
う国庫当局としての立場が一つございまして。  
さらには、先ほどの前の委員との御質問のやり  
とりの間に御説明申し上げたことでもございま  
す。

現在の日本の広い意味での公社債市場とい  
うのがまだ諸外国と比して育成の段階が低うござ  
いまして、その中で各種の国債、公債、社債とい  
うものが共存していく上におきまして、体系的にこ  
この分はこつちが持つ、こはこつちとするとい  
うな色分けができておられます。具体的に申し上げ  
ますならば、五年のものというのは現在長期信用銀  
行が、これは興銀や何かも含めて普通名詞として  
の長期信用銀行でございまして、これが発行し  
たします利付債が五年でございまして、これも相当  
の金額が発行されておられます。そこで、もしこの  
大量に発行されればそれが五年というところで消化  
を図ろうとするならばそちらの方に過重なひずみ  
が出るのではなからうか、こういうことも考えま  
して、いろいろほかの要素も織り込んだ結果、本  
年度度いままお願いいたしております特例債につ  
きましては、これは従前どおりの十年の期限で  
お願いいたしたいという結論に達した次第でござ  
いまして。

○高沢委員 長期信用銀行の方でも五年償を出し  
ていから、こつちの赤字国債を五年償にする  
と金融市場を圧迫する、こつち言われましたが、そ  
れは十年償であつたつて発行されれば結局金融市場  
で引き受けさせて吸い上げるわけだから、これは  
同じじゃないですか。償還期限が五年と十年で、

同じ五年になれば圧迫する、五年と十年なら圧迫  
しないといういまの局長の議論はちよつとおかし  
いのじゃないですか。訂正されたいのじゃない  
ですか。

○松川政府委員 御指摘のように、五年償でも二  
回りすれば十年になるわけにございまして。それ  
からまた、この調達に充てられる金はいわゆる金  
でございまして、これに違いがあるわけはござ  
いせん。だから、その点から言いますと、たと  
短期の、たとえば九十日ぐらゐの借金であらうと、  
一年のものであらうと、十年のものであらうと、  
転がるといふ前提で考えますと、すべてこれ同じよ  
うなものになるのでございまして。しかしながら、  
現実に債券を売るまたは買っていたら、こ  
ういった段階になりますと、やはりお買いになる  
方々の心理的な要素というものも考慮に入れな  
ければいけない。そして、かつては御案内のよう  
に国債も七年でございまして、これも十年にな  
つてきておる。それは、公社債市場の発展そのもの  
とベースを合わせながら長期的な資金、たと  
いはゆる機関投資家が持つておられますような共済  
のお金であるとか、そういうものは長期のもの  
により運用し、また安定的に長期の高い金利をか  
せぐことができるようにする、そしてまた、それ  
ほど安定的でない資金につきましては、もつと短  
いものの調達に充てる、中間的なものは中間的な  
ところへ向うということ、その資金の生ずる  
ところによりまして、おのずと安定的な長期投資を  
望むその期限に違いがあるわけにございまして。  
私どもその辺を考えますと、やはり同じ金で買  
うのなら、五年のものでも十年のものでも同じと  
言つて言えないことはないかと思ひますけれど  
も、現実の市場の、そしてまた投資家の心理を考  
えますと、そこにはおのずから違いがございま  
す。国債も五年のものになつたということにな  
れば、現在五年ものの中で消化されております利  
付債に悪い影響があることは当然予測できること  
でございまして。その意味で、私どもは五年をと  
らずに十年ものという考え方をとつた次第でござ



の通常のルールかと考えております。  
○高沢委員 これは今度は建設国債の発行額との関係になるわけですが、結局、公共事業費という枠の中で建設国債が出されるということになりま  
すね。そうすると公共事業費というものの予算全  
体の中の枠がほとんど仮に広がれば、それだけ建  
設国債のまた出し得る枠も広がるといふようなこ  
とになるわけですか。

そういう関連からお尋ねしたいわけですが、た  
とえば今年度の予算の中で、予算総則で規定され  
た公共事業費ですね。予算総則で公共事業費と規  
定はされていないけれども、そのほかのところも  
あえて入れれば入れられるというような性格のも  
のがどのくらい、これはもちろん正確な数字はあ  
りませんが、概算で結構ですが、この予算総則  
の公共事業費の中に入っていない方で、持ってい  
れば入れられる、それでそれだけ建設国債の発行  
の枠を広げることができるといふような、そのう  
部分というものは一体どのくらいあるでしょう  
か。これは細い数字はむずかしいですが、概  
算でどのくらいになるでしょうか。

○高橋(元)政府委員 いま計数は取り調べており  
ますが、事項で申しますと、従前四十一年と四十  
六年と二回にわたりました公共事業費の範囲を見  
直したわけでございますが、その結果いま公共事  
業費、出資、貸付金、いわゆる公債対象経費に入  
れることができるかどうかという点で検討に上り  
ますものは二つでございます。

(伊藤委員長代理退席、委員長着席)

一つは農業構造改善費、もう一つは地下鉄等に  
対する利子補給であろうかと思ひます。前の経費  
は、つまり農業構造改善はメニユウ的な経費でござ  
います。したがってその中には消費的な経費を  
も含み得るといふ点で、これは消極に解してあり  
ます。従前は消極に解してまいりました。それか  
ら地下鉄、鉄道等の建設費の利子補給でございま  
すが、建設費に対する利子補給という点では投資  
類似のものではございませうけれども、やはり  
過去になされた投資の後始末というふうな意

味を持ちますので、従前は公共事業費の範囲に入  
れることについてやはり消極的な判定をいたして  
おりました。なお、この点は検討を要する事柄で  
あらうと思ひます。

○高沢委員 そうすると、いま言われた農業構造  
改善の費用と地下鉄の建設利子補給、これもち  
らへ入れるとしても、金額としては本当に大した  
あれじゃないですね。

○高橋(元)政府委員 正確な計数はいまちよつと  
調べさせていただきますが、一千億に達しないと思  
います。

○高沢委員 これは今度は国債と防衛費の関係と  
いうことになってくるわけですが、昭和四十年の  
ときに初めて国債発行に踏み切られて、あの当時  
非常に論議された国債の発行と防衛費との関係  
で、軍事国債の性格になつちやいかぬといふ  
なことで非常な論議があつて、それで防衛庁関係  
のいろいろな建設関係の仕事があるわけですが、  
そういうものは厳格にいま言われた公共事業費の  
範囲には入れない、これは別ということですか  
今日まで来ておられる、もちろん私は将来もそう  
いふ立場は貫いていかなければならぬ、こういう  
ふうに考えるわけですが、この点については将来  
にわたつて防衛庁関係のものとはたとへて管轄費で  
あつても何であつても公共事業費の中へは入れな  
い、こういうふうな理解してよろしいですか。

○高橋(元)政府委員 国民経済的な定義でいたし  
まして、軍事費といふのは消費的な支出でござい  
ます。公債対象経費の分類につきましても、ただ  
いまおっしゃいましたように防衛庁関係の施設費  
等は防衛関係費の中に入れておりました。公共事  
業費といふ取り扱ひでございませぬ。これは過去十年來変  
わらなうと思ひておられます。

○高沢委員 建設国債の前提になる公共事業費の  
場合には、いまのお答えでよくわかりました。

○高沢委員 建設国債の前提になる公共事業費の  
場合には、いまのお答えでよくわかりました。  
そうすると今度の場合には、その建設国債と違  
う赤字国債が出るわけですね。そうすると、建設  
国債は出る前提が公共事業費といふ一つの枠が

あつて、その枠内で建設国債が出るわけですが、  
今度公共事業費でない方のその部分に對して、  
行政費なり人件費なりいろいろなものを含んでお  
る公共事業費でない部分に對して赤字国債が出る  
、こうなるわけですね。そうするとこの出され  
る赤字国債、今度は二兆二千九百億、これはそ  
ういふ公共事業費でない方の予算の中にずつと全体  
まじつていくわけですから、そうするとその意味  
においては、防衛庁予算のその部分にも一定の程  
度においてまじり込んでいくといふふうにはこれ  
考へなければならぬと思ひますが、その点はど  
うでしょうか。

○高橋(元)政府委員 五十年の特例法をもちまし  
て発行をお願いいたしております特例公債は、法  
律の一条にもありますように歳入の減少を補うた  
めに発行するものであるといふことで、特定の使  
用目的といふものを持つておりませぬ。したが  
いまして、防衛費に充當するために発行するもので  
ないといふことは、当然私もはさように思つて  
おります。

○高沢委員 私は、防衛庁費に充てるためにとい  
ふことで聞いたわけじゃないんですね。つまり、  
防衛庁費に充てるためじゃなくて一般の行政費な  
りといふ必要性で出すわけですけれども、それは  
結局防衛庁の費用の中にもそれがしみていく  
じゃないか、こういうことなんですか。しみてい  
くわけですか。そういうことになれば、これは一  
〇〇%ではないけれども、まあそれが何%と言  
つていいかわかりませぬけれども、一定の程度にお  
いてこれは軍事公債の性格を持つてくるといふこ  
とになるんじゃないか、こう思ふのですがどう  
でしょうか。

○高橋(元)政府委員 投資的経費以外の一般財源  
に充てるために例外的に発行をお願いいたして  
おります特例公債でございませぬから、その発行収入  
金は四条対象経費を除く歳入の全体と見合つてお  
るということでございます。

○高沢委員 ですから、その歳入全体の中に  
は……。

○高橋(元)政府委員 歳入全体の中でどの部分  
に、たとえば防衛費には充てられないといふ  
に決めておらないといふ意味では、全体の歳入に  
かぶつておるといふことでございます。

○高沢委員 であるから、この赤字国債というや  
つはそういう性格がやはりあるわけですよ。これ  
は今度は防衛費が予算総額の中でどのくらいの比  
重を占めるようになるかといふ、これとの関係は  
当然ありますけれども、とにかくそういう意味に  
おいて昭和四十年のあのときの国債論議の中で非  
常に論議された軍事国債になつてはならぬ、また  
しませぬ、こういうふうな論議をいま振り返つて  
みれば、いまのこの段階でやはりこのことはもう  
一回厳密にわれわれとしては反省してみなければ  
いかぬじゃないか、こういう感じがするわけ  
ですよ。

ですから次長の言われるように、防衛費に充  
てるための国債でないことは、それはもうわか  
りきつたことですから、この特例公債といふも  
のはとにかく一定の程度において防衛費にも当  
たるものか、こういうふうな考えれば、この軍事  
国債という性格を避けるためには、とにかく一刻  
も早く赤字国債をやめるという方向に向かつて  
いよいよわれわれは努力をしなければならぬ、こ  
ういふことではないかと思つておられる、この問題  
の一つの締めくくりとして、大臣、ちよつと決意  
を表明してください。

○大平國務大臣 歳入欠陥補てんの目的とするも  
のでございまして、歳入全体にかかるといふ  
という性格のものではございませぬけれども、それ  
だけの説明でこの特例公債がジャスティファイさ  
れると、私も安心しておれないと思つてござ  
います。これが発行、それからその管理、償還  
といふようなことにつきましては、非常に神経質  
にまで厳しく当たらなければならぬことは御指摘  
のとおりでございます。

○高沢委員 あとは私は、国債整理基金特別会計で  
すね、この関係でかなり技術的になるかもしれま  
せんが、お尋ねをしたいと思います。

国債整理基金特別会計法は、明治三十九年に制定されております。戦後、私たちのいまの財政運営の基本法ともいへば財政法、これは昭和二十二年の制定であつて、それから戦後国債発行という事に踏み切るようになったのが昭和四十年以降です。こういうふうな時間の関係というものは、あるいは歴史のそういう発展段階の関係を考へると、国債整理基金特別会計法というのは、もう非常にいまの事態に適應しない、そういうものになつてゐるんじゃないか、こういうふうな感じがいたしますけれども、まず総体として、いまの国債整理基金特別会計法についての、理財局長、お考えを聞かしてください。

○松川政府委員 たいだいま長い歴史の御指摘がございましたが、新しい財政法ができました後でもいろいろな、たとえば交付国債であるとか出資国債であるとか、そういった国債は発行されておりました、その償還はこの国債整理基金を通じてずつと行われてきた次第でございます。

そこで、本格的にいわゆる財政法四条のただし書きによる国債というのが出されるようになりましてから、一体この古い皮袋のままでもいいのかという疑念がございまして、これはまた国会でも御指摘がございまして、いろいろ検討いたしました結果、その当時ございました法定の繰入率を改めまして、現在の百分の一・六というのはたしか昭和四十二年だつたと記憶いたしておりますが、そのときに改正されて現在に至つております。(高沢委員「その前は」と呼ぶ)その前は一万分の百十六でございます。百分の一・一六になるわけでございます。それを改めまして現行の百分の一・六に改正した次第でございます。この改正の折に国債整理基金というもののあり方につきまして広く検討いたしました。その余の部分につきまして、この制度のままで現在の必要に対応していいのじゃないか、そしてまた、現在の民主的な財政運営に当たりましても運営に支障がないし、また悪い点もないのではないかと、繰入率のみを訂正いたしまして本日に至つておる次第でございます。

正いたしまして本日に至つておる次第でございます。したがしまして、私どももいたしまして、この国債整理基金というのは、世界のほかの国にも余り例を見ないのでございまして、わが国なりにできた制度であり、非常によくできた制度ではないかと思つております。

○高沢委員 この特別会計の目的は、結局国がいろいろな形で借金をしておりますね、その国のいろいろな形の借金を、これを一般会計とは区分してこの特別会計で整理していく、管理していく、こういうことだと思つていますが、私はその中には、同時に借金をできるだけ早く有効に消していく、償還していく、こういう目的は当然この特別会計にはあるということだと思つていますが、その点はどうでしょうか。この会計の目的。

○松川政府委員 基本的には国のいろいろな形の債務の到来期がまちまちなものがございます。これに對しまして、あるものにつきましては債務の到来を待つ間、たとえば国債が一つの例でございますが、百分の一・六を積み立てていくというように資金を入れていって、債務返済のときの財政支出が一時に巨額にわたらないような配慮というものもなされておりました、そういう意味での機能もこの基金は果たしております。

それから、たいだいま御指摘のございましたように、場合によりましてはこの基金の資金を活用することによりまして、その債務の期限前にこれを完済することが利益にも合致するような場合には、その機動的な発動がございまして、基金という形で一括的に持つておるわけでございます。

○高沢委員 ちょっとこれは言葉の問題で恐縮ですが、その整理基金特別会計法の第五条で、「政府八国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ起債スルコトヲ得」といふふうに、「整理又ハ償還」とありますが、この場合、整理という言葉と償還という言葉はどつちがどういふ性格の違いがあるわけですか。

○高橋(元)政府委員 この国債整理基金の制度が

できましたのは、御案内のように明治三十九年に、日露戦争の後で公債が累積いたしました非常に財政が圧迫になる、かたがた高利の公債が残つておつたという時代に、それを整理するために出発したわけでございます。したがしまして、現在ではそのようなものがございます。償還のために借りかえ発行をいたしておりますが、かつて明治の末期、それから大正の初期、それから大震災の跡始末といったような時期には、高利または不利な条件で発行した公債をここで整理、借りかえをしたことがございます。それを整理というふうに表現をいたしております。

それからなお、先ほど高沢委員の御質問がありました農業構造改善費、それから国鉄、地下鉄の利子補給金は、五十年の予算にいたしまして千七百九十億でございます。

○高沢委員 その国債整理基金特別会計の中の国債の償還の関係で、以下お尋ねをしたいと思います。

昭和四十九年度の、これは私の調べた範囲内ですが、国債整理基金特別会計の予算の歳出の中で、国債償還のための歳出が九千四百八十億、こういうふうな金額になつておるわけですね。それで四十九年度に実際に国債の償還されたのがどうかというふうな関係で見ると、四十二年発行された建設国債、これがちよつと七年たつて四十九年に來てゐるわけですね。それが七千九百九十九億七千九百九十九億、こういうふうなことになるわけですね。その国債償還のために組まれた予算額九千四百八十億、それから実際に償還された国債の四十二年発行建設国債は七千九百九十九億、この数字の関係あるいはその数字の食い違いといふことが、これはどうしてそういうふうなことになるか、これはどういふことかと思つておるわけですね。

○松川政府委員 四十九年度に組まれた予算額のうち、実際に国債の償還に充てられました金額は八千九百十五億でございます。この中にはいわゆる新規国債と申しますか、四十年以降に出されました国債のほかに、その他の種類の戦前債

その他も含まれております。したがしまして、そこでいわゆる新規国債の償還額だけをとつてみますと七千三百八十五億でございます。そして、このうちでもう一つ追加して申し上げますならば、六千五百七十二億は借りかえをいたしております。

○高沢委員 そうすると、いま六千何千という金額は借りかえをした、こつと言われたわけですが、実際に現金償還をされた金額はどのくらいになりますか。

○松川政府委員 たいだいま申し上げました七千三百八十五億と六千五百七十二億の差額でございます。八十三億の差額になるかと思つておるわけですね。

○高沢委員 この現金償還と借りかえ償還の関係というのは、特別会計の中ではどういふ原理、原則でやつておられるか、それをお聞きをしたいと思います。

○松川政府委員 御案内のとおり百分の一・六に当たりますものがずつと積み上げられておるわけで、これに對する分は現金償還ということになります。ただしその当時は七年ものでございましてのでその七倍分でございます。

この背景にございまして思想は、先ほども申し上げましたが、この国債発行の対象になつております各種施設その他のものの効用発揮期間が大体六十年であらうということ、六十百分の一・六という形であらわされておるわけでございますが、六十百分の一が七年たつたところでございますから、大体パーセントに直しますと一一・七程度のものが現金償還になり、その他のものは借りかえになる、このような計算になつております。

○高沢委員 そうするとこの建設国債の場合には現金償還をしていくのはその償還期に來たものの六十百分の七ですか、七年ものとするは六十百分の七、これが仮に五年ものであれば六十百分の五、こうなるわけですか。その償還期限との関係はそうなるわけですか。

○松川政府委員 当時は七年ものでございました

ので六十分の七償還されておりますが、その後の分につきましては十年に借りかえられておりますので、百分の十六がその次の期限到来日に現金償還され、その残りが借りかえという事に相なります。

○高沢委員 私は、その現金償還と借りかえ償還の関係ということ、これはひとつ政治論で問題にしたいわけですが、

いま言われたように六十年というふうな建設事業でつくられる施設の耐用年数というものから計算をされた百分の一・六、その七年分としての六十分の七というふうなものは、六十年という前提からずと考えてくればそれなりにわかるわけです。しかしそういう結果として、償還期限の到来した国債は、われわれの普通の常識では、そこでもうみなん返したというふうな感じを受けるわけです。特別会計の予算の歳出の項を見ても、国債の償還に充てるために九千億というふうな金額が計上されておりますから、そうすると素人は、ああここで借金は九千億減ったんだな、こう思うわけです。ところがその内訳を見ると、いま言われたように、実際に現金償還で減った分は六十分の七が減っております。あとの分は借りかえ償還だからまた借りかえの債券発行をして、その分だけちゃんと借金がまたできておるといふような姿になつておるわけですね。これは国民にそういう関係を理解させるという面において、特別会計の中身の説明の仕方というものは、もっと親切な姿が大蔵省の立場としてあつていいんじゃないかという感じが一つです。

それからもう一つは、そういう借りかえで償還するということは、その際借りかえの債券を発行するわけですから、そうするとこれは実際上の国債発行ですね。一般会計で国債を発行するときは、これは非常に重要な問題として国会の審議を受ける。そしてその承認を受けた枠内でやるということになります。ところが国債整理基金特別会計の中では借りかえ債という形で債券発行が非常に技術的な形でなされておる。このことについては

国会の承認とかいふふうなことは全くないわけですが、しかしその債券であるという性格においては、国の借金である、国の債務であるという点においては全く変わりがない。

○高沢委員 その借りかえという形で債券を発行するということは、一般会計で国債を発行するのと同じこと、

ただ、御指摘のように一カ所にまとまるといふことになり、予算の説明の中に非常に大きくくつた形で説明がございしますが、その中には幾らが借りかえであり、幾らが新規の発行であるということをはつきり注記いたしておりました。いまここで申し上げますれば、たとえば償還の財源でございしますが、一般会計の歳出予算各目明細書の歳入歳出予算各目明細書の中にございしたり、特別会計の歳入歳出予算各目明細書の中にございしたり、また当国債整理基金特別会計歳入歳出予算並びに予算の説明の中にございしたり、あちこちに分かれて入つておる面がございします。ただ、その全体をくくりましたものは、予算の御審議をいたさすときにまお配りしてございす予算の説明の中に要領よくまとめてその点を指摘してございします。

○高沢委員 その借りかえという形で債券を発行するのと同じこと、一般会計で国債を発行するのと同じこと、

しその性格は経済効果としては、一般会計でそれだけの国債を発行するのと同じ効果を持つので、その国債がまた運用されるわけですから、そういうことについてはどうかということをお尋ねしているわけですが、

○高沢委員 貨幣的な側面から見ますと借りかえは、現在国債をある金額存在すると前提いたしまして、そのものが別な国債にかわるだけでございします。いわゆるマネーサプライの面から言いますと、これは中立でございまして、かえつてこれを償還するという方が影響があるわけがござい

○高沢委員 国債は、少なくとも建設国債でとつてみれば、過去十年間毎年毎年出てきたわけですね。そしてそれだけ年々発行額が累積をされていくわけです。その累積をされていくのと、今度は償還の面において現金償還で実際に消していくものは六十分の七、あとの分は借りかえでまた債務として残る。そこにまた次の年の発行のやつ、また次の年の発行のやつ、こういうふうな発行の残高がずつと重なるわけですね。だからこういう形になっていく、その国債が国の財政にとつての荷物になつていく、発行して財源を得るときはそれは結構だけれども、後でその元金も償還しなければならぬ、利子も返済しなければならぬというふうな、この荷物になつていく関係で見れば、これは年々累積していくことではしよう。こと

○高沢委員 御参考までに、現在の段階で、昭和五十年末のそのつたものの債務残高がどうなるかということを試算してみます、これは物差しになるのはやはり最終的にはGNPであろうと思ひますので、これとの対比で見ますと、日本の場合、一二％強になります。たとえば、これは一九七四年末ですが、アメリカの二六・四％とか、イギリスの七三年末の四六・九％と比べてまだ低いからという

にことしのように、一年間でもう五兆五千億、建設国債と赤字国債を合わせて約五兆五千億という発行になる。恐らく来年は六兆、七兆あるいは八兆ぐらゐになるんじゃないですか。そういうふうなものがずつと発行残高として重なるっていくということになります、いまの程度の六十分の七の現金償還でいつて一体どうなるのだということ、私は問題にしているわけですが、そういう意味で、政治的にそういう借りかえ措置ということ、ただ金融論の技術的な議論で済まない重大な問題を含んでいるではないかということをお尋ねしているわけですが、

○高沢委員 御指摘のように、いわゆる財政法四条のただし書きで発行いたしました建設国債のみをとつてみましても、その発行の残高といふのは、借りかえがございすために累年増加いたしてきておりました。たとえば最近の数字だけとりましても、四十七年度末で五兆八千億、四十八年度末で七兆五千億、四十九年度末で九兆六千億というふうな増加してきておりました。その意味で、私ども財政をお預かりしております者といつたしまして、非常に注意をしいかなければならぬこととは事実でございします。

○高沢委員 御参考までに、現在の段階で、昭和五十年末のそのつたものの債務残高がどうなるかということを試算してみます、これは物差しになるのはやはり最終的にはGNPであろうと思ひますので、これとの対比で見ますと、日本の場合、一二％強になります。たとえば、これは一九七四年末ですが、アメリカの二六・四％とか、イギリスの七三年末の四六・九％と比べてまだ低いからという

○高沢委員 御参考までに、現在の段階で、昭和五十年末のそのつたものの債務残高がどうなるかということを試算してみます、これは物差しになるのはやはり最終的にはGNPであろうと思ひますので、これとの対比で見ますと、日本の場合、一二％強になります。たとえば、これは一九七四年末ですが、アメリカの二六・四％とか、イギリスの七三年末の四六・九％と比べてまだ低いからという



します。

○松川政府委員 先般米申し上げておりますように、この国債整理基金は、たとえば他の出資国債であるとか交付国債であるとか全部いろいろなもの償還財源をまとめて計上いたしてございまして、一括運用しておるわけでございまして。したがって、各種の償還債務のあるもの、これの平準化のために繰り入れられるもの、こういったものはやはり一括して運用いたしまして、特別な償還財源として入れるもの額をなるべく減らすように、運用益が出てくるようなそういう管理をする方が国民全体の利益につながるのではないかと、すなわち勘定を区分いたしました、それぞれのところへ張りつけ、そして区分経理をいたしますよりは、全体として一括的な運用をいたして最大の運用益を上げ、これによりまして償還財源そのものの繰り入れ、すなわち税金の負担なり何なりほかの負担になりませんものを減らしていく努力を私どもとしてはしなければいけないのではないかと、そのように考えておりますので、私どもとしては、いまありますような全部をひっくるめた国債整理基金というあり方が一番効率的な、そして大局の利益に合致する方法ではないかと思っております。

○高沢委員 その運用の問題ですけれども、運用の収入、つまり利子の予算額と決算額が非常に違っているんですね。これはもう時間がたつてから、私一々数字は言いませんが、非常に大きく違っておる。これは一体どうしてそういうふうになるのか説明をお願いします。

○松川政府委員 考え方から御説明申し上げますと、この整理基金特別会計の資金は、ある年に公債の償還のために充てるといふ項目に整理されまして、それが仮に使用されなくて使用残として残りました場合には、法律に基づきまして、逐次翌年に繰り越して使用することができるといふ形になっております。これは必要に応じては、この基金をもって国債の償還その他に充て得るような配慮がなされておるのでございまして、このこと

が裏返しになりまして、運用収入の積算のときに、その年度の定率外の繰り入れのある期間運用する。これも一年間渡かしておくわけではございまして、ある特定期間だけ運用した場合に得られる金利収入だけを予算的に計上いたしてございまして。ところが実際には相当大きい資金がございまして、この運用収入というのは大幅にまいます。そこでもやっています。やり方というのは、ある特定の年度の途中でその時点までに上がった運用収入は翌年度の予算に前年度剰余金として計上いたしてございまして。さらにその時点で発生いたした運用収入は、これは翌々年度に前年度剰余金受け入れという形で受け入れまして、これを国債償還に充てるという経理をいたしてございまして。

ただ、その考え方が、ただいまのように国債の金額が非常にふえてまいりますと、常時それだけ金が増えたり償還に回って、運用に回る金額が少なくなるといふのは余りにも現実離れいたしてございまして、この辺は来年度予算編成のときにもう一度見直しまして、ある程度決算に近づける。さりとて、ある程度はこの基金がいつでも弾力的に出動できる体制をとる。どの辺に妥協点が見出されるかわかりませんが、現在の状態から見ると少しかけ離れ過ぎておられますので、当初の哲学を損なわない範囲で金額的な調整はいたしたいと思っております。

○高沢委員 その運用されている、つまり試算の現在額というものは当然示すことができるでしよう。試算の内訳ですね、それはどのくらいになりますか。

○松川政府委員 四十九年度末の資金残高は二千四百三十一億円でございまして。これがたまたま申し上げました逐次繰り越しの規定によりまして国債整理基金として動いておるものでございまして。五十年年度末の金額は、これはこれから買入れ償還その他にだけ発動するか未確定の要素がございまして、現在時点で断定的なことは申し上げかねますが、約三千五百億程度になると

るのではないかと思っております。○高沢委員 最後に、今度の特例法では五月三十一日まで発行できる、こうなっています。實際上十四カ月です。しかし、これは先ほど一番最初に言いましたように、今年度の予算ができた後の異常な事態で歳入欠陥が生じて出さざるを得なくなった。こういう経過がありますから、五月三十一日までという、これはこれで一応理解はできます。さらには五月三十一日までということ、できるだけ税収のあれを見きわめてということもありませんが、それはわかりませんが、今年度は来年度の予算が四月から始まる。それで来年度の赤字国債がまた五月三十一日、再来年の五月三十一日、こうなってきますと、まさに十四カ月が固定化していくということになって、これは財政法の単年度主義の大原則がこどもって変わってしまうということになりまして、これはどうですか。

○松川政府委員 ただいま高沢委員が二つの理由をお挙げになりましたが、私どもはその前の方の理由は頭に置いてないのでございまして。と申しますのは、申告の最終期限が三月十五日であり、しかもこれが本当の意味の自主的な申告になってきておられますので、税収の金額が私どものところに最終的に届いてまいりますのがどうしても四月の上旬になります。ところが現実に国債の事務は、三月に発行いたします分につきましては二月の末に世話人会をやつて金額を決めるということになります。そういういたしますと、二月の下旬の段階で税収がどれだけになるか、これは上下それぞれ幅を持った見積もりしかできないわけではございまして。私どももいたしまして、国債を出しながら剰余金を出すというのはいかに国民に余分な負担をおかけすることになるという考え方がございまして、税収の見通しに幅があるときには、その最も安全なサイドでの税収を見積もりにして、三月に国債を発行する。ところが、それから時間がたつていきますと、もう少しその税収の見積もり幅が狭まってきたりします。三月の末までにわかりました税収幅のアローアンス、これも安全サイドで見

ましてその分は四月に発行させていただきます。そしてまた四月の上旬が過ぎましたところに最終的な金額が出てまいりますから、そこで最後の数字を調節いたしたい。もっぱらそういう観点から出しておるものでございまして。したがって、その思想はあくまでも出納整理期間を置いておる思想と同じでございまして。

したがって、これは十四カ月をめぐりまして組んだものでもございませぬし、また他方五十一年度予算で仮に特例債をまたお願いするようなことがございまして、やはり同じように整理期間的な二カ月間、四月発行、五月発行というものを置かなければ、剰余金を置くような赤字国債というそしりを受ける状態もあり得ますので、これは仮に来年も同じような状態であれば、四月、五月もまたお願いせざるを得ない状況にあるということとを御理解いただきたいと存じます。

○高沢委員 以上で質問を終わります。○上村委員長 次回は、来る二十一日金曜日、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後六時五十分散会

大蔵委員会議録第二号中訂正  
一ページ三段付託欄一行「渡辺武君」を  
「近藤忠孝君」に訂正する。

昭和五十年十一月二十九日印刷

昭和五十年十二月一日発行

衆議院事務局

印刷者

大藏省印刷局